

子育て支援事業調査研究会

最終報告書



平成 20 年 3 月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

刊行にあたって

平成 15 年 7 月に成立・公布された次世代育成支援対策推進法により、自治体や事業者は、地域に即した次世代育成の行動計画の策定が義務付けられました。次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境整備を行う「次世代育成支援対策」を推進するため、効果的な子育て支援事業の展開が求められています。

こうした状況に対応するため、当センターでは、「子育て支援事業調査研究会」を開催し、平成 18 年度から平成 19 年度の 2 年間にわたり研究を続けてきました。本研究会では、保育所・幼稚園利用児童の保護者、未就園児の保護者にアンケート調査を実施し、保護者が施設選定にあたって何を重視しているかを把握する他、各施設にどのような認識を有し、どのような情報を欲しているかを考察しました。また、公開セミナーの開催や国内、韓国の先進事例調査などを通じて情報収集を行い、効果的な子育て支援事業の取り組み方法について研究してきました。本報告書は、2 年間にわたる調査、研究の成果を取りまとめたものです。この報告書がこれからの児童福祉施策の課題に取り組んでいく際の参考となれば幸いです。

最後になりましたが、2 年間、指導助言者として本研究会においてご指導いただきました、山縣文治先生（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）、池田恭和先生（㈱関西総合研究所代表取締役）、指導助手の橋本真紀様（聖和大学教育学部講師）、近棟健二様（大阪市立大学大学院）、崔珍姫様（大阪市立大学大学院）、公開セミナー実施に際し基調講演いただきました柏女霊峰先生（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授）、および、こころよくアンケートに回答して下さったみなさま、視察先関係者のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成 20 年 3 月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
所 長 齊 藤 慎

目次

第 1 部 研究の概要

1. 研究の目的 3

2. 研究課題 3

3. 研究期間 4

第 2 部 保育所、幼稚園施設選考理由調査の概要

1. 保育所、幼稚園利用児童保護者の施設選考理由調査の概要 9

2. 未就園児童保護者の保育所、幼稚園施設選考理由調査の概要 18

3. 健診時調査と就園時調査の比較と総合的考察 25

第 3 部 先進事例報告（国内編）

1. 視察の概要 37

2. 視察地の特徴 37

3. 総合的考察 38

[視察報告]

（平成18年度）

江東区大島子ども家庭支援センター 40

NPO法人 せたがや子育てネット 45

三鷹市「みたか子育てねっと」 50

三鷹市子ども家庭支援センター 54

のびっこ園台場 59

掛川市立乳幼児センターすこやか 64

（平成19年度）

財団法人いしかわ子育て支援財団 68

小松市市民福祉部児童家庭課 74

デイケアハウス「このゆびとーまれ」 77

地域交流サロン「ばあちゃんち」 81

敬愛保育園 86

熊本県「健軍くらしささえ愛工房」 91

第 4 部 先進事例報告（韓国編）

韓国における子どもと家庭をめぐる支援策の展開

1. 本稿の目的	99
2. 人口構造からみる韓国の都市化と少子化	99
3. 韓国人口にかかわる政策	102
4. 子どもと家庭をめぐる支援政策の方向と内容	105
5. 今後の韓国型子どもと家庭をめぐる支援システムに向けて	111

[視察報告]

サイムダン産後ケア院	115
韓国保健社会研究院	121
ハウン子どもの家	130

第 5 部 公開セミナー実施録

「自治体における子育て支援事業の推進」	145
基調講演	145

「地域での子育て支援拠点事業の展開」

柏女 霊峰 氏（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授）

ディスカッション	156
----------------	-----

橋本 真紀 氏（聖和大学教育学部講師）

柏女 霊峰 氏（淑徳大学総合福祉学部教授）

山縣 文治 氏（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）

岩佐 隆博 氏（岸和田市児童福祉部保育課・当研究会研究員）

第

1

部

研究の概要

第1部

研究の概要

1. 研究の目的

2006年、合計特殊出生率はわずかに回復したとはいっても、依然として、わが国は少子高齢化の急速な進展と総人口の減少の同時進行状態にあることはいうまでもない。少子化と子育て支援サービスとの関係は、さまざまな視点から論じられているが、施策の推進においては、市町村行政への期待がますます大きくなっている。

ここ10年間の繰り返される児童福祉法の改正をみても、新規事業あるいは都道府県事業の市町村委譲などで市町村が実施主体となる児童福祉関連事業が増大している。さらに、2003年に成立した次世代育成支援対策推進法は、すべての市町村に、2005年度から5年間を前期期間とする市町村行動計画の策定を義務づけ、計画的な事業推進を奨励している。

このような状況においては、市町村の職員自身にも主体的に、現状を分析し、政策を立案していく力が求められる。本研究は、このようなことを意識しつつ、これからの市町村の児童福祉施策、とりわけ保育および地域子育て支援施策のあり方を検討することを目的として実施したものである。

2. 研究課題

本研究は、2006年度から2007年度の2年間にわたって実施した。

2006年度は、保育所および幼稚園の利用者について、それぞれを選択した理由の調査、保育関連情報のデータベースづくり、先駆的实践を行っている市町村の視察、を行った。

2007年度は、保育所および幼稚園を利用していない者について、選択する際に重視する内容の調査、児童福祉研究のエキスパートである柏女霊峰先生を招いての学習会、先駆的实践を行っている市町村の視察、わが国に以上少子化が進んでいる韓国の関係者との意見交換、を行った。

なお、2006年度の課題であった、保育関連情報のデータベースづくりについては、毎年外部機関から情報提供が求められるデータをウェブ上で管理しようとする試みであった。これについて研究員の間で多角的に検討してきたが、たとえば、保育料区分等、市町村ごとのフォーマットが異なるため、紙ベースで必要箇所のみを修正する方が最終的には効率的であるとの結

論にいたり、2007年度の試行にはいたらなかった。しかしながら、今後ますます事務作業の効率化が進むものと考えられ、将来的には、データの蓄積という面からも、提出団体と協議し、検討が必要であるという確認を行った。

3．研究期間

研究期間は、2006年4月～2008年3月の2年間である。

表 - 1 大阪府内市町村の保育所・幼稚園行政（2006.4）

市町村名	就学前分布			3歳未満分布		就学前割合			3歳未満割合	
	全体	保育所	幼稚園	全体	保育所	保育所	幼稚園	その他	保育所	その他
大阪市	135465	40206	32156	69520	14395	29.7	23.7	46.6	20.7	79.3
吹田市	20368	4362	7345	9761	1710	21.4	36.1	42.5	17.5	82.5
摂津市	5225	1621	1389	2621	570	31.0	26.6	42.4	21.7	78.3
茨木市	16688	3772	5157	8149	1470	22.6	30.9	46.5	18.0	82.0
高槻市	19646	4090	4725	9618	1528	20.8	24.1	55.1	15.9	84.1
島本町	1587	388	595	750	139	24.4	37.5	38.1	18.5	81.5
豊中市	21105	4222	7574	10201	1644	20.0	35.9	44.1	16.1	83.9
池田市	5179	1098	1763	2467	412	21.2	34.0	44.8	16.7	83.3
箕面市	6681	1226	1942	3189	450	18.4	29.1	52.6	14.1	85.9
豊能町	741	133	268	307	36	17.9	36.2	45.9	11.7	88.3
能勢町	461	107	189	186	28	23.2	41.0	35.8	15.1	84.9
守口市	7356	2177	2369	3478	755	29.6	32.2	38.2	21.7	78.3
門真市	7297	1885	2682	3579	678	25.8	36.8	37.4	18.9	81.1
寝屋川市	12895	3621	3311	6027	1347	28.1	25.7	46.2	22.3	77.7
枚方市	22948	5903	7132	10832	2149	25.7	31.1	43.2	19.8	80.2
交野市	4779	1154	1934	2194	403	24.1	40.5	35.4	18.4	81.6
四條畷市	3806	906	1011	1816	381	23.8	26.6	49.6	21.0	79.0
大東市	7600	2104	2534	3599	684	27.7	33.3	39.0	19.0	81.0
東大阪市	27616	6791	7914	13148	2418	24.6	28.7	46.8	18.4	81.6
八尾市	15301	3830	4004	7311	1308	25.0	26.2	48.8	17.9	82.1
柏原市	3973	1185	1322	1821	366	29.8	33.3	36.9	20.1	79.9
松原市	6787	1696	2346	3085	586	25.0	34.6	40.4	19.0	81.0
藤井寺市	3654	967	798	1738	333	26.5	21.8	51.7	19.2	80.8
羽曳野市	6729	1871	1498	3141	634	27.8	22.3	49.9	20.2	79.8
富田林市	6491	1531	2280	2965	567	23.6	35.1	41.3	19.1	80.9
大阪狭山市	3230	609	529	1491	226	18.9	16.4	64.8	15.2	84.8
河内長野市	5592	1304	2028	2528	469	23.3	36.3	40.4	18.6	81.4
太子町	882	240	295	383	82	27.2	33.4	39.3	21.4	78.6
河南町	754	142	179	322	47	18.8	23.7	57.4	14.6	85.4
千早赤阪村	224	58	75	101	21	25.9	33.5	40.6	20.8	79.2
堺市	48177	12073	14945	23396	4256	25.1	31.0	43.9	18.2	81.8
高石市	3983	919	780	1934	354	23.1	19.6	57.3	18.3	81.7
泉大津市	5341	1178	1336	2572	411	22.1	25.0	52.9	16.0	84.0
和泉市	11819	2891	4431	5453	816	24.5	37.5	38.0	15.0	85.0
忠岡町	1140	368	260	546	128	32.3	22.8	44.9	23.4	76.6
岸和田市	12612	3765	2395	6146	1381	29.9	19.0	51.2	22.5	77.5
貝塚市	5956	1908	1484	2872	646	32.0	24.9	43.0	22.5	77.5
泉佐野市	6344	2233	1281	2946	743	35.2	20.2	44.6	25.2	74.8
泉南市	4325	911	1265	2028	299	21.1	29.2	49.7	14.7	85.3
熊取町	2554	864	731	1205	265	33.8	28.6	37.5	22.0	78.0
田尻町	575	124	134	300	43	21.6	23.3	55.1	14.3	85.7
阪南市	3119	825	904	1385	241	26.5	29.0	44.6	17.4	82.6
岬町	802	266	209	361	62	33.2	26.1	40.8	17.2	82.8

第

2

部

保育所、幼稚園
施設選考理由調査の概要

第2部

保育所、幼稚園施設

選考理由調査の概要

1. 保育所、幼稚園利用児童保護者の施設選考理由調査の概要

調査目的

本調査の目的は、保育所、幼稚園の利用児童の保護者が、施設選定にあたり何を重視しているのかを把握することにある。また、調査結果から、保護者は各施設にどのような認識を有しているのか、保育所や幼稚園の施設選定にあたりどのような情報を欲しているのかを考察する。

調査方法

1 調査対象

本調査は、本研究会の研究員が所属する市町村の保育所、幼稚園を調査対象とした。大阪府内を北摂、北河内、中河内、南河内、泉州の5ブロックに分けると各2市町村になる。本研究会の研究員は各ブロックから均等に参加していることから地域的偏りが少ないと判断した。ただし、泉州ブロックについては、1市町村のみとなるため、泉南市に協力を依頼し、地域的バランスを調整した。

各市町村内については、サンプル数が公立保育所、民間保育所、公立幼稚園、民間幼稚園でそれぞれ100人以上となるよう、複数の施設の選定を依頼した。なお、調査対象市町村内で各施設種別の調査対象者が100人に満たない場合は、この限りではない。

また、調査対象施設における調査対象者は2007年4月1日に新規で入所、入園する児童の保護者とした。これは、入所後1年など、ある程度の期間が経過した場合、保護者の施設に対する印象が変化する可能性があることを考慮したものである。

2 調査期間及び時期

各施設のアンケート実施について、調査対象となる保育所、幼稚園の負担を考慮し、調査票の配布、回収が比較的容易であると考えられる入所・入園面談時や入園式当日を選択した。調査期間は2007年2月から4月である。

3 調査票の配布、回収方法

配布、回収方法は、大きく2つの方法をとった。第1は、入所面談時アンケートを保護者に配布し、待ち時間に記入、面談後に回収を行う方法である。保育所は入所に際し、保護者同伴の面談を実施していることが多いため、保育所についてはほとんどがこの方法を用いた。第2は、高い確率で保護者が同伴登園すると予想される入園式当日、もしくは他の保護者同伴の機会にアンケートの配布、回収を行う方法である。幼稚園の多くは、この

方法でアンケートを実施した。また、一部の保育所でもこの方法を採用し、ごく一部の施設では送迎時にアンケートの配布、回収を行った。調査票の配布数と回収率を表 - 1、表 - 2、市町村別各施設の回答者の割合を表 - 3 に示す。

調査票の配布、回収方法の違いから、各市町村において幼稚園の保護者の回答が多くなっており、全体の結果に影響を与えた。これは本調査の限界といえ、全施設の総合的な結果においては、この限界を踏まえた上で結果と考察を述べる。

表 - 1 施設別回収率

	公立 保育所	民間 保育園	公立 幼稚園	民間 幼稚園	合 計
配 布 数	1,357	1,345	1,852	2,120	6,674
	851	711	1,224	1,624	4,410
	62.7%	53.7%	66.1%	76.6%	66.1%

表 - 2 各市町村の施設別回収率

	合計		公立保育所		民間保育園		公立幼稚園		民間幼稚園	
	配布数	回収数	配布数	回収数	配布数	回収数	配布数	回収数	配布数	回収数
池 田 市	806	550	88	55	118	74	250	175	350	246
	100.0%	68.2%	100.0%	62.5%	100.0%	62.7%	100.0%	70.0%	100.0%	70.2%
摂 津 市	464	259	79	30	20	15	165	104	200	110
	100.0%	55.8%	100.0%	37.9%	100.0%	75.0%	100.0%	63.0%	100.0%	55.0%
枚 方 市	700	461	300	199	100	12	150	110	150	140
	100.0%	65.9%	100.0%	66.3%	100.0%	12.0%	100.0%	73.3%	100.0%	93.3%
八 尾 市	621	575	108	92	114	106	125	119	274	258
	100.0%	92.6%	100.0%	85.2%	100.0%	93.0%	100.0%	95.2%	100.0%	94.2%
松 原 市	1,129	598	178	100	270	139	362	163	319	196
	100.0%	53.0%	100.0%	56.2%	100.0%	51.5%	100.0%	45.0%	100.0%	61.4%
羽 曳 野 市	476	388	120	115	206	124	0	0	150	149
	100.0%	81.5%	100.0%	95.8%	100.0%	60.2%	0.0%	0.0%	100.0%	99.3%
富 田 林 市	782	560	140	113	100	50	260	165	282	232
	100.0%	71.6%	100.0%	80.7%	100.0%	50.0%	100.0%	63.5%	100.0%	82.3%
河内長野市	403	336	31	22	112	99	50	36	210	179
	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	88.4%	100.0%	72.0%	100.0%	85.3%
岸 和 田 市	593	412	113	59	105	92	190	147	185	114
	100.0%	69.5%	100.0%	52.2%	100.0%	87.6%	100.0%	77.4%	100.0%	77.4%
泉 南 市	700	271	200	66	200	0	300	205	0	0
	100.0%	100.0%	100.0%	33.0%	100.0%	0.0%	100.0%	68.3%	0.0%	0.0%
合 計	6,674	4,410	1,357	851	1,345	711	1,852	1,224	2,120	1,624
	100.0%	66.1%	100.0%	62.7%	100.0%	53.7%	100.0%	66.1%	100.0%	76.6%

表 - 3 各市別、各施設の回答者の割合

	公立 保育所	民間 保育園	公立 幼稚園	民間 幼稚園	合 計
池 田 市	55 人	74 人	175 人	246 人	550 人
	10.0%	13.5%	31.8%	44.7%	100.0%
摂 津 市	30 人	15 人	104 人	110 人	259 人
	11.6%	5.8%	40.2%	42.5%	100.0%
枚 方 市	199 人	12 人	110 人	140 人	461 人
	43.2%	2.6%	23.9%	30.4%	100.0%
八 尾 市	92 人	106 人	119 人	258 人	575 人
	16.0%	18.4%	20.7%	44.9%	100.0%
松 原 市	100 人	139 人	163 人	196 人	598 人
	16.7%	23.2%	27.3%	32.8%	100.0%
羽 曳 野 市	115 人	124 人	0 人	149 人	388 人
	29.6%	32.0%	0.0%	38.4%	100.0%
富 田 林 市	113 人	50 人	165 人	232 人	560 人
	20.2%	8.9%	29.5%	41.4%	100.0%
河内長野市	22 人	99 人	36 人	179 人	336 人
	6.6%	29.8%	9.6%	53.9%	100.0%
岸 和 田 市	59 人	92 人	147 人	114 人	412 人
	13.1%	20.5%	41.0%	25.4%	100.0%
泉 南 市	66 人	0 人	205 人	0 人	271 人
	24.4%	0.0%	75.6%	0.0%	100.0%
合 計	851 人	711 人	1,224 人	1,624 人	4,410 人
	19.3%	16.1%	27.7%	36.8%	100.0%

4 調査内容

今回調査した施設利用児童の保護者が重要視した項目については、表 - 4 のとおりである。なお、アンケート調査は、Q 1 で、項目ごとに施設を選択するにあたり「1 . 重視した」、「2 . どちらともいえない」、「3 . 重視しなかった」を尋ねた。またQ 2 では、全ての項目中「最も重視した」項目を1つ選択するよう依頼した。

Q 1 の項目は、2003 年に厚生労働省が実施した地域児童福祉事業等調査における調査項目を参考に、本研究会研究員で検討を重ね保護者が重視する可能性がある12項目を抽出した。なお、12項目以外に施設選定理由がある場合は「その他」の項目を追加し、その理由を記載してもらうこととした。30 ~ 31 頁参照。

表 - 4 施設選考における調査項目一覧表

教育・保育方針
送迎（通園）バスがある
給食がある
制服がある
保育時間
家や勤め先から近い
入園料・保育料
行事・イベント
体操や音楽、英語などの課外活動
近所の評判
兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園
保護者の出身園
その他

5 倫理的配慮

調査の実施にあたっては、本調査の趣旨と用途（本研究会の研究資料としてのみ使用する）を調査票に明記し、調査対象者に協力を求めた。また、回収にあたっては、回収箱を設置するなどにより、回答内容が他者の目に触れないよう、配慮を行った。

本アンケート調査では、施設種別で1施設のみが対象である市町村があることから、調査施設、回答者の特定の可能性を考慮し、調査結果は施設種別全体の集計結果のみを本報告書に掲載する。

調査の結果

1 項目別の重視した割合（全体）について

まず、項目別に全体で「重視した」を選択した人数の割合を集計した（図 - 1）。このグラフからは、施設利用児童の保護者がどの項目を重視し、施設を選択しているかを知ることができる。

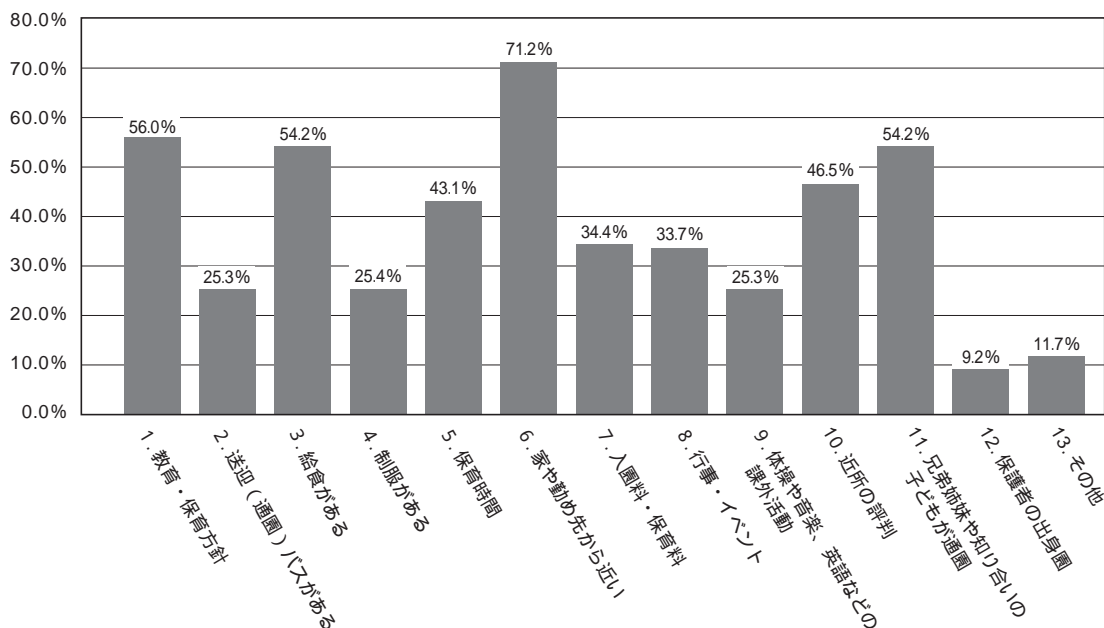
「重視した」を選択した人の割合が最も高い項目は、項目「家や勤め先から近い」の71.2%であった。このことから就学前児童の利用保護者にとって、施設選択では利便性が

求められていることがわかる。保育所、幼稚園は、保護者の送迎を必要とする乳幼児が通う施設であることから、予想される結果である。

二番目に割合が高かった項目は、「教育・保育方針」56.0%である。最も回収率が高い民間幼稚園で本項目が多数選択されていることから、割合が高くなっている。

三番目に割合が高かった項目は、「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」および「給食がある」の54.2%である。前者は、「近所の評判」とあわせ、いわゆる口コミの効果が大きいことが分かる。給食については、府内の公立幼稚園ではほとんど実施されていない。そのため、公立幼稚園の保護者の回答では本項目の選択率は低い。給食をそれほど重視しない保護者が公立幼稚園を選択していると考えられる。

(図 - 1) 「1. 重視した」を選択した割合 (全体)



2 項目別の重視した割合 (施設種別) について

次に図 - 1 を施設種別で集計した (図 - 2)。全体的に、図 - 1 の割合と同様の傾向がある。ここでは、項目別に施設種別の特徴を見る。

「教育・保育方針」

本項目で最も高い割合を示したのは民間幼稚園 (71.4%) である。公民で 16.8 ポイントの差が見られた。保育所の公民においては大きな差は見られない。民間幼稚園は他の施設と比較して、保育方針で施設を選択される傾向を有している、もしくは選択しやすい条件を有していると考えられる。

「送迎 (通園) バスがある」

本項目においても民間幼稚園が突出した割合 (58.9%) である。これは、保育所や公立幼稚園では通園バスによる送迎を行っていないことが結果に影響を与えた、と考えられる。

「給食がある」

民間保育所と民間幼稚園で、ほぼ同じ割合となっている。逆に公立幼稚園で極端に低い値（7.1%）である。

「制服がある」

この項目でも民間幼稚園で極端に選択率が高い（44.7%）。公立幼稚園との差は24.9ポイントであった。

「保育時間」

保育所では公民共に高い選択率を得た。ここでも公立幼稚園の割合は低い値（15.7%）を示していた。

「家や勤め先から近い」

全体的に高い割合を示している。公立保育所 89.4%、民間保育所 87.1%、公立幼稚園 70.5%である。最低の民間幼稚園でも 55.4%の人が重視している。

「入園料・保育料」

この項目で特徴的なのは、公立幼稚園が突出した割合（58.7%）を示していることである。民間保育所で最も選択率が低く（17.3%）公立保育所と民間幼稚園でほぼ同率であった。

「行事・イベント」

各施設において、割合に大きな差は見られず、25.7～39.8%の範囲内であった。

「体操や音楽、英語などの課外活動」

項目「教育・保育方針」にも通じると考えられる本項目は、幼稚園・保育所共、民間施設の割合が公立施設を上回っている。保育所では25.6ポイント、幼稚園では30.0ポイントの差があった。民間保育所・幼稚園の保護者は、公立保育所・幼稚園の保護者に比較して、施設選定の際に課外活動を重視する人が多いことが予想された。

「近所の評判」「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」

本2項目では各施設で大きな差は見られない。しかし、全ての施設で割合は35～60%くらいの間に集中し、選択順位は公立幼稚園で3位、民間幼稚園、公民保育所でも上位に位置していることから、施設を運営していく上で軽視できない項目であると考えられる。

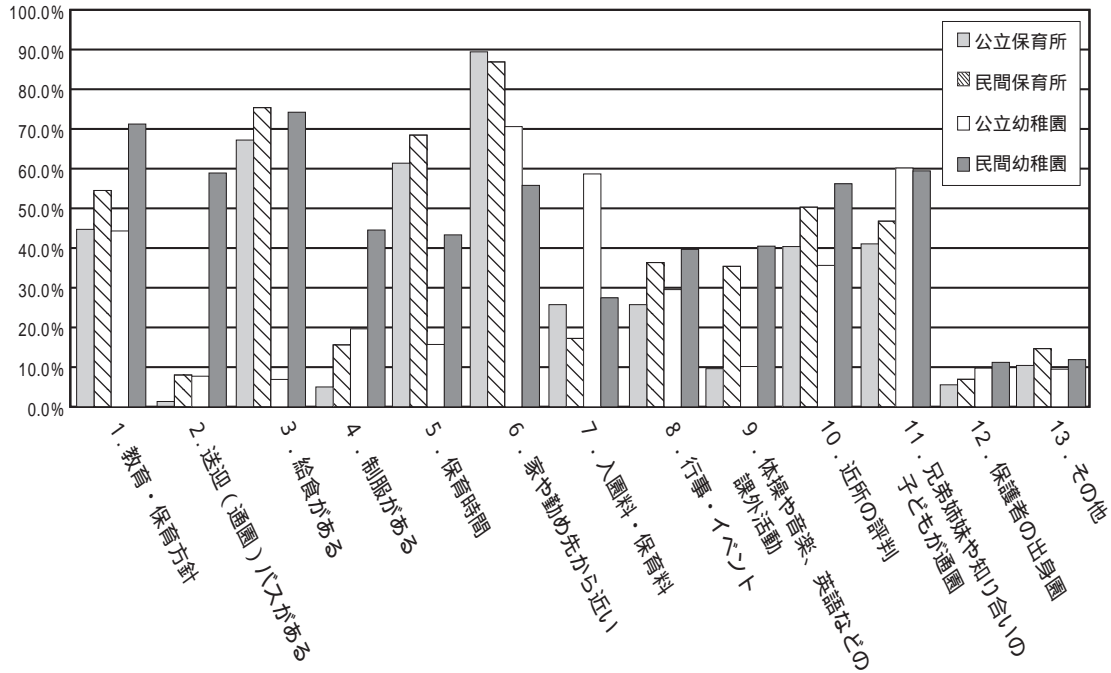
「保護者の出身園」

全ての施設において、低い割合を示している。これは、各市町村における住民の流動性が高いことも影響していると考えられる。

「その他」

全体的に低い割合であった。本項目で記載された理由としては、「園庭開放などでお世話になったから」、「保育所は空きが有る施設でしか入所できなかったから」、「校区設定があったから」などがあった。

(図 - 2) 「1. 重視した」を選択した割合 (施設種別)



各施設種別の重視した上位5つの項目は表 - 5のとおりであった。

公立保育所では、「家や勤め先から近い」(89.4%)、「給食がある」(67.5%)、「保育時間」(61.5%)、「教育・保育方針」(44.9%)、「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」(41.0%)の順で選択率が高かった。

民間保育所では、「家や勤め先から近い」(87.1%)、「給食がある」(75.2%)、「保育時間」(68.5%)、「教育・保育方針」(54.6%)、「近所の評判」(50.5%)の順で選択率が高かった。

公立幼稚園では、「家や勤め先から近い」(70.5%)、「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」(60.3%)、「入園料・保育料」(58.7%)、「教育・保育方針」(44.5%)、「近所の評判」(35.8%)の順で選択率が高かった。

民間幼稚園では、「給食がある」(74.5%)、「教育・保育方針」(71.4%)、「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」(59.5%)、「送迎(通園)バスがある」(58.9%)、「近所の評判」(56.3%)の順で選択率が高かった。

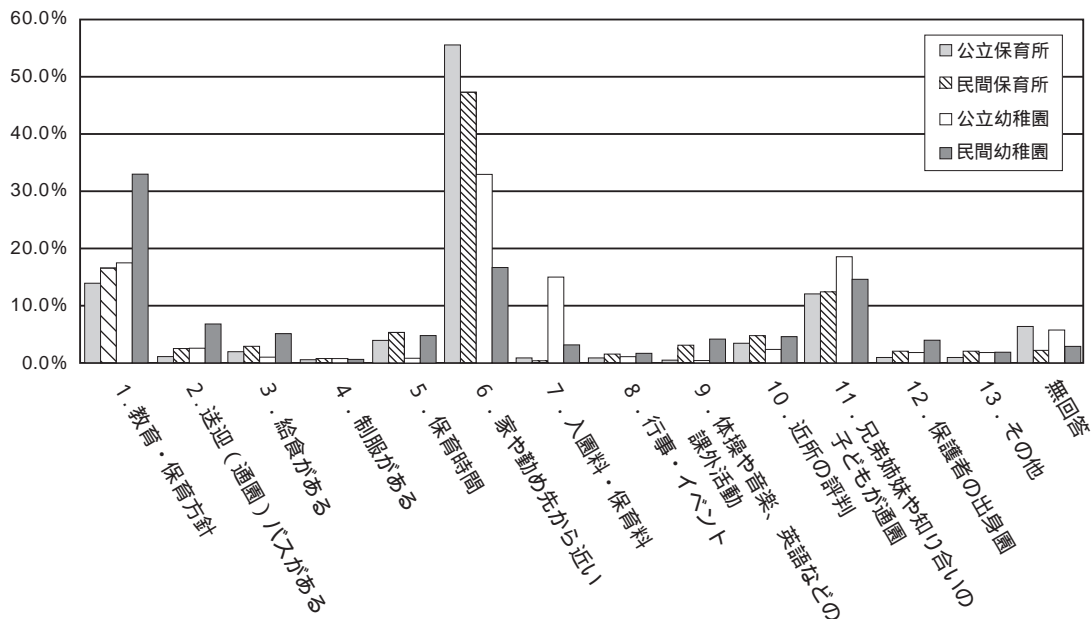
表 - 5 各施設種別重視した項目順位表

	公立保育園	民間保育園	公立幼稚園	民間幼稚園
1位	家や勤め先から近い (89.4%)	家や勤め先から近い (87.1%)	家や勤め先から近い (70.5%)	給食がある (74.5%)
2位	給食がある (67.5%)	給食がある (75.2%)	兄弟姉妹や知り合いの 子どもが通園 (60.3%)	教育・保育方針 (71.4%)
3位	保育時間 (61.5%)	保育時間 (68.5%)	入園料・保育料 (58.7%)	兄弟姉妹や知り合いの 子どもが通園 (59.5%)
4位	教育・保育方針 (44.9%)	教育・保育方針 (54.6%)	教育・保育方針 (44.5%)	送迎バスがある (58.9%)
5位	兄弟姉妹や知り合いの 子どもが通園 (41.0%)	近所の評判 (50.5%)	近所の評判 (35.8%)	近所の評判 (56.3%)

3 最も重視した項目について

Q2で「最も重視した項目」について施設種別で集計した(図 - 3)、「最も重視した」の回答で特徴的なのは、「家や勤め先から近い」という利便性をあらかず理由が民間幼稚園を除き、各施設で他の項目を大きく上回っていることである。このことから、前項、前々項で全体的に割合が高かった他の項目、「給食がある」、「保育時間」、「近所の評判」、「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」などは、利用者が施設を選定する上で付加的な条件になりやすい、と考えられる。保護者にとって施設選択の最も重要な事項は、家や職場からの距離ということになる。

(図 - 3) 最も重視した項目の割合 (施設種別)



しかし、民間幼稚園に関しては異なる傾向が見られた。民間幼稚園は、「教育・保育方針」が最も高い割合（32.6%）を示している。

また、ここでも公立幼稚園は「入園料・保育料」を最も重要視した人が多く、この項目は公立幼稚園の特徴である。

総合的考察

結果において、最も注目すべきは、民間幼稚園の「教育・保育方針」の選択率が高い、ということである。「どの項目を最も重視したか」という質問においても、民間幼稚園は「教育・保育方針」を重視する人が最も多く、民間幼稚園の利用者は「教育・保育方針」を重視した選択をしているといえる。従って、「どの項目を重視したか」の質問で、民間幼稚園において高い項目である、「給食がある」、「行事・イベント」、「体操や音楽、英語などの課外活動」、「近所の評判」については、「教育・保育方針」に基づく付加価値であり、民間幼稚園の努力がうかがえる結果となっている。

一方、公立幼稚園においては民間幼稚園と比べて「教育・保育方針」は特に高くなく、重視されている項目は「入園料・保育料」と「家や勤め先から近い」などの立地条件であることがわかる。これからさらに少子化が進んでいく中で、対策として認定こども園制度の取り入れなども考えられるが、そうすれば強みである「入園料・保育料」は確実に上がり、不利な状況になることも考えられる。

つまり、いずれにしても公立幼稚園においては、今後「教育・保育方針」に関わる情報の伝達を強化していかなければ、利用者の確保に困難な状況が生じると予想される。

保育所においても、主に「家や勤め先から近い」などの立地条件が重視されるという結果になった。「どの項目を重視したか」という質問においては、公立保育所に比較して民間保育所の方が「教育・保育方針」が重視されていたが、最も重視した項目では、第一義的な選択肢は立地条件となった。

このことから、保育所についても公立幼稚園の考察と同様に、今後「教育・保育方針」の情報伝達を強化しなければ、児童数の増減や、環境の変化に顕著に影響を受ける結果となりうる事が予想される。

2. 未就園児童保護者の保育所、幼稚園施設選考理由調査の概要

調査目的

本調査の目的は、未就園児の保護者が、保育所、幼稚園の施設選定にあたり何を重視しているのかを把握することであり、就園児童の保護者を対象とした2006年度調査を補完するために実施した。

また調査結果から、未就園児の保護者が、今後保育所や幼稚園の施設を選定するにあたりどのような情報を欲しているのか、各施設にどのような認識を有しているのか考察する。

調査方法

1 調査対象

本研究会の研究員が所属する市に在住する保育所、幼稚園等に入園していない1歳6か月児（2007年10月～11月時点）の保護者。

2 調査期間及び時期

調査期間は2007年10月～12月。

3 調査票配布、回収方法

本研究会の研究員が所属する市の10月から11月に実施された1歳6カ月健診の受診案内に、調査アンケート用紙を同封し、健診時に提出してもらう方法で実施した。回収率は、表 - 6 に示す。

表 - 6 未就園児童の保護者調査の配布数及び回収率

	配布数	回収数	回収率
池田市	71	59	83.1%
摂津市	71	55	77.5%
八尾市	250	143	57.2%
松原市	80	66	82.5%
羽曳野市	71	71	100.0%
富田林市	68	55	80.9%
河内長野市	139	104	74.8%
岸和田市	176	99	56.3%
合計	926	652	70.4%

4 調査内容

「保育所、幼稚園利用児童保護者の施設選考理由調査」と同様の調査項目に加え、「幼稚園、保育所入園の有無」、「未就園の場合、入園希望時期」、「幼稚園、保育所の違いの認知度」、「幼稚園、保育所どちらに入園するか」を尋ねた。32～33頁参照。

5 倫理的配慮

調査の実施にあたっては、本調査の趣旨と結果の利用目的を調査票に明記し、調査対象者に協力を求めた。結果の利用目的は、本研究会の研究資料としてのみ使用すると限定した。回収にあたっては、回収箱を設置するなどにより、回答内容が他者の目に触れないよう、配慮を行った。

調査の結果

1 幼稚園や保育所への入園意向

回答時すなわち1歳6か月の時に保育所に入園している乳児は、全体で20.2%であった。「入園している」の回答率が低いところで14.5%、高いところで30.9%となっている。市によっては、保育所入所児童の乳幼児健診の受診率が低い、保育所の1歳児保育の実施率もしくは利用率が低いなどの要因が考えられる。

表 - 7 幼稚園や保育所への入園意向

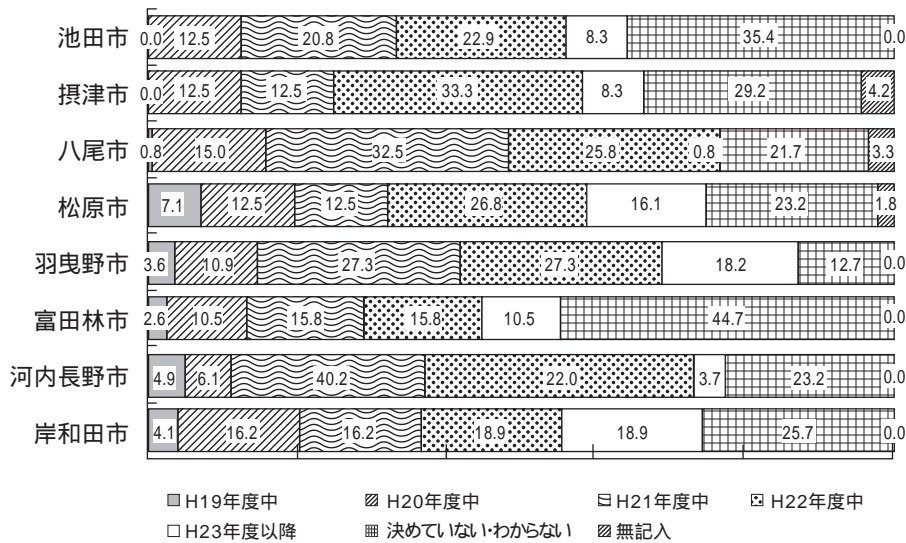
	小 計	1.すでに 入園済	2.今後考え ている	3.その他	無記入
池 田 市	59	11	48	0	0
	100.0	18.6	81.4	0.0	0.0
摂 津 市	55	8	44	1	2
	100.0	14.5	80.0	1.8	3.6
八 尾 市	143	23	116	1	3
	100.0	16.1	81.1	0.7	2.1
松 原 市	66	10	49	5	2
	100.0	15.2	74.2	7.6	3.0
羽 曳 野 市	71	16	53	2	0
	100.0	22.5	74.6	2.8	0.0
富 田 林 市	55	17	37	1	0
	100.0	30.9	67.3	1.8	0.0
河内長野市	104	22	80	1	1
	100.0	21.2	76.9	1.0	1.0
岸 和 田 市	99	25	71	0	3
	100.0	25.3	71.7	0.0	3.0
合 計	652	132	498	11	11
	100.0	20.2	76.4	1.7	1.7

2 入園希望時期

回答は、「平成19年度中(2008年3月まで)」、「平成20年度中(2008年4月～2009年3月)」、「平成21年度中(2009年4月～2010年3月)」、「平成22年度中(2010年4月～2011年3月)」、「平成23年度以降(2011年4月～)」、「決めていない・わからない」の選択肢で求めた。

「決めていない・わからない」が最も高い値25.2%を示していたが、「平成21年度中」(24.6%)や、「平成22年度中」(24.2%)とほとんど差が認められなかった。本調査の当該児童は、2009年4月で3歳、2010年4月で4歳になる。保護者の多くが、3年保育、2年保育を希望していることがうかがえた。

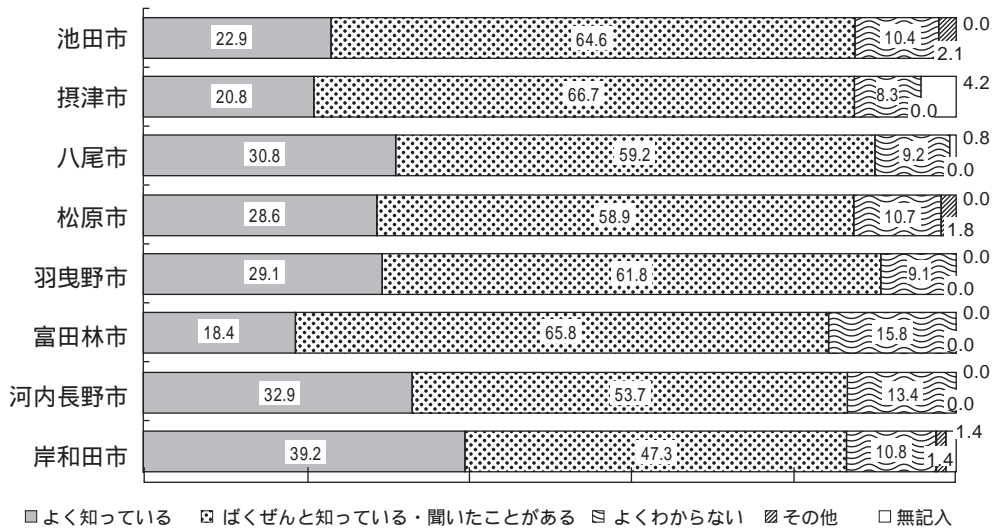
図 - 4 入園希望時期



3 「幼稚園」と「保育所」の相違点に関する認知

本項目では、「『幼稚園』と『保育所』は、利用条件や内容が異なりますが、その違いをご存知ですか」と幼稚園と保育所の違いの認知について尋ねた。「よく知っている」と、「ばくぜんと知っている・聞いたことがある」で全体の87.9%を占めている。幼稚園と保育所が「異なること」については、概ね認知されていると考えられた。

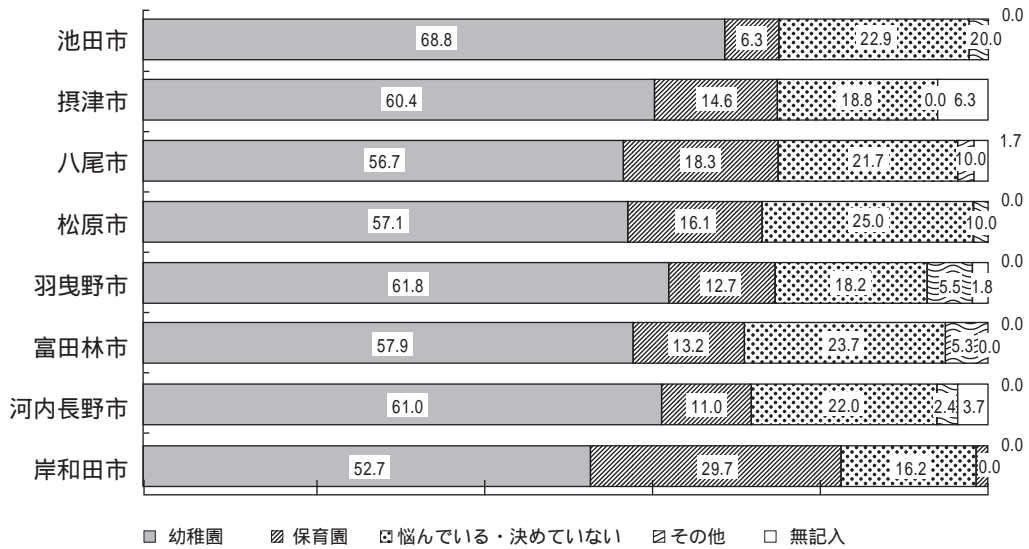
図 - 5 幼稚園と保育所の相違点の認知について



4 「幼稚園」や「保育所」の選択

「幼稚園」が59.0%と「保育所」の16.2%に比べて高くなっている。保育所の選択率が低い要因としては、本質問項目では保育所入所者が対象外となっていることがあげられる。また、3歳以上では幼稚園の利用者の割合が多くなることから予想される結果である。しかし、子どもが1歳の時点で5割以上の保護者が既に「幼稚園」を選択している要因として、「保護者の非就労」、「幼児教育」等、何が存在するのか把握する必要性も感じられた。また「悩んでいる・決めていない」は、20.8%となっていた。これは、決して高い数値ではないが、再就職先があるなら保育所、再就職先がなければ幼稚園と考えている保護者もいると推察された。

図 - 6 幼稚園、保育所の選択について



5 選考理由

「教育・保育方針」

「重視する」の回答が、80.6%を占めている。子どもが1歳6か月の時点でも、保育所、幼稚園の教育・保育方針を意識している保護者の様子がうかがえる。

「送迎（通園）バスがある」

「重視しない」が、49.9%で一番高いが、「重視する」も34.9%とそれほど差がない。子どもが1歳6か月と低年齢であり、入園が具体的でない段階では、このような現実的に検討しにくい項目は、保護者の価値観により左右されやすいと考えられた。

「給食がある」

給食を「重視する」が58.3%と、「重視しない」より高かったが、「重視しない」という保護者も31.1%と3割強に及んでいる。

「制服がある」

「重視しない」が、60.8%となっていた。近年の親は制服を重視する傾向があると語られることもあるが、実際にはそれ程重視されていないと考えられる。

「保育時間」

「重視する」が65.8%であったが、このアンケートでは長時間保育を望むのか否かは明確ではない。しかし、近年の幼稚園預かり保育の実施率が伸びていることを考えれば、長時間保育を望む保護者の声が反映されているとも予想される。

「家や勤め先から近い」

「重視する」が84.3%を占めている。幼稚園、保育所の送迎が日常的な行為であることから、送迎等の利便性が重視されることは当然の結果と考えられる。

「入園料・保育料」

「重視する」が82.0%であった。子どもの年齢が低い家庭は、全世帯の中で比較的所得が低い傾向にあり、多くの保護者が入園料や保育料を重視しているものと考えられる。

「行事、イベント」

「重視する」が46.3%、「重視しない」が35.9%で判断が割れている。通園バスの回答と同様に、入園が具体的でない段階では、保護者の価値観により左右されやすいと考えられた。

「体操や音楽、英語などの課外活動」

本項も、「重視する」が46.8%、「重視しない」が35.3%であった。この項目も、子どもが1歳6か月で、幼稚園、保育所へのニーズを明確にしにくい時点では、保護者の価値観の影響を受け、判断が二分したと予想される。

「近所の評判」

「重視する」が79.1%を示していた。インターネットや情報誌による情報も多くなっている中で、「近所の評判」による情報が重視されているということから、一般的な情報ではなく、自分にとって、自分の子どもにとってどうかという判断を支える情報が求められているとも考えられる。

「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」

「重視する」が51.8%、「重視しない」が36.7%で、重視が高くなっているのは、やはり送り迎えの利便性や近所の評判・評価等が影響しているものと考えられる。

「保護者の出身園」

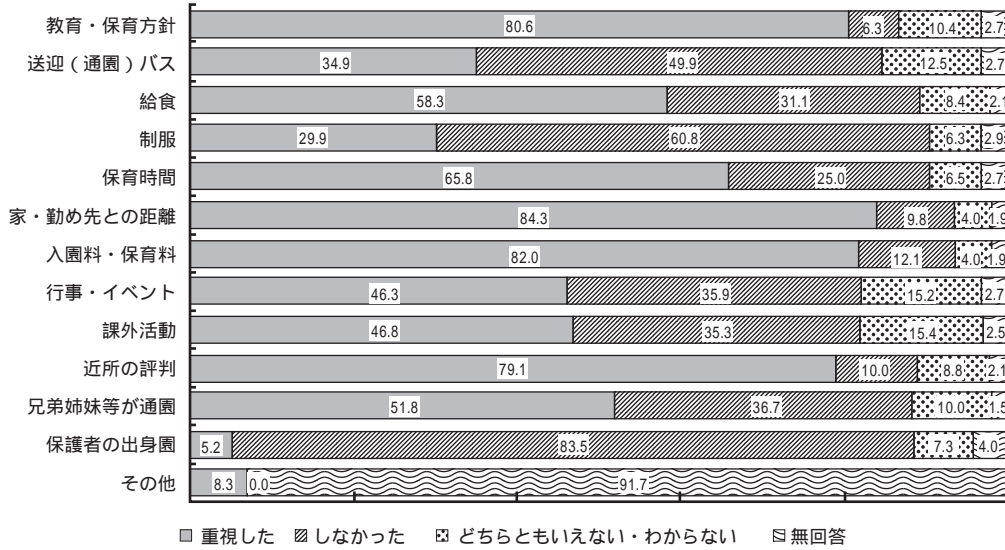
「重視しない」が、83.5%になっている。その理由は、近年の住民の流動性等から、親の出身園等から離れたところで生活している場合が多いことも影響していると考えられる。

6 最も重視する項目

「教育・保育方針」が、36.1%で一番高く、その次が「家や勤め先から近い」で17.9%、3番目が「入園料・保育料」で15.4%となっている。逆に「制服がある」、「保護者の出身園」は0.2%で、幼稚園や保育所を選択する条件として最も重視する保護者は少ない。

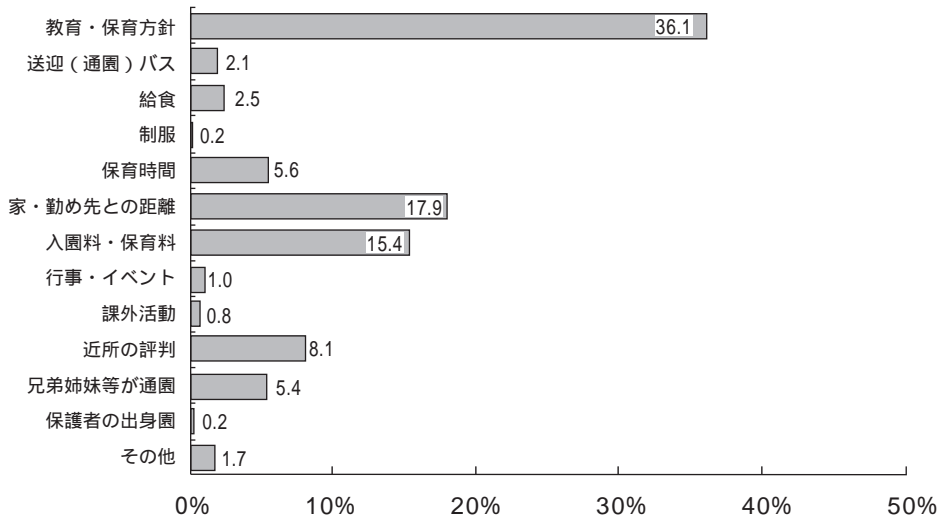
「教育・保育方針」という問いかけはあいまいではあるが、この結果から、施設として明確な「教育・保育方針」を示すことが、親に期待感や安心感を与えることになると思われる。また、「家や勤め先から近い」については、他の項目より身近な施設を重視する保護者がやや多い傾向も捉えられた。「入園料・保育料」は、選択順位は3位であったが、割合は15.4%であり必ずしも高くない。項目別調査では、「重視する」が82.0%となっていたことから、子どもが1歳6か月では、幼稚園、保育所を選択するにあたって一定の選択基準と捉えられているものの、「教育・保育方針」と「入園料・保育料」とを比べると、「教育・保育方針」を重視する保護者が多い傾向にあるといえる。

図 - 7 施設選考理由



幼稚園、保育所へのニーズが具体的に実感されない段階では、保護者の事情よりも、「教育・保育方針」を重視したいという意向をもつ保護者が多い。

図 - 8 「最も重視する」項目



総合的考察

各項目別の結果において、「重視する」の項目が、「重視しない」より50ポイント以上高かった項目は、「教育・保育方針」、「家や勤め先から近い」、「入園料・保育料」、「近所の評判」である。一方で、「重視しない」が60%以上の項目は、「制服がある」、「保護者の出身園」である。また、「重視する」、「重視しない」の回答が二分していた項目は、「送迎（通園）バスがある」、「行事・イベント」、「体操や音楽、英語などの課外活動」、「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」の項目である。さらに「最も重視する」では、「教育・保育方針」が36.1%と最高率となっていた。

この結果から、子どもが1歳6か月という年齢にあり、幼稚園や保育所の入園が具体的なでない段階では、子どもに影響が大きいと考えられる「教育・保育方針」を重視したい意向をもつ保護者が多い傾向にあることがうかがえる。その情報源としては、「近所の評判」に期待して

いる傾向も認められた。さらに、「家や勤め先から近い」、「入園料、保育料」など、物理的距離や収入との比較等、現実的に検討しやすい項目も選択条件になりやすいと考えられる。

しかし、子どもの入園に実感が伴わない段階では、より具体的な「送迎（通園）バスがある」、「行事・イベント」、「体操や音楽、英語などの課外活動」、「兄妹姉妹や知り合いの子どもが通園」には、保護者の個々の価値観が現れやすく、全ての保護者に共通の選択基準にはなりえていない。一般的に、保護者は幼稚園の選択基準に、行事の豊富さ、送迎バスや給食・制服の有無、課外活動の実施等を重視しやすいといわれているが、本調査の結果からは、必ずしも、そのような保護者の姿は認められなかった。

また、本調査の結果から、保護者が「教育・保育方針」について具体的にどのような情報を求めているか、より詳細な調査をすれば興味深いものが現れるのではないかと考えられる。すなわち、「教育・保育方針」について、もう少し詳細な項目で確認することにより、保護者のニーズに沿った情報提供の可能性を高めることができると考えられる。

現実には、保育所は、市町村の保育施設の設置や待機児童の状況、保護者の事情から施設選択の自由度は低い。しかし今後は、保育所、幼稚園双方とも保護者が自らの子どもの保育環境を選択できるよう、その時々保護者のニーズを的確に把握し、PR、広報に努めていく必要があると考える。

3. 健診時調査と就園時調査の比較と総合的考察

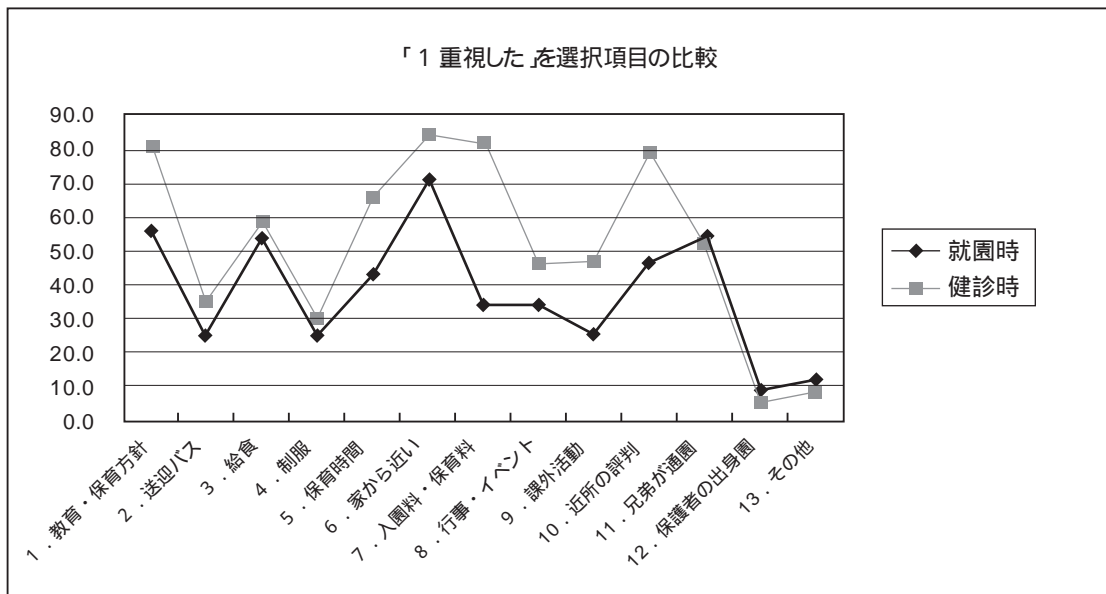
今回の健診時と就園時の調査では、対象者が異なるため安易な比較はできない。しかし、保護者が幼稚園、保育所施設選定にあたってどのような条件を重視するのか、一定の傾向を把握するため、健診時調査と就園時調査結果の比較を行った。あくまでも本調査の範囲に限定して、結果と考察を述べたい。

健診時と就園時の項目別「重視した」の比較

1 健診時と就園時の「重視した」の選択率の全体的傾向

健診時調査と就園時調査の項目別「重視した」の選択率を比較した(図 - 9)。「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」と「保護者の出身園」以外は、就園時より健診時の数値の方が高い選択率となっている。とりわけ、健診時アンケートの「家や勤め先から近い」「入園料・保育料」「教育・保育方針」「近所の評判」の項目ではポイントが80%前後であった。幼稚園や保育所の入園が具体的でない段階では、どの項目も「重視」したいという保護者の意向が現れており、就園時の施設選定ではより現実的に検討されるため、「重視した」の値が低くなるものと推察される。しかしながら、どの項目で「重視する」率が高くなるかという全体的な傾向は、ポイントの高さに違いはあるものの、就園時とほぼ同様の傾向を示している。この結果から、入園が具体的でない段階、入園を決める段階いずれにしても、保護者が、幼稚園、保育所の施設選定にあたって重視する条件は、おおむね同様であると考えられる。

図 - 9 健診時と就園時の「重視した」の選択率の比較



2 「重視した」の高率順位

健診時で「重視する」の選択率が最も高かった項目は、「家や勤め先から近い」で84.3%であった。この項目は、就園時でも71.2%あり、第1位であった。健診時には、「入園料・保育料」(82.0%)が続く。一方で、就園時の調査では「入園料・保育料」は34.4%で7位にとどまっている。健診時の第3位は「教育・保育方針」(80.6%)で、この項目は、就園時

では56.0%で第2位である。健診時の第4位は「近所の評判」で79.1%と高く、就園時では46.5%と値は低くなるものの、第5位であった。

「重視した」の高率順位から考察すれば、施設選定にあたって、健診時、就園時いずれにしても重視される条件は、「家や勤め先から近い」であり、幼稚園、保育所の選定にあたって、立地条件が重視される傾向にある。これは、通園、通所が日常的に行われる行為であることから予想される結果であった。

表 - 8 健診時と就園時別の重視した項目順位表

	健 診 時	就 園 時
1 位	家や勤め先から近い (84.3%)	家や勤め先から近い (71.2%)
2 位	入園料・保育料 (82.0%)	教育・保育方針 (56.0%)
3 位	教育・保育方針 (80.6%)	給食がある (54.2%)
4 位	近所の評判 (79.1%)	兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園 (54.2%)
5 位	保育時間 (65.8%)	近所の評判 (46.5%)

3 項目別の重視した割合の比較について

両調査を通して「重視する」率が高い項目は、「家や勤め先から近い」(健診時84.3%、就園時71.2%)と「教育・保育方針」(健診時80.6%、就園時56.0%)である。入園の時期を問わず「家や勤め先から近い」という立地条件や大切なわが子を託す園の「教育・保育方針」に関心が集まるのは当然のことと思われる。

しかし、健診時の保護者が「教育・保育方針」として重視する情報と、就園をひかえた保護者が必要とする情報には違いはないのであろうか。どの時期にどのような「教育・保育方針」の情報が必要とされているのかを明らかにすることは今後の課題である。

一方で、両調査を通して「重視する」率が低い項目は、「送迎(通園)バスがある」(健診時34.9%、就園時25.3%)、「制服がある」(健診時29.9%、就園時25.4%)、「行事・イベント」(健診時46.3%、就園時25.3%)、「体操や音楽、英語などの課外活動」(健診時46.8%、就園時25.3%)、「保護者の出身園」(健診時、就園時とも最下位)であった。「保護者の出身園」以外は、最近の保護者が重視する項目と予想されたが、実際には利便性や教育・保育方針に比較して、重視度が低いことが確認された。

健診時のみで順位が高い項目は、「入園料・保育料」(健診時82.0%〔第2位〕、就園時34.4%〔第7位〕)であった。健診時の保護者は、入園料や保育料の出費を重視しているが、入園が現実的になると費用よりその他の項目を重視する傾向を示す。実際の施設選定の段階において、「教育・保育方針」が重視される傾向は、子どもに直接的に影響する教育や保育を重視したい保護者の意向がうかがえる。

就園時のみ順位の高い項目は、「給食がある」(健診時58.3%〔第6位〕、就園時54.2%〔第3位〕)および「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」(健診時51.8%〔第7位〕、就園時54.2%〔第3位〕)であるが、選択率は同じような値となっている。「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」は、兄弟姉妹の有無にも影響されるため、健診時では順位が低くなっていることも考えられた。ただ就園時には、兄弟姉妹と一緒に通うという安心感や利便性が重視さ

れていると考えられる。

最も重視した理由について

健診時調査と就園時調査の「最も重視した」の結果を表 - 9 に示している。

健診時では、選考理由として、「教育・保育方針」が優先（36.1%）されているが、幼稚園・保育所を日常的に利用することを想定するようになると、立地条件（33.2%）が優先されるようになっている。

一般的に保護者が求める幼稚園、保育所の選考条件として、「給食」、「送迎バス」、「行事」に「課外活動」、「制服の有無」等が挙げられることが多い。しかし、健診時調査、就園時調査いずれの調査においてもこれらを「最も重視する」と回答した保護者は数パーセントにとどまっている。また、健診時の保護者では、「入園料・保育料」を最も重視する保護者が、教育・保育方針や立地条件に次いで多いが、これに比較して就園時では、最も重視する項目として4位に位置しているものの、選択率は5.4%であった。

表 - 9 健診時、就園時調査における「最も重視した」の比較

順位	健診時調査		就園時調査	
	項目	%	項目	%
1	教育・保育方針	36.1	家や勤め先から近い	33.2
2	家や勤め先から近い	17.9	教育・保育方針	22.0
3	入園料・保育料	15.4	兄弟・知り合いが通園	14.6
4	近所の評判	8.1	入園料・保育料	5.4
5	保育時間	5.6	送迎バスがある	3.5
6	兄弟・知り合いが通園	5.4	近所の評判	3.5
7	給食がある	2.5	保育時間	3.3
8	送迎バスがある	2.1	給食がある	2.8
9	その他	1.7	保護者の出身園	2.1
10	行事・イベント	1.0	その他	2.1
11	課外活動	0.8	課外活動	1.9
12	保護者の出身園	0.2	行事・イベント	1.0
13	制服がある	0.2	制服がある	0.3

総合的考察

1 幼稚園、保育所の選考条件

重視される立地条件

本調査結果では、幼稚園、保育所を選考するにあたって、『公立保育所』、『民間保育所』、『公立幼稚園』に共通して重視する保護者が多い項目は「立地条件」であった。保育所においては、保育所申請の仕組みの影響も考えられ、仕事と子育てを両立する保育所の保護者は、立地条件等、利便性を重視せざるを得ない状況があるものと考えられる。保育所ほど値は高くないが、公立幼稚園においても立地条件は重視されている。公立幼稚園では、

園区があることや、通園という行為の日常性から立地条件を重視する保護者が多くなると考えられた。

自宅や勤務先から、幼稚園や保育所が近いという条件は、子どもにとって必ずしもマイナスではない。自宅のある地域の幼稚園や保育所に通園することは、親子ともに近隣の人々と知り合う契機になりうる。立地条件で選択されている幼稚園や保育所は、このような親子にとってのメリットを意識して活用していくことが求められるであろう。

教育・保育方針

民間幼稚園、健診時調査では、「教育・保育方針」を重視する保護者が多かった。健診時調査の「最も重視する」は、「教育・保育方針」が36.1%で第1位であり、第2位の「家や勤め先から近い」とは2倍以上の差があった。民間幼稚園の「最も重視する」の回答も、「教育・保育方針」が第1位で30%を超えている。ただ、民間幼稚園は、公立幼稚園に比較して通園バスを有する園が多い。バス停が近隣にあれば、幼稚園の立地条件を検討しなくても良いことが影響しているとも考えられる。

との結果から、保育所や幼稚園の入園が具体的でない段階では、保護者の事情よりも「教育・保育方針」という子どもの利益を重視する保護者が多い傾向にある。一方で、仕事と子育ての両立や日々の通園という現実的な問題を検討する段階では、民間幼稚園以外では立地条件がより優先されると推察された。

付加的な条件

三つ目の特徴としては、「行事」、「送迎バス」、「給食」、「課外活動」、「制服」の選択率の低さが挙げられる。一般的に、幼稚園や保育所の選択においては、「行事」、「送迎バス」、「給食」、「課外活動」、「制服」等の有無が重視されているという印象をもたれることが多い。本研究会においても、調査前の仮説としてそれらの項目の高率を予想していた。しかし、本調査の結果からは、必ずしも、そのような傾向は認められず、実際の選考ではあくまでも付加的な条件として捉えられていることも把握された。

ただし、民間幼稚園においては、「行事」、「送迎バス」、「給食」、「課外活動」、「制服」を有する園が多く、民間幼稚園の中で施設を選考する際にはそれらは前提となり、選択条件になりにくい可能性も考えられた。

2 教育・保育方針に関わる情報提供

先述したように、施設の選択が具体的でない健診時の段階では、「教育・保育方針」という子どもの直接的な利益を重視する保護者が多い。就園時では、「教育・保育方針」は第2位と高率ではあるが、立地条件を最も重視する保護者が多い。

この要因としては、「教育・保育方針」で幼稚園・保育所等を選択したいという意向を有しているものの、制度、地域、家庭等の状況から他の条件を優先せざるを得ないこと。施設選定をするための「教育・保育方針」に関する情報が少なく選択しにくいこと。情報があっても見極める基準が不明確なため「教育・保育方針」で選考しにくいこと、さらには、保護者が「教育・保育方針」より他の条件を積極的に優先していること等が考えられる。

の要因に対しては、即時的な対応は難しい。の要因は保護者の意向であり、尊重される

べきであろう。しかし、少数であっても や により、他の条件で施設を選択せざるを得ない保護者に対しては、行政や幼稚園、保育所等の努力が求められると考えられる。

例えば、2008年度告示予定の「改訂保育所保育指針」においては、保育所の社会的責任として「保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない」(第1章総則4)と明記されている。また、第4章では、保育士と保育所の自己評価について触れられており、自己評価と結果の報告の努力義務が記された。

そこで、本調査結果と保育所保育指針や幼稚園教育要領の改訂の動向を踏まえ、本調査対象となった10市の公立幼稚園・保育所の情報内容をインターネットで把握した。結果、所在地、外観、実施事業名称等については、ほぼ全市で公開されていた。保育(教育)目標については、8市で公開されており、次いで多い情報は、主な取り組み(7市)、行事日程(7市)であった。しかし、日常的な保育の内容については、開示されていないもしくは数行のコメントのみの市が多く、保育の臨場感や雰囲気が読み取れるような工夫は少なかった。さらに現時点では、調査対象となった市で保育計画・教育課程や評価等を開示している市町村は認められなかった。ただし、今後は、改訂保育所保育指針の告示や幼稚園教育要領改訂に伴い、保育内容の説明や自己評価結果の開示に取り組む市が増加すると予想される。

本調査においては、保護者が「教育・保育方針」としてどのような内容の情報を求めているのか把握していない。しかし、一般に保護者に重視されると言われている「送迎バス」、「行事」、「課外活動」、「給食」、「制服」の有無だけが、保護者が欲する情報ではないことは、本調査結果からもうかがえる。保護者が適切な情報を得た上で保育所や幼稚園を選択できるよう、保護者が真に求める情報の内容を各市町村で把握していく必要があると考えられる。

(参考) 保育所利用児童保護者の施設選考理由調査票

整理番号

保育所入所児童 保護者 様

財団法人 大阪府市町村振興協会
 おおさか市町村職員研修研究センター
 所 長 齊 藤 慎
 (公印省略)

保育所を選ばれた理由に関するアンケート調査 (お願い)

みなさま、このたびは、お子様の保育所ご入所おめでとうございます。

さて、当センターでは研究事業の一つとして、「子育て支援事業調査研究会」という研究会を設け、大阪府内の市町村職員が主体となって、調査・研究活動に取り組んでおります。

このたび、保育所の利用者のみなさまを対象に、保育所を選ばれた理由をお聞きすることとなりました。

つきましては、入所準備などでお忙しいところとは存じますが、今後の研究資料としてのみ活用しますので、是非ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

Q1 この保育所を選ばれた理由について、それぞれの項目ごとにお答えください。

選考の参考にされた項目	1. 重視した	2. どちらとも いえない	3. 重視しな かった
教育方針・保育方針	1	2	3
送迎 (通園) バスがある	1	2	3
給食がある	1	2	3
制服がある	1	2	3
保育時間	1	2	3
家や勤め先から近い	1	2	3
入園料・保育料	1	2	3
行事・イベント	1	2	3
体操や音楽、英語などの課外活動	1	2	3
近所の評判	1	2	3
兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園	1	2	3
保護者の出身園	1	2	3
その他 (重視された項目があれば、下欄に簡潔にご記入ください。)			

その他の理由 (_____)

Q2 最も重視された項目の番号を1つご記入ください。

最も重視された項目の番号 (____)

ご協力ありがとうございました。

(参考) 幼稚園利用児童保護者の施設選考理由調査票

整理番号

幼稚園児 保護者 様

財団法人 大阪府市町村振興協会
 おおさか市町村職員研修研究センター
 所長 齊藤 慎
 (公印省略)

幼稚園を選ばれた理由に関するアンケート調査 (お願い)

みなさま、このたびは、お子様の幼稚園ご入園おめでとうございます。

さて、当センターでは研究事業の一つとして、「子育て支援事業調査研究会」という研究会を設け、大阪府内の市町村職員が主体となって、調査・研究活動に取り組んでおります。

このたび、幼稚園の利用者のみなさまを対象に、幼稚園を選ばれた理由をお聞きすることとなりました。

つきましては、お忙しいところとは存じますが、今後の研究資料としてのみ活用しますので、是非ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

Q1 この幼稚園を選ばれた理由について、それぞれの項目ごとにお答えください。

選考の参考にされた項目	1. 重視した	2. どちらとも いえない	3. 重視しな かった
教育方針・保育方針	1	2	3
送迎(通園)バスがある	1	2	3
給食がある	1	2	3
制服がある	1	2	3
保育時間	1	2	3
家や勤め先から近い	1	2	3
入園料・保育料	1	2	3
行事・イベント	1	2	3
体操や音楽、英語などの課外活動	1	2	3
近所の評判	1	2	3
兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園	1	2	3
保護者の出身園	1	2	3
その他(重視された項目があれば、下欄に簡潔にご記入ください。)			

その他の理由 (_____)

Q2 最も重視された項目の番号を1つご記入ください。

最も重視された項目の番号 (____)

ご協力ありがとうございました。

(参考) 未就園児童保護者の保育所、幼稚園施設選考理由調査票
乳幼児の保護者のみなさま へ

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
所 長 齊 藤 慎

幼稚園・保育所の利用意向アンケート調査（お願い）

みなさま、はじめまして。

おおさか市町村職員研修研究センターでは、研究事業の一つとして、「子育て支援事業調査研究会」という研究会を設け、大阪府内の市町村職員が主体となって、調査・研究活動に取り組んでおります。

このたび、乳幼児のおられるみなさまを対象に、今後、幼稚園や保育所を利用される場合、どのような点を重視されるかについての調査を行うこととなりました。

つきましては、今後の研究資料としてのみ活用しますので、是非ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この調査票にご記入の上、健診時にお持ちください。

問1 健診に来られた子どもさんを幼稚園や保育所に入園させることを考えておられますか？

いずれか1つの番号に をつけてください。

1. すでに入園している アンケートは終わりです。ありがとうございました。
2. 今後、入園を考えている
3. その他（具体的に：_____）

問2 幼稚園や保育所に、いつ頃入園させたいとお考えですか？ いずれか1つの番号に をつけてください。

1. 今年度中（H20年3月まで）に
2. 来年度（H20年4月～H21年3月）中に
3. H21年4月～22年3月の間に
4. H22年4月～H23年3月の間に
5. H23年4月以降
6. 決めていない・わからない

問3 「幼稚園」と「保育所」は、利用条件や内容が異なりますが、その違いをご存知ですか？ いずれか1つの番号に をつけてください。

1. 幼稚園と保育所の違いは、よく知っている
2. 幼稚園と保育所の違いは、ばくぜんとして知っている・聞いたことがある
3. 幼稚園と保育所の違いがよくわからない
4. その他（具体的に：_____）

問4 幼稚園や保育所に入園させるとしたら、どちらですか？ いずれか1つの番号にをつけてください。

1. 幼稚園
2. 保育所
3. どちらにするか悩んでいる・決めていない
4. 特に考えていない
5. その他（具体的に：_____）

問5 健診に来られた子どもさんについて、幼稚園や保育所に入園される場合（入園する予定のない人もお書きください）、次の～のどのような項目を重視されますか。（それぞれの項目について、いずれか1つの番号にをつけてください。）

利用に際しての項目・条件	1. 重視する	2. 重視しない	3. わからない
教育方針・保育方針	1	2	3
送迎（通園）バスがある	1	2	3
給食がある	1	2	3
制服がある	1	2	3
保育時間	1	2	3
家や勤め先から近い	1	2	3
入園料・保育料	1	2	3
行事・イベント	1	2	3
体操や音楽、英語などの課外活動	1	2	3
近所の評判	1	2	3
兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園	1	2	3
保護者の出身園	1	2	3
その他（重視したい項目・条件があれば、下欄に簡潔にご記入ください。）			

その他の理由（_____）

問6 問5の項目の中で、最も重視されるものは何ですか？ 1つだけ番号をお書きください。
最も重視されるだろう項目の番号（_____）

以上で、終わりです。
ご協力ありがとうございました。
健診の際にご提出をお願いいたします。

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
子育て支援事業調査研究会

第

3

部

先進事例報告
(国内編)

第3部

先進事例報告（国内編）

1．視察の概要

本研究会では、子育て支援事業に関する全国の先進事例を調査・研究の一環としていることから、平成18年度と平成19年度に先進市への視察を実施した。

平成18年度は3班に分け2か所ずつ、平成19年度は2班に分け3か所ずつを視察した（表参照）。

平成18年度は、幼稚園と保育所等のよいところを活かしながら、制度の枠組みを超えた新たな仕組みとして、10月に「認定こども園」制度がスタートしたことにより、幼保連携型施設や公・民営型施設、支援センターなどの実際に子育てを行っている現場の運営方法と、NPO法人など民間の事業者を含む子育て支援情報ネットワークの構築について、それぞれで特徴のある市・施設を視察先に選定した。また、平成19年度は、「地域子育て支援拠点事業」が計画され、地域における子育て支援の拠点であるつどいの広場事業及び地域子育て支援センター事業を再編し、地域の実情に応じた子育て支援拠点の拡充を図るということから、研究会としても地域に根付いた子育て支援を実施している所を視察先に選んだ。

2．視察地の特徴

<平成18年度>

視 察 先	特 徴
掛川市立乳幼児センターすこやか	行政ではあまり進んでいないとされる幼保一元化を推進している自治体（施設）である。
江東区大島子ども家庭支援センター	行政ではなく社会福祉法人（民間）が主体となって、先進的にネットワークを広げて運営している子育て支援のための施設である。
三鷹市子ども家庭支援センター 「のびのびひろば」「すくすくひろば」	子育てに関するあらゆる相談に総合的に応じているほか、さまざまな機関をつなぎ、市域全体の子ども家庭支援システムの強化に取り組んでいる。
品川区「のびっこ園台場」	保育所と幼稚園のメリットを融合させ、乳幼児と保護者の視点に立った施設運営や幼保一体の事務管理を行っている。
三鷹市「みたか子育てねっと」	市と民間事業者と市民が協力して、子育ての情報や人、施設、サービスなどの地域に密着した情報提供を行っている。
NPO法人「せたがや子育てネット」	インターネットを介し、子育ての悩みの共有、子育てグループのネットワーキング、子育て支援に関する活動を行っているNPO法人で、地域に根ざした民間独自の子育て支援活動を展開している。

<平成19年度>

視 察 先	特 徴
地域交流サロン「ばあちゃんち」	住民が現在も生活している個人の居宅を利用して、子育て支援活動を行っている地域交流サロンである。
敬愛保育園「熊本市子育てネット」	熊本市内で地域子育て支援センター事業を実施している民間保育園が、連絡協議会（熊本市子育てネット）を立ち上げた。その協議会の事務局長を担当している保育園である。
「健軍くらしささえ愛工房」	県が県営住宅の一部を福祉施設に整備し、NPO法人に有償で貸し付けることで、地域と一体となった当事者中心の総合的な福祉サービスを展開している。
デイケアハウス「このゆびとーまれ」	全国で初めて赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、誰もが一緒にデイサービスを受けられる場所である。
小松市「マイ保育園制度」	保育所を身近な子育て支援の拠点と位置づけ、市内の保育所の中から希望する園に登録することで、育児見学や半日保育、育児支援などの子育て支援サービスが受けられる。
(財)いしかわ子育て支援財団	子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進を図る目的で、平成8年10月に石川県の出資により設立された財団で、県は各種事業を委託している。

3. 総合的考察

今回行った視察を実施主体別に分類すると、民間5か所、民間と行政の協働3か所、行政4か所となる。視察の総括として、これら合計12か所を視察した研究員の所感から、それぞれの強みを概観した上で、「行政による子育て支援のあり方」という視点でまとめたい。

まず、民間が主体となっているところでは、『『地域の人たちのニーズ』を捉え、地域の人たちが自分たちの力でいいものにしてもらうことで、地域のお母さんが地域に根づく力をつける場を提供している』(江東区大島子ども家庭支援センター)、「情報の流通を通して、子育て中の保護者から情報を提供してもらうことで、保護者に『社会参画』、『社会貢献』の場を提供している」(NPO法人「せたがや子育てネット」)、「子育ては生活の一部であるという捉え方があり、子育て支援は生活支援からというスタンスに立ち、地域を巻き込んだ総合的な支援を行うことを可能にしている」(地域交流サロン「ばあちゃんち」)など、参加者や地域住民を巻き込む形の支援を行っていることが分かった。

次に、民間と行政が協働しているところでは、「民間が行政と市民の中立的な立場で、子育て支援情報の解説や編集を行っているので、市民参加型の地域に密着した情報提供を展開している」(三鷹市「みたか子育てねっと」)、「県(行政)の所有する住宅で、いくつかのNPO法人(民間団体)が集まり、地域の縁がわ(地域福祉の拠点)として、誰もが気軽に入出入りすることができ、地域の人々がほっとできるスペースを提供している」(健軍くらしささえ愛工房)、「企業を巻き込むことでプレミアム・パスポート(後述)を継続、拡大していくために必要な財源を確保できるということや、企業を含めた地域社会全体で子育て家庭を支援する気運を醸成することができるようになる」(いしかわ子育て支援財団)など、民間と行政が協働することで、民間のもつ自由な発想やノウハウを利用することができ、それぞれの事業効果、相乗効

果をうみだしているといえる。

そして、行政が主体となっているところでは、「スーパーバイザーによる指導を充実させていることから、相談者の資質に限らず、一貫したレベルでの相談対応が可能となっている」(三鷹市子ども家庭支援センター)、「保護者は身近な保育所に登録することで、いろいろな子育て支援サービスを受けられる。そこを拠点に知識を得たり友達作りなどをして、地域で楽しく子育てをしていけるという制度である」(小松市「マイ保育園制度」)など、専門性や地域資源を活かした支援に特徴がみられた。

以上を踏まえた上で、「行政による子育て支援のあり方」についての所感は大きく二つに分類することができた。

一つは、地域のニーズ把握の重要性である。これらは民間主体の事業の視察から出されており、「公的なサービスはともすれば形ありきで、ニーズがおいてきぼりになってしまい、結果として地域の人々が『地域で生きる』力を伸ばせないのではという公的サービスの課題を感じた」や「行政がいかにして『より有効な子育て支援』を実施していくかは、いかにして地域住民の要望や希望を的確に把握できるかによる、という行政としての基本にたどり着いた」と述べられている。

二つ目は、行政内部の部署を越えた連携である。「赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、サービスを受けられる施設」の視察から、「高齢者、児童、障害者で担当が違う縦割り行政ではなく、児童や高齢者など全てにかかる福祉行政を企画する部門を、今後設けることは可能ではないか」と述べ、「それによって、様々な福祉行政プランに対して、『できない』でなく『できる』ことを考える行政でなければと思う」としている。また、幼稚園と保育園の一体施設の視察からは、「一元化を成功させるには、保育・教育の理念の異なるそれぞれの職員がいかに協働し、互いの理念を超えて協力関係を構築していくことができるかにかかっている」と述べている。

この二点は、子育て支援に限らず、広く行政のあり方に関わってくる基本的な視点であるといえるだろう。言い換えれば、先進的な取り組みを行っているところでは、これら基本的な視点を意識し、事業を行っているのであり、今後、研究員がそれぞれの職場で実践していかなければいけない視点であると言える。

最後に、「提供する事業を行う必要性が高いのか、また必要性が高いとしてもそれが民業圧迫とならないのか、などということの一つひとつ検証していく必要があるだろう」という冷静な、しかし、重要な指摘がなされていたことを記しておきたい。

視 察 報 告

(平成18年度)

民間運営の子育て支援センターの取組みについて

～ 江東区大島子ども家庭支援センター ～

視 察 日 時	平成 18 年 11 月 21 日 (火) 午前 10 時～正午まで
視 察 先	視察場所：江東区大島子ども家庭支援センター 住 所：東京都江東区大島 4 - 1 - 37 最 寄 駅：都営地下鉄新宿線 西大島駅 対 応 者：新澤 拓治 氏 (江東区子ども家庭支援センター長)
視 察 者	新家 初美 (池田市子育て・人権部子育て政策課) 根垣 奈未 (松原市保健福祉部子育て支援課) 近棟 健二 (大阪市立大学大学院)

【視察目的】

江東区大島子ども家庭支援センターは社会福祉法人雲柱社が地域の住民のニーズを主体として先進的にネットワークを広げて運営しておられる子育て支援のための施設ということで、大阪において主体である行政が運営する子育て支援センターとの違いや特色を伺い参考にするため。

【視察内容及び質問事項】

< 質問 >

- ・ 民間主体のセンターとして、行政の機関とは異なる特色、利点とは何か。
- ・ 虐待等子育てに関する相談機関としての対応、他機関との連携はどのようになされているか。
- ・ 地域住民が受け身になってしまうのではなく、主体的に活動できるような場の提供として、どのようなことをされているか。

< 施設見学 >

- ・ 地域に開かれた場として、どのような設備、体制をもって取り組まれているのか。

【視察結果】

1. 大島子ども家庭支援センターは、指定管理制度に基づき、江東区と5年契約をしている。5年ごとに他の機関と管理者の権利を争う立場であるため、より公的な意味合いや、公的施設としての公平性の重視が必要になってきている状況ということである。したがって、現在は民間主体の園として築いてきたサービスの質をいかに落とさずに、より公平なサービスが実施できるかを思案しているという。当センターが公的な支援サービスと異なっている点は、あくまで地域の住民に「どんなことが必要か？」という実際のニーズからサービスが立ち上がり、それを後から行政が認めてきたような形であるということ。現状の公的サービスはともすると「制度ありき」になってしまっていて、そこに本当のニーズがあるかどうかは後回しに

なってしまう傾向があると言う。しかし、どちらがいいとか悪いとかということよりも、どのようにして互いに付き合っていくかということが大事であり、たとえ民間であっても行政との間にどんな関係があるかによって、できることやものが随分違うので、行政と民間が一緒にいいものを作っていくためにも互いが互いの事情を知って話をしていくことが必要ではないかということであった。

2．業務、特に虐待への対応に関しては、江東区は本年度、南砂子ども家庭支援センターが新設された。このセンターは子育ての広場というより、専門的な相談機関という位置づけの高い先駆型として、江東区における虐待問題の核施設となったため、本年度からはそのセンターが虐待問題の統括を行うということである。したがって、大島センターに連絡が入った場合でも、情報は南砂センターに集約される。南砂にはケースワーカーの配置があるため、他機関（保健所が多い）と連携して対応にあたっている。ケース会議などのコーディネイトも南砂が行っている。加えて、個々のセンターにおいても連絡は南砂にしても実働としては大島やその他近隣の支援センターが行うことはあるとのことである。また、要保護児童対策地域協議会は今年度に発足しており、事務局は区が行っているということであった。その他の相談に関してはセンターのみで抱えるのではなく、必要に応じて適切な場に紹介、案内していくことが主体であり、相談業務を特に専門化して特化的には行っていないということである。

3．地域住民の主体性に関しては、当センターのスローガンとして「その人自身が力を発揮していく」ということを重要視し、こころがけていると言う。母親達が力を発揮していくなかで、その人なりに新しい友だちを作ったり、リサイクルのバザーをしたり、と色々な役割をもって色々なことに参加するようになり、子育てに埋没していたが、そうではない自分というものを取り戻せているようである。また、やってくる人を待つだけでなく、“リクルート活動”にも力をいれているという。すなわち、こちらが「出てきてほしい」と思う人にどうやって出てきてもらうか、ということである。そのため、広場の中でも別のプログラムなどにリクルート活動を行ったり逆にフォローを行ったり、積極的に呼びかけをしているという。人はまず要求の段階があり、気持ちを受け止められた、甘えられたという感覚を持った上で主体性の段階に入る。そのことを大事にしながら対応に努めているとのことであった。また、一面として主体性を持って取り組むことが面倒くさい、サービスをただ受けたいというニーズが増加していることも事実である。そのようなお母さんから見れば、大島センターなどでは逆に活動的なお母さんがグループ化しているようにもうつるだろうし、一部の人たちの独占になってしまっているような印象を持たれる可能性もある。もっと万人に開かれた、あまり積極性のないようなグループを好む人たちは、付き合いに関しても一定の距離を持ちたいと思うようで、そのような人にとっていられる場所というものもあっていいと考えている。あとは、それぞれの居場所がしっかり結びつくようなことができれば一番いいと思われるが、それについては課題であるとのことであった。

4．施設見学



< 外観 >

以前は公立の幼稚園だった建物を活用されている。

< 保育室・広場 >

遊具は木製が主流。温かみのある部屋。



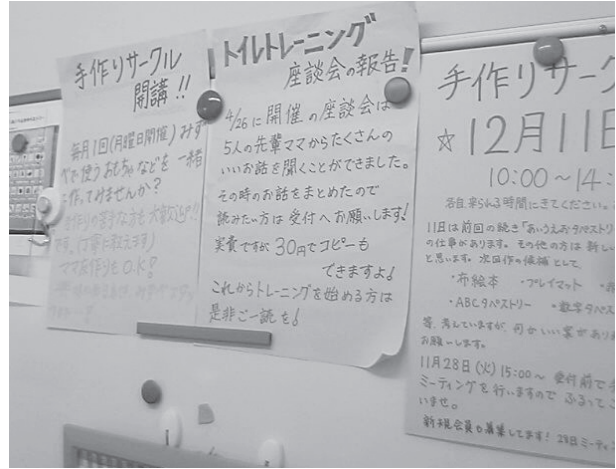
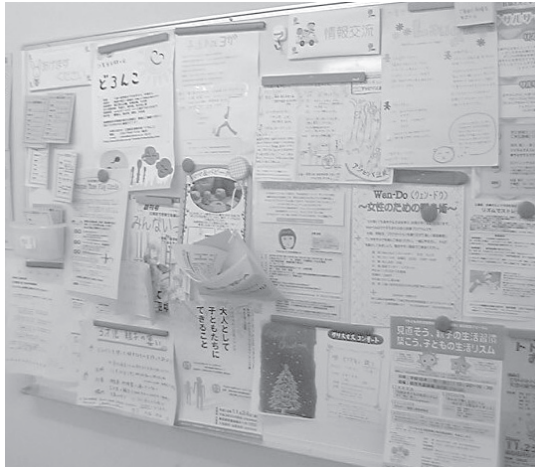
< お母さん達のお茶スペース >

セルフサービスでお母さん達がお茶を飲むスペース。



< 掲示板 >

お母さん達が自由にサークルの勧誘や、チラシを貼る掲示板。すごくにぎわっていました！



< 飾り >

飾りは大半がお母さん達やボランティアさんの手作りだそう。ハンドメイドであふれていました。



【所 感】

シンプルな外観、そんなに広くない室内なのに、手作りの工夫やお母さん達の自主的な活動の跡が見えてとても温かみがあり、居心地のよいセンターとなっていた。民間主体で「地域の人たちのニーズ」を捉え、そして、地域の人たちが自身で力を出し合っているのを感じた。これは、地域社会でのつながりが希薄な今、非常に有益な場所ではないかと思われる。公的なサービスはともすれば形ありきで、ニーズが置いてきぼりになってしまい、結果として地域の人々が「地域で生きる」力を伸ばせないのではという公的サービスの課題を感じた。一方で、虐待問題など行政との連携が重要になるような問題が多発している中で、地域色の良さを残しながらいかに

行政と連携し、互いを理解していくかということも模索されているとのことであった。このことから、公的な立場でもまず民間同様に地域のニーズを把握し、そしてそこに何が必要なのかを考え、民間の力が必要な部分や、公的な介入の重要な部分など各所の良さを活かした総合的な施策を考えなければならないと感じた。（根垣）

参加者の主体性を大事にしながらの運営が印象的であった。しかし、すべての参加者が最初から主体性を発揮したいと思い参加している訳ではないことも考えて、参加者の様子を見ながらスタッフの声かけを行うなど丁寧な対応をされているように思った。このように丁寧に人を見て対応するために、スタッフ間のミーティングでの意思疎通や情報交換を密に行うように心がけているということであった。ともすれば、サービス提供に終わってしまう子育て支援の様々な事業にも、このような丁寧な対応が求められているのではないかという思いを強く持った。（近棟）

「みずべ」のひろば事業は、子育て支援という言葉が使われていなかった40年以上まえから、新沢誠治園長が神愛保育園で一貫して実践してこられた“子育てひろば”の精神をそのまま引き継いで実施されているということで、行政もそれまでの実績を高く買って事業を任せているのだと思う。そこでは、新沢氏の子育て支援に対する思いがそれぞれの担当者に根付いているようで、場所の雰囲気も柔らかく温かく感じられ、利用者は居心地がよいことだと思う。利用者の主体的な活動の支援を大事にすると同時に、場の提供だけを望む親子への配慮も必要になってきて、「第2段階のむずかしさ」を感じておられ、次の課題としてまたどのような取り組みをしていかれるのが興味深い。（新家）

民間団体による情報提供を通じた子育て支援について

～ NPO法人 せたがや子育てネット ～

視 察 日 時	平成18年11月21日（火） 午前10時～午後11時30分まで
視 察 先	視察場所：NPO 法人せたがや子育てネット （コミュニティカフェ ぶりっじ@ shimokita） 住 所：東京都世田谷区北沢2 - 37 - 17 最 寄 駅：京王井の頭線 下北沢駅 対 応 者：松田 妙子 氏（NPO 法人せたがや子育てネット代表）
視 察 者	谷田 正宏（富田林市保健福祉部子育て支援課） 岩佐 隆博（岸和田市児童福祉部保育課）

【視察目的】

近年、行政から民間グループに至るまでの子育て支援に関するサービスは多様化、複雑化している。これらの状況で住民が求めている情報内容と、公的機関の多くが提供している情報内容に乖離があると考え、子育て支援に関する情報提供を行う先進的事例から、真に有効な情報提供について学ぶ。

【視察内容及び質問事項】

本法人はインターネットを介し、子育ての悩みの共有、子育てグループのネットワーキング、子育て支援に関する活動を行っている特定非営利活動法人である。また、地域に根ざした民間独自の子育て支援活動を展開している。そこで、次の事項に関する経緯や、メリット、デメリット、事業効果等について視察を行った。

- ・インターネットを通じた子育て支援の実施について
- ・公的機関から独立し、展開している独自の子育て支援について
- ・商店街との連携による、子育て情報交換の場の提供という形の子育て支援について

【視察結果】

1．世田谷区の概要

世田谷区は東京都東部に位置し、面積約58km²、人口約82万人の都市である。また、年間出生数は約6千人と多く、乳幼児数は平成14年度から平成17年度にかけても増加傾向にある。また、世田谷区は市民活動が盛んな地域でもあり、区内の子育て関係団体も、子育てサークルが100～150団体（多数であること、結成解散周期が短く全ては把握できないため概数）、子育てサロンについても約80の団体が存在している。

2．NPO法人化の経緯

「NPO法人せたがや子育てネット」の母体は、平成13年に「ママパパぶりっじ」として、子育て情報基盤整備事業のプロジェクトチームとして結成された。その後、母親の立場にたった子育て支援情報の提供、交換を主な活動内容とする団体として、運営されていた。この時期

は、世田谷区との協働で、区は子育てに関する行政情報を、「ママパパぶりっじ」は民間ならではの情報（主に個人からのもの）を提供していた。

また、家庭で子育てを行う保護者が子育てサークルを活用するにあたり、ネットワークの一元化が行われていなかったことから情報に混乱が生じていた。そこで、区内に散在するサークルやネットワークの一元化を目指した活動を行っていた。しかし、活動を進めるにつれ実際に保護者が求めている情報は、官公庁と協働で提供できる情報の枠を越え始めたことから、平成16年11月にNPO法人として独立し、独自の子育て情報を提供することとなった。

3. 「NPO法人せたがや子育てネット」が実施している子育て支援

現在「NPO法人せたがや子育てネット」では、情報提供という形の子育て支援だけではなく、様々な形での子育て支援を行っている。その趣旨は人と人、人と社会（行政を含む）を、情報を通じて「ブリッジ（掛け橋）」する、というものである。また、近年はIT主体での「ブリッジ」だけではなく、顔が見える「ブリッジ」を行っている。このことは一見時代に逆行しているように見えるが、「NPO法人せたがや子育てネット」では、現代社会における核家族化、子育て資源の弱体化などの問題を解決するにあたり、最も身近であり、重要かつ必要なきっかけになる、と考えられている。これらの趣旨を実現することを目的として、現在実施されている主な事業は次のとおりである。

1 インターネットを介した子育て支援（せたがや子育てネット ウェブサイトの運営）

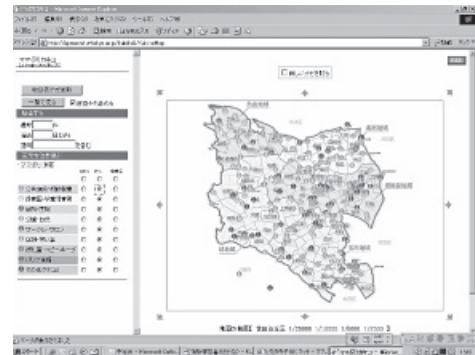
この事業については、主に地域住民が主体となった情報の集合体といえる。内容としては、子育て情報に関する「掲示板」、「マイホームページ」、「カキコまっぷ」などがあり、オンラインによる情報提供の根幹を形成している。

「掲示板」については、パソコン普及率の上昇に伴い全国的に普及しており、時間や距離を越えた子育てに関する情報交換を行える場である。

「マイホームページ」は、既定の項目を入力するだけで、個人のホームページが開設できるものであり、個人的なものや子育てサークルの活動情報等も公表できる場である。

この事業で特異なものは「カキコまっぷ」である。これは、ホームページ上で個人が世田谷区内の地図に対して情報を持たせていく、完全住民主体型の情報集合体となっている。書き込まれている内容は、子育て中の親子が日常利用するほとんどの施設に関する個人的見解であった。これらの情報は分野別、地域別の表示も可能であり、利用者が必要とする情報を目的別に抽出可能であることから、利用者に対する配慮が行き届いたものであるといえる。

これらの情報については個人が利用した行政サービスに関する感想等を除いて、行政情報はほとんど掲載されていない。行政の介在は見られず、完全に住民主体で構築されていく情報の集合体であった。このことは、利用者の「行政は硬い」、「難しい」というイメージを排除することで、ホームページをより身近なものとして感じてもらうことが可能な、優れた情報提供方法であると言える。



2 地域と連携した子育て支援

この事業はインターネットを介したオンライン事業とは対極的であり、顔が見える、いわばオフラインの事業であるといえる。主なものとしては、「幼稚園・保育園プロジェクト」、「コミュニティカフェ ぶりっじ」、「子育て情報メッセンジャー」などがある。



「幼稚園・保育園プロジェクト」は、地域住民からの情報提供により、保護者がもつ保育所や幼稚園に対する不安を取り除けるような情報を提供していく事業である。地域の幼稚園、保育所関係者等を招聘し、地域別の情報交換会を開催することにより、保護者は行政が提供する情報と比較し、より利用者側に立った近隣施設の情報入手することが可能になっている。また、住民からの情報を集約した情報誌「せたがや子育てライフ」の発行も行っている。この情報誌は、多くの利用者の「生の声」が掲載されており、行政が提供する情報には無い、利用者が身近に感じることができる「柔らかい」ものになっている。

「コミュニティカフェ ぶりっじ」は、下北沢商店街との連携により平成18年に設置された。この施設は、商店街にとっては子育て世帯の集客数の増加、法人にとっては子育て情報交換スペースの提供、という施設開設により互いの目的が達成できることから、異色のタイアップが可能となったものである。施設内は大きく3つのスペースに分かれており、一時預かりスペース、コミュニティキッチン、多目的スペースがある。



「ハッピー セパレーション」という名称の一時預かりでは、児童の預かり要件が存在せず、親子別々に「ハッピー」な時間をすごせるようサービス提供を行っている。立地条件から考えても、買い物目的の保護者にとってこのサービスの利用価値は高いと思われる。

多目的スペースとコミュニティキッチンでは子育て関係の内容の講座だけではなく、子育て中の保護者を対象とした様々な内容のものが開催されている。講師はほとんどがなんらかの特技を持つ地域住民であり、自分の特技を生かす場としての利用価値も創出している。また、多目的スペースはグループでの利用も可能であること、11時30分から13時30分までは親子で楽しめるランチの提供



を行っていることから、地域の保護者が情報交換を行うことができる場にもなっている。

地域住民のボランティアで構成される「子育て情報メッセンジャー」は家庭での保育を行う保護者と地域を情報でつなぐ活動を行っている。主な活動内容はネット上での情報交換、地域別に「子連れおでかけマップ」を作成し配布する、

などである。この「子連れおでかけマップ」は、ホームページでの「カキコまっぷ」のオフライン版にあたるもので、情報提供だけではなく、マップの配布により、引きこもりがちな親子を地域とつなげるため、話し掛けるきっかけ作りとしても活用されている。また法人では、目に見える効果は無いが、マップ配布のために話しかけることにより、子育ての相談のきっかけにもなることから虐待防止にも一役買っていると考えられている。

3 行政機関との連携

この法人は、住民の子育て支援だけではなく、行政機関との連携も行っている。まだプロジェクトチームであったころから、行政と連携していたこともあり、最近では世田谷区が発行する子育てガイドブック「せたがや子育てコンパス」の作成にも携わっている。法人は日常的に住民からの子育て情報を提供していることから、住民からの情報収集力が高い。このことを活用し、より保護者が利用しやすいものになるようアドバイザーとしてガイドブック作成に参加している。

このことは、「せたがや子育てコンパス」の作成にも携わった住民が、人や行政とつながることにより「社会参画」、「社会貢献」できた、という自信にもつながっている。

4 今後の課題

現在の「NPO 法人せたがや子育てネット」の運営は、常勤職員2名の他、多数の地域住民がボランティアで協力することにより成り立っている。また、情報収集においても地域住民の力（ボランティア精神による協力）で成り立っている。このボランティア資源の豊富さは、「社会参画」、「社会貢献」に対する地域の子育て保護者の意識の高さ、希望の多さが現れていると思われる。

法人では、この力を活用することにより、情報提供から派生する多様な事業を展開し、現在に至っている。松田代表は今後の課題として、これらのボランティアが子育て支援サービスの提供により収入を得ることができるようになることで、「社会参画」、「社会貢献」を可能にする人材育成を行っていくことである、と考えている。

【所 感】

今回、子育て支援に関する情報提供を行う先進的事例に関する視察を行い、強く感じたことは、「子育て支援に関する情報提供」は、「より有効な子育て支援」実施のための手段の一つであるべきである、ということである。しかも、「より有効な子育て支援」とは、住民の要望に関する的確な把握の上に成り立つものであると感じた。

「NPO 法人せたがや子育てネット」は、民間団体であるメリットを活かし、情報の流通を通して「社会参画」、「社会貢献」に対する地域の子育て保護者の意識の高さ、希望の多さをニーズとして把握できた。このことは、子育て中の保護者から情報を提供してもらうという形で保護者に「社会参画」、「社会貢献」の場を提供する、という子育て支援につながっている。この形態は、行政にはあまり見られない子育て支援であり、保護者に対する「より有効な子育て支援」の一つであると感じた。

今後、行政がいかにして「より有効な子育て支援」を実施していくかは、いかにして地域住民の要望や希望を的確に把握できるかによる、という行政として最も基本的なことにたどり着

いた。この最も基本的なことのための、情報の収集、情報の提供という情報流通を、今後の「より有効な子育て支援」に関する研究に活かしていきたい。

1

2

3

4

5

市と民間事業者と市民がIT活用でつくる子育て支援情報について

～ 三鷹市 「みたか子育てねっと」 ～

視 察 日 時	平成 18 年 11 月 21 日 (火) 午後 2 時～午後 4 時まで
視 察 先	視察場所：東京都三鷹市・(株)まちづくり三鷹 住 所：三鷹市下連雀 3 - 38 - 4 三鷹産業プラザ内 7 階会議室 最 寄 駅：JR 中央線 三鷹駅 対 応 者：大堀 和彦 氏 (三鷹市子育て支援室長補佐) 出田 健二 氏 (株まちづくり三鷹企画事業グループチーフ) 山本 永 氏 (株まちづくり三鷹企画事業グループ)
視 察 者	谷田 正宏 (富田林市健康福祉部子育て支援課) 岩佐 隆博 (岸和田市児童福祉部保育課)

【視察目的】

東京都三鷹市では、インターネットの利点を活用して、「みたか子育てねっと」という市と民間事業者と市民が協力して、子育ての情報や人、施設、サービスなどの地域に密着した情報提供を行っている。このような、地域支援に取り組む行政、それを受け入れる事業者、情報を共有しあう市民で作るあまり例のない情報提供サービス「みたか子育てねっと」について視察する。

【視察内容及び質問事項】

市と民間事業者と市民がインターネットで行う子育て支援情報「みたか子育てねっと」について。

開発の背景

機能の概要

利用の実態

IT活用の有効性

【視察結果】

1. 開発の背景

「みたか子育てねっと」は、経済産業省(財)ニューメディア開発協会の「介護・子育て分野における革新的なサービス提供に資するIT活用事業」として平成13年度に開発されたもので、三鷹市全域を対象とする「総合的な子育て支援のインターネットサービス」である。三鷹市では、もともと子育て家庭を孤立させない「子育て相談事業や子育てひろば事業」、核家庭などの地域で支援する「ファミリーサポート事業」を進めてきたが、「みたか子育てねっと」は、三鷹市のノウハウをベースに市民・行政・施設のコミュニケーションツールとして開発されたものである。

三鷹市の導入時の経費

12年度予算で計上 : 12,213,188円

(内 訳)

LAN設定作業等委託料 : 1,614,900円

設備工事費 : 315,000円

備品購入費 : 8,535,240円

その他 : 1,748,048円

東京都補助金(歳入) : 10,000,000円

経済産業省のモデル事業の審査に通過したため、三鷹市の一般財源は、2,213,188円であった。

三鷹市の運営費

平成17年度決算より : 9,330,167円

(内 訳)

回線使用料 : 2,019,908円

運営・保守料・委託費 : 7,310,259円

2. 機能の概要

みたか子育てねっとでは、(株)まちづくり三鷹(民間)が開発・運営を担当、三鷹市(行政)が民間に運営委託し、行政ナビゲーション・ネット相談・ファミリーサポートセンターなどの情報提供、(株)まちづくり三鷹がNPO法人に運営委託し、市民参加型のワークショップ(子育てコンテンツ制作)を運営・支援させ、地域情報ポータル(子育てコンビニ)を制作している。市民と行政と一緒に作ったコンテンツづくりが、コンテンツの充実を図り、利用者の拡大と地域での定着につながっている。

子育て行政ポータル&ナビゲーション機能

子育てに関する様々な行政情報や関連情報を、住民の視点に立ち、総合的に網羅できる。例えば、利用者のニーズや立場にあった手続きの方法をナビゲートし、申請書類の入手から記入例までを、わかりやすく紹介し、保育所入所や施設の行事などリアルタイムで情報を簡単に閲覧することができる。三鷹市では、保育所の空き情報は月1回、イベント情報などは必要に応じて随時更新している。市からの掲載情報は、主にファックスで、データ情報についてはメールで行っている。

地域情報ポータル&住民交流支援機能

現在、のべ100名の住民の方々がコンテンツ制作に参加している。市民が参加する「みんなでつくろうみたか子育てねっと」(オフ会やワークショップなど)で様々な情報、身近な声や希望・意見が集められ、NPO法人子育てコンビニが中心となり、情報の集約、様々な行事紹介、情報の更新などの編集会議を行い、月刊スタイルできめの細かい情報を提供している。例えば、店舗などの施設紹介、子育てに関するお勧め情報(遊び・あずける・手作りクッキング・健康

など)は、公共情報とは違う住民の視点から取材した情報にまとめられている。

「みたか子育てねっと」では、さまざまな住民がコンテンツ制作に参加できるようにするため、コンテンツの雛型を提供し、運営が難しいといわれている電子掲示板にすることで、より利便性が高まり、地域に密着した情報の交換や収集、その集積によるQ & Aが簡単に作成できる。また、市民がつくる掲示板には、民間事業者のメンバーをシステムオペレータに採用することで、円滑な運営を可能にしている。よって、書き込み情報や掲載内容については、民間事業者に一任し、中傷・苦情・個人的見解など、明らかに公表できないものだけは、市と協議して削除している。

3. 利用実態

利用状況では、運営開始以降、訪問者が増加を続けており、特に夏のイベントや秋からの保育所、幼稚園の準備などで利用する人が多い。時間別では、インターネット利用の特徴である深夜帯の利用率が最も高く、子どもが寝静まってから子育て情報の入手や、掲示板での交流などが行われているようである。また、11時～17時までの日中の利用も多く、インターネットが生活に定着している傾向を示している。ページ別に見ても、子育てコンビニ(掲示板)と行政情報がほぼ同じ利用数であることから、一度アクセスすると民間情報と公共情報のどちらも閲覧しているということがわかる。

HPへのアクセス数：40,000件/月、掲示板へのアクセス数：3,000件/日、書き込み情報：10件/日

(参考：三鷹市人口約17万人)

4. IT活用の有効性

この情報システムは、インターネットの世帯普及率が86.8%、特に、30代での普及が90.5%となり、インターネットが生活の中に定着しはじめたことにより開発に至った。

- ・ 手当や保育所入所の子育ての諸手続き、子育て施設の利用方法などの情報提供により、24時間、どこからでも、情報を閲覧する機会が高まり、利便性が向上した。そのため、市民の満足度が高くなっている。
- ・ 公共情報とともに「市民の子育て情報ポータル」を併設したことにより、地域の子育ての総合的な情報ネットワークが拡大するとともに、市民参加型のコンテンツ制作により、より身近な情報が集められ、サイトの利用者数が高まっている。
- ・ 行政窓口においても、サイトで事前に情報を入手した市民、サイトを見ながら電話で相談する市民、メールで深夜に相談する市民など、従来の窓口ではじめから説明する業務が大幅に減り、業務の効率化が図れる。



(株) まちづくり三鷹本社ビル

【所 感】

インターネットの利用者数が増加している現在、各自治体でも市民に向けたインターネットホームページを使った情報提供を実施している。しかし、行政のホームページは、一般にかたい、わかりにくいというイメージがある。三鷹市のように、行政・民間事業者・市民が協力してつくる子育て情報提供サービスは、それぞれの事業効果を生み出している。行政が技術面で優れている民間事業者に運営委託することで、民間が行政と市民の間に立ち、中立的な立場で情報の解説・編集を行い、行政では聞くことのできない市民の身近な情報も収集することができ、市民にとって情報に入り込みやすくなっている。また、各種手続きの方法から届出用紙の打ち出しや記入例の紹介までネットで閲覧ができ、本来の窓口業務が軽減、市民中心の運営である掲示板のコンテンツ作りでは、参加した市民に意見交換の場を与えることにより有益な情報の増加につながり、読者からの高い評価を得ることで、母親も社会参加ができるという喜びや市の公式サイトを運営しているという自信にもなっている。

このように、三者が協力してつくる「みたか子育てねっと」の運営にあたっては、特に考えるようなデメリットや不自然さはなく、うまく市民参加型の地域に密着した情報提供を展開している。

今後も、三鷹市が先進モデルとなり、市と民間事業者・市民が協働した情報提供サービスが全国的に展開されるのではないだろうか。

三鷹市における家庭支援システムについて

～三鷹市子ども家庭支援センター「のびのびひろば」「すくすくひろば」～

視 察 日 時	平成 18 年 11 月 21 日（火） 午後 1 時～午後 4 時まで
視 察 先	視察場所：三鷹市子ども家庭支援センター「のびのびひろば」「すくすくひろば」 住 所：三鷹市下連雀 3 - 30 - 12 中央通りタウンプラザ 3 階 最 寄 駅：J R 中央線 三鷹駅 対 応 者：吉川 瞭子 氏（子育て支援センター長）
視 察 者	新家 初美（池田市子育て・人権部子育て政策課） 根垣 奈未（松原市保健福祉部子育て支援課） 近棟 健二（大阪市立大学大学院）

【視察目的】

三鷹市は早い時期から子育てに関係する機関のネットワークが必要という認識をもち、平成 9 年に設置された三鷹市子ども家庭支援センターが中核機関となり、0 歳から 18 歳未満の子育てに関するあらゆる相談に総合的に応じているほか、子どもと家庭に関するさまざまな機関をつなぎ、市域全体の子ども家庭支援システムの強化に取り組んでいる。その先進的なセンターの取り組みを視察する。

【視察内容及び質問事項】

<視察内容>

- ・子ども家庭支援ネットワークの立ち上げから今の運営の状況について
- ・「親子ひろば」の見学（施設・設備・プログラム等）と運営について

<質問事項>

- ・要保護児童対策地域協議会の運営をセンターでしているメリット・デメリットは何か。
- ・相談の体制について（専門職の配置等）
- ・「親子ひろば」を運営するなかで大切にしていることは何か。
- ・利用者が主体的に活動できる場の提供として、どのような工夫をしているか。

【視察結果】

「子ども家庭支援センター」は東京都の独自事業で、「のびのびひろば」は公設公営で実施されている。事業実施以前から地域とのつながりが深く、それまでにいろいろな形で培ってきた地域関係者とのかかわりを活かして、子育て支援が取り組まれている。

三鷹市には、平成 2 年当時から子育て支援関係機関のネットワーク（子どもの相談連絡会が母体）が組織されており、スーパーバイザーを置き、担当者間で情報交換をしてきた。平成 14 年に「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」として、従前の関係機関に加え教育領域や医療関係、警察等も加わった。さらに平成 15 年には社会福祉協議会（学童保育所）の参加もあり、就学前児童から小学校へのつながりの強化が図られた。このネットワークが国の要保護児童対

策地域協議会のモデルになっているのではないかとセンター長はおっしゃっていた。平成17年度からは要保護児童対策地域協議会として地域の連携の中で運営を行っている。また、相談業務に関しては4人の相談員が子育てに関するあらゆる相談に総合的に対応し、問題解決のための具体的な援助を行っているが、特に専門職だけを配置しているわけではなく、内容別の担当もない。4人中1人は、専任で「のびのびひろば」でやっている他の事業の受付事務等を担当している。そんななかでも、相談ケースによっては家庭訪問等も実施するなど、インテークからモニタリングまでの一貫したケースマネジメントを行っている。

多種多様な相談のなかには専門的な立場からの指導、助言を必要とする場合があり、このようなケースには専門的に問題を分析、診断できるスーパーバイザー(精神科医・弁護士・精神保健福祉士等18年度は8名)が親や子どもだけでなく、ケースに関わっている相談員に対しても行われるので、お金はかけているが充実につながっていると思われる。

その他ショートステイ、一時保育(在宅乳幼児)、小学生のトワイライトステイ(日中、夜間の保育等)、ひろば事業、ファミリーサポートセンター事業等も委託により実施され、それぞれの事業の事務局を市が担っているため、必要な支援をうまくコーディネートしながら展開されている。

ひろば事業としては「親子ひろば(ひまわり)」があり、少し離れた所に(歩いて5分くらい)「子ども家庭支援センターすくすくひろば」がある。それぞれ特徴があるようで、「ひまわり」はこじんまりとしているので0歳児親子の利用が多く、「すくすくひろば」はとなりに公園があり、遊びのメニューが多くにぎやかで、利用者はうまく使い分けしているようである。

「すくすくひろば」は、平成6年6月に旧学童保育所に「地域開放事業」の発展した形態として開設された。遊び場の提供や子育て相談、情報の提供等々を実施し多くの利用があったが、手狭で老朽化してきたので建て替えされ、平成9年3月より現施設で実施されている。同年4月には、市の条例により子育て支援施策の拠点施設と位置づけられ、親子の自由な交流と情報交換の場として、また育児講座やフリーマーケット等多くのメニューを開催している。平成14年以降は5か所の地域に「出前ひろば」として出かけ、ひろばに遠い地域の親子にもサービスを提供している。

職員はセンター長と主任が正規職員で、ほかに嘱託、アルバイト等4人で構成されている。特に気をつけていることは、初めて遊びに来てくれた利用者には館内を説明して回り、同年代の母親同士をつなぎ、リピーターになってくれるように対応しているとのこと。また、支援センターの名刺のようなカードを持ち歩き、いつでも対象者に渡して情報提供に努めているそうだ。今年度は低年齢対象の事業回数を増やすなど、利用者の要望に応えるためのメニューをそろえ、利用者も年間5万人(17年度)を超える盛況ぶりである。

夕方の終了間際に訪問したが、多くの親子でにぎわっていた。しかし、終了時間になると誰も指示しないが、いっぱい出されていた遊具がきちんと所定の場所に片付けられていた。担当者によると、今の所は提供型の支援が中心で、利用者の主体的な活動はないということだった。

三鷹市子ども家庭支援センター「のびのびひろば」

外 観



室内（トワイライト）



券売機（一時保育利用券）

1万円札を入れる人が多く、おつりの準備が大変とか。



三鷹市子ども家庭支援センター「すくすくひろば」

外 観



2F お食事スペース



自由に使えるお湯や食器



2F 遊戯室



【所 感】

三鷹市がモデルになったという要保護児童対策地域協議会のネットワーク図を見ると、確かに非常に幅広いメンバーで構成されており感心した。しかし、一方でこれだけのメンバーによるネットワークを、他市が同じようにできるのかという疑問もあったのだが、三鷹市はそもそもあった支援ネットワークの体系をほぼ全て移行する形であり、全く新規に協議会のメンバーを招集したわけではないということであったので、日常的な業務の中からのネットワーク参加につなげていくことがスムーズなのだと感じた。逆にいえば、普段からあまり関わりのないような病院などの関係機関と、協議会に関して全く新規に連携していくことなどは難しいと思われる。

また、子ども家庭支援センターが独立した建物に設置されているため、相談業務や子育て支援に関する業務等も、市庁舎内で行う場合と比較するとかなり独立性が保たれている感があった。必ずしも専門職とは限らない人材が相談業務に当たるということであるが、スーパーバイザーによる指導を充実させているとのことで、それは相談者の資質にかかわらず一貫したレベルの相談対応を行う上で非常に有益であると思われる。一方、ショートステイなどの短期支援事業も家庭支援センターと同じ建物内で行われるため、その業務の調整や事務に関しても独立して行わなければならないというのはかなり業務の負担も大きいようであった。(根垣)

三鷹市のネットワークは全国の要保護児童対策地域協議会のモデルのひとつとなったもので、うまく機能をしているネットワークであると言える。その成功の要因として子ども家庭支援セ

ンターが、単なる関係機関のコーディネートの役割だけでなく、自ら家庭訪問を行うなど実働部隊としての働きもすることで、関係機関との信頼作りに努めていることがあると感じた。また、このような働きをささえる人的な配置がかかせないようにも思えた。

いずれにせよ、始めてから16年という長い時間をかけて出来てきたネットワークであるため、すぐに他市町村がモデルとして取り入れることは難しいのではないかと考える。(近棟)

池田市のネットワークはまだ民間の参加がなく、参加機関も少ない。平成17年度に児童相談窓口が設置されたばかりで、調整機関としての役割も未熟であるが、センター長の言われていた「仲良くやっていきましょう」の姿勢で、各機関にこまめな働きかけを今後も続けていき、それぞれの担当者とのコミュニケーションを丁寧に図ることを心がけ、要保護児童対策の要と位置づけて運営できるようにしていきたい。

また、地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業でどこまで利用者のニーズを拾うのか、主体的な子育てをする為の支援とは何か等の課題がある。「すくすくひろば」の担当者(保育士)は子育て支援の経験が浅いこともあり、目の前の親子のニーズに精一杯応えようと一生懸命な姿が印象的であったが、各種の子育て支援サービスが充実しつつある中で、行政の立場で子育て支援としてふさわしい理念を明確にし、その上で何が必要か見極める力をつけていきたいと強く感じた。(新家)

幼保一体化施設の運営及び保育の取り組みについて

～ のびっこ園台場 ～

視 察 日 時	平成 18 年 11 月 21 日（火） 午前 10 時～午前 11 時 45 分まで
視 察 先	視察場所：のびっこ園台場 住 所：東京都品川区東品川 1 - 8 - 30 最 寄 駅：京浜急行北品川駅 対 応 者：岩本 光子氏（品川区保育課 幼保一体推進係長） 西ヶ谷 郁子氏（のびっこ園台場幼保一体施設 幼稚園園長） 山口 京子氏（のびっこ園台場幼保一体施設 保育園長）
視 察 者	由井 秀子（摂津市保健福祉部こども育成課） 上田 伸一（枚方市福祉部福祉総務課） 窪田 陽介（八尾市保健福祉部子育て支援課） 妹尾 睦子（羽曳野市立子育て支援センターふるいち） 扇田 朋子（河内長野市立千代田台保育所）

【視察目的】

品川区において実施されている、幼稚園と保育園それぞれのメリットを融合させ、乳幼児と保護者の視点に立った施設運営や幼保一体の事務管理、及びこの事業の取り組み効果を調査し、府内市町村への反映を含め本研究会の研究に役立てる。

【視察内容及び質問事項】

< 内容 >

保育時間等の流れ
幼稚園補助金、措置費等保育料問題
就労支援型の預かり保育児の給食等

= たまたまごみ収集の日でした =



< 質問事項 >

長期休業期間等により、同年齢での保育のカリキュラム
についての不具合等の有無
教諭、保育士の状況（配置）
事業実施前と実施後の保護者の状況
入所申請時要件調査等（緊急度等入所順序）
事業実施後の問題点
保育士と幼稚園教諭の保育理念が異なると考えるが、事前に人事交流等は？
再編によって地域住民、組合等の反対は？
再編による財政的なメリットは？
保育料設定の考え方（保育に欠ける子と欠けない子の利用料差）
私立の幼稚園、保育所との調整は？

= 隣接の台場小学校 =



【視察結果】

台場小学校の隣接地にある幼稚園を増改築し、平成18年6月に開設したばかりの施設なので、十分な実践があるわけではない。今は幼保の違いを認め合いながら、施設の運営や職員との関係が落ち着きつつあるところで、教育・保育内容を議論するには3年は必要だと感じているとのことであった。

* 認定子ども園とは異なる品川区の事業になっている。（品川区の就学前児童数は約13,000人）

* 4・5歳児クラスは完全に幼稚園的な運営で、次の2型がある。

子育て支援型 [基本9:00~14:00 (~16:30は別途料金)・弁当持参・おやつ別料金]
 就労支援型 [7:30~19:30 (18:30~は別途料金)・給食、おやつ含む]
 18年度の就労支援型利用者は、5歳児クラスでは2名のみ。4歳児クラスでは約半数。保育所と同じ時間帯で子どもを預けると、保育料は割高になるが幼稚園教育を望む保護者が利用している。利用者が高所得者層だという傾向は、今のところ見られない。

* 3歳児クラスまでは、従来の保育所運営。保育時間は7:30~19:30

4歳児になるときは3歳児からの継続児が優先。新入園児は幼稚園としての募集となるため、保育要件ではなく抽選で決定。

* 4歳児からは保育料は階層で決まるのではなく一定額になること、諸経費が徴収されることを保護者に理解してもらう必要がある。

また、第二子減免も4歳児と3歳児以下のきょうだいでは適用されないなど、運営上の法管轄が違うことの課題はある。

=図書コーナー=



* 職員構成

幼稚園教諭	3名（園長含む）	時差出勤なし	
保育士	13名（園長含む）	時差出勤あり	
看護師・子育て支援担当者・非常勤職員等	10名		計26名

* 幼稚園の保護者からは「何もいい事がない。」と反対の声があった。工事中は小学校の校舎で保育を実施することになり通常の保育ができなかった、また平成18年4月には開設できないなどの条件があり、「分かっていたら他の幼稚園を選んだのに…」という苦情があった。施設の運営方法が変わることの説明・園児の募集・工事のタイミングなどに配慮が必要であった。

* 就労している保護者と非就労の保護者では、保育に対する意識差（時間の余裕が大きい？）がある。PTA活動（役員になること、園行事への参加や関わり方）や園からの配布物を見ている・見ていない等に顕著にでてくる。

* 給食は、0～2歳は厨房を提供し施設内調理。3歳以上は台場小学校給食を利用。どちらも同じ業者に委託している。子育て支援型の児童は弁当持参のため、保育室内で弁当を食べる児童と給食を食べる児童が混在しているが、特に問題はない。

= 厨 房 =



* 保育士は行政職、幼稚園教諭は教育職の給与体系になっている。幼稚園教諭には時間外勤務は無く保育士にはある。また、時差勤務・休憩時間の有無など同じ市職員であるが、労働条件が違う。

職員の人事交流として、同じ研修会に参加するなどしているが、今はまだ希望者に留まっている。

保育室ごとに壁はないオープン形式



= 0・1歳児保育室 =



= 2・3歳児保育室 =

* 民間保育園、私立幼稚園との関係

品川区では少子化が進み（平成15年度の合計特殊出生率0.85）、幼稚園の定員割れが出た数年前に、私立幼稚園に対し幼保一体施設への移行を提案したが、申し出が無かったため、公立で始めたという経過がある。（現在、私立幼稚園の園長達

が立ち上げたNPOが、幼保一体施設を1ヶ所運営している。）

= 地域交流室 =



* 屋外階段からの出入り口を設けた2階地域交流室で、子育て支援事業「ポップン台場」を実施。専従の担当職員2名。月曜日～金曜日の午前10時～午後4時の事業で、利用者は100人/月。

= 裏庭からの階段 =



* 事務関係全般は保育課が担当し、人事関係は教育委員会が担当している。

現場では保育料の徴収・給食の発注等を行うが、児童ごとに利用方法が異なるため、事務処理が煩雑で時間がかかる。また、幼稚園には決裁権があるが保育所には無いなど制度による違いもある。

* 組合との関係

品川区は他にも子育て家庭の様々なニーズに応えられるよう、子育て支援策の取り組みを広げている。公立保育所を中心に夜10時までの延長保育・一時保育を実施、病後時保育・休日保育・年末保育なども実施している。職員がそのことに誇りをもっており、組合との関係は良好。

（延長保育開始時に組合と仕切り直しをした。区職員3,000人のうち、保育士が800人を占めていた頃に比べ500人に減った今は、力が小さくなった面もある）

* 財政的なメリット

品川区では年間100名から300名くらいの保育所待機児童がでている。そのために保育所を新設すると民間でも建築費が2～3億円かかるが、幼稚園を使う幼保一体施設であれば低予算で増改築できる(台場は約1億円)。運営費でも4・5歳児でみれば幼稚園は保育所(116,000円)の約半額程度になる。今後も公立幼稚園は幼保一体施設に変える方向で進めていく予定。



= 調乳室 =



= 2階テラス(夏はプール設置) =



= 2・3歳児トイレ =

【所 感】

「東京なので狭いなー」と思ったが、裏には土の園庭があり木々や花が栽培され、落ち着く空間があったので、ホッと安心した。自分は保育士なので保育の内容や子どもたちの様子が気になった。幼稚園ありきに納得できないが、親のニーズで「働いていても幼稚園教育を受けさせたい」という考えのもとに成り立っている。「就学前教育とは何か、何が大切か」を考える必要があると思う。0歳から子ども達が交わることはとても大切だから、幼稚園として考えたら前向きなことなのだろう。

保育料が高額になり一定収入のある家庭しか利用できないということは、格差社会につながり、幼稚園教育は質が高いと言っていることになるのでは、という疑問を感じた。

全体には、親の様々な要求にあった事業が実施されていることは学習になった。また、職員同士の努力と信頼感、前向きに取り組む姿勢が、子どもにとってよい環境を作り出すものであり、職員の大きな努力には、学ぶべきものがあつた。(妹尾)

保育所と幼稚園の融合施設を訪れたのは初めてだったが、実際に保育室を見ても、保育所と幼稚園の違いは外見上すぐには分からなかった。また、保育・教育内容も同じということで、一般人には保育所と幼稚園の違いは分からないと感じた。お話をお聞きすると給食や保育料などの面で様々な違いがあるようで、保育士と幼稚園教諭とは給与体系が違うこと等々、保育所と幼稚園には様々な点で差異が存在し、外見上は同じように見える保育と幼児教育も、容易に統合することはできないのではないかと感じた。

しかし、今後は認定こども園制度が創設されたこともあり、保育所と幼稚園の統合(特に幼稚園の保育所化)を望む声が高くなることは必至なので、保育士と幼稚園教諭だけでなく、市長部局と教育委員会の事務担当者においても人事交流を図り、共に勉強会を開催し議論を深めていくなど、就学前児童の保育・教育を両者が連携をとって推進していかなければならないと感じた。(窪田)

保育所的預かりの子と幼稚園的預かりの子を同時に保育することを、具体的に見ることが出来た。

就学前の子どもの立場からは、同じ教育を受ける機会を与えられるのはいいことだが、現場で保育する者にとっては、(これまでやってきたことを変えていくために)様々な葛藤があることがよく分かった。(保育は、)最後は人だということになるのかも知れない。

認定こども園とは運営方法が異なる品川区独自の事業であり、予算面・人事交流・既存の保育施設等の条件があり、他の市町村ですぐ取り組めるわけではない。しかし、河内長野市は少子高齢化が進んでおり、幼保一元化はいずれ検討せざるを得なくなる課題である。公立保育所の役割も含め、自分の立場でできることを考えたいと思う。

また今回、事務担当者と保育士が同行したので、それぞれの立場で見えることに差があることを再認識できた。(扇田)

1

2

3

4

5

保育所・幼稚園の利用に関する事務所の一元化及び一元化施設の取り組みについて
 ～ 掛川市立乳幼児センターすこやか ～

視 察 日 時	平成 18 年 11 月 21 日（火） 午後 3 時～午後 4 時 30 分まで
視 察 先	視察場所：静岡県掛川市立乳幼児センターすこやか 住 所：静岡県掛川市宮脇 788 番地 8 最 寄 駅：J R 東海道本線 掛川駅
視 察 者	由井 秀子（摂津市保健福祉部こども育成課） 上田 伸一（枚方市福祉部福祉総務課） 窪田 陽介（八尾市保健福祉部子育て支援課） 妹尾 睦子（羽曳野市立子育て支援センターふるいち） 扇田 朋子（河内長野市立千代田台保育所）

【視察目的】

認定子ども園制度の実施など、施設の運営について幼保一元化の流れが進む一方で、行政では、遅々として福祉と教育の一元化は進んでいない。そのため、総体的に幼保一元化を推進している自治体・施設を調査し、その取り組みを検証する。

【視察内容及び質問事項】

掛川市で幼保一元化を行うこととなった背景、組織の所管部署、保育士と幼稚園教諭との配置の関係等について。

【視察結果】

1．掛川市で幼保一元化の取り組みを行うこととなった背景

保育一元化と幼保一元化

家庭や地域でのしつけや保育力が低下している状況を改善する方策として、掛川市はその活路を家庭、地域、保育所、そして幼稚園の一元化に求めた。

少子化による幼稚園運営基盤の弱体化

掛川市の乳幼児の人口は、平成元年を基準にした場合、平成16年度は4,665人と約20%近く減少し、幼稚園の園児数も減少している。また、掛川市では近隣市町村との合併を行ってきており、旧町村地区の幼稚園がほとんど定員割れの状況となっていたことから、幼稚園の統廃合を含めた再構築が必要となった。



建物の老朽化

公私立保育所10か所のうち、8か所は築20年以上となっており、早期の施設改修の必要に迫られていた。

保育所の入所希望の高まりと幼稚園における3歳児保育

女性のフルタイム労働やパートタイム労働等の就労形態の多様化により、0歳児からの乳児保育や長時間保育、延長保育のニーズが保育所への入所希望を高めている。

また、平成16年度の3歳児の就園等の状況は、約7割が公私立の保育所や幼稚園に通い、残りの約3割が家庭保育となっている。掛川市では、この3割の児童に対して望ましい発達を保障する体制の整備を行うため、以下の取り組みを行うこととした。



2. 幼保一元化の取り組み

一元化までのプロセス

- 平成6年 「掛川市幼児教育のあり方検討委員会」を設置。
- 平成8年 同委員会を「掛川市幼稚園教育進行計画策定委員会」に発展。
同時に、「保育所のあり方検討委員会」を設置。
- 平成9年 2委員会を市議会議員全員からなる「幼児教育検討特別委員会」に吸収。
- 平成10・11年 「掛川市幼児教育推進委員会」を設置。
- 平成12年 「掛川市幼児教育振興計画」を策定し、幼稚園・保育園の再編を打ち出す。この計画で、市内26か所の幼稚園・保育園のうち21園を整理し、6か所の幼保園と2つの幼稚園に再編する「8園構想」をまとめる。



庁内体制と地域等への説明

事務の所管は教育委員会で行っている。その理由は、職員研修を教育指導主事が行っていることにある。再構築に伴い廃園となることについての地域住民への説明は、各地区に市長が出向いて説明を行った。

また、職員団体への説明も、市が直面している課題を説明し懇談を行った。
なお、再編に伴い公立施設が私立施設となる場合における再編期間中の職員補充については、1年の期限付き非常勤職員を採用することで計画的に人員整理を行った。

乳幼児センターすこやかの開所

当該施設は、市立東保育園、市立西山幼稚園、市立粟本幼稚園の3園を統合して設置された。施設の開所にあたっては、私立・公立幼稚園・保育園のトップや小学校校長会、PTA等から構成されたワーキンググループを組織し、職員の配置や給与、実施するカリキュラム、保育料等4つの分野の検討を行った。

また、掛川市では幼稚園教諭資格と保育士資格の両方を有する者を保育士として採用しているが、研修等において教育委員会（幼稚園教諭等）と保育所担当職員（保育士等）との人事交流の機会を積極的に設けていった。職員の配置についても、保育士は幼稚園教諭を、幼稚園教諭は保育士をそれぞれ経験するように配慮を行った。

一元化の課題

処遇のバラツキ

「すこやか」の保育園部門では延長保育を実施しているが、幼稚園部門では預かり保育を実施していない。このため、保護者からの問い合わせなどもあるが、再編が完了するまでは現状のまま推し進め、再編完了後に見直すべき点は見直すことを検討している。

公立幼稚園と私立幼稚園の利用料

利用料の設定は公立幼稚園の場合、月額6,000円であったが、私立幼稚園は16,000円となったため、再編にあたっては公立幼稚園から私立幼稚園に変更された者に最低限6,000円を助成する制度を創設している。

財政上の効果

民営化にあたり、民間法人に再構築計画に沿った事業を実施させるため、土地の取得、建物の建築費等について、総額で60億円程度の全額償還補助を実施している。また、再編により人件費と運営費は年間約1億5千万円の削減効果が見込まれている。

【所 感】

「すこやか」は、敷地約6,800㎡という広大な敷地の中に、延床面積約2,890㎡の非常に大規模な建物があり、また建材には木材を使用するなど、設計においても十分な配慮がなされている。ただし、一元化に伴い定員が急増し急激に大規模園となってしまったため、広い施設では落ち着かない児童が出てくること（環境の変化についていけない）や、施設内で児童へ目が行き届きにくくなるなど、児童と職員双方に負担が増えるというデメリットがあるということも考えられる。

しかし、幼稚園教諭と保育士との人事交流や、一元化後も実施している職員研修などの交流の場は、一元化を推し進め維持していくうえで非常に重要なものとして機能しており、上記のハード面におけるデメリットを補っているようだった。先に視察を行った品川区「のびっこ園台場」においても、「幼稚園教諭と保育士のお互いの意識のギャップをいかにして埋めるかが非常に重要である」との回答を得たが、一元化にあたって両者の人事交流は不可欠なものであると感じた。一元化を成功させることができるか否かは、保育・教育の理念の異なるそれぞれの職員がいかに協働し、互いの理念を超えて協力関係を構築していくことができるか、という

点に懸かっているといえるだろう。

最後に、掛川市の再編計画策定においては、市議会議員全員が委員として関与し、また市長自らが各地域へ出向いて説明会を開き、直接市民に対する説明も行っていった。このように議会における徹底した議論と市民に対する説明を行ったということも、一元化を成功させるうえで非常に重要だったといえるであろう。



1

2

3

4

5

(平成19年度)

財団法人いしかわ子育て支援財団の子育て支援施策について

～ 財団法人いしかわ子育て支援財団 ～

視 察 日 時	平成19年9月6日(木) 午前9時～午前11時30分まで
視 察 先	視察場所:(財)いしかわ子育て支援財団 所在地:石川県金沢市本多町3-1-10 最寄駅:金沢駅(JR北陸本線) 対応者:谷内 迪子 氏(いしかわ子育て支援財団 専務理事) 東 香代子 氏(いしかわ子育て支援財団 事務局長) 小村 昌法 氏(子育てにやさしい企業推進協議会)
視 察 者	新家 初美(池田市立やまばと学園) 船寺 順治(摂津市保健福祉部こども育成課) 窪田 陽介(八尾市保健福祉部子育て支援課) 根垣 奈未(松原市保健福祉部子育て支援課) 妹尾 睦子(羽曳野市立子育て支援センターふるいち)

【視察目的】

石川県は、少子化対策・子育て支援施策において様々な先駆的な取り組みを行っている自治体として全国から注目を集めている。同県は各種事業を「いしかわ子育て支援財団」に委託して実施しているため、財団を視察することにより事業実施状況等を把握し、効果等についての分析を行い、大阪府内における施策展開の可能性を探ることを当視察の目的とした。

【視察内容及び質問事項】

< 質問 >

- ・ 設立の経過について
- ・ プレミアム・パスポート事業について
- ・ しあわせ発見事業(縁結びist活動促進事業)について
- ・ 心のふれあいプロジェクトについて 等々

【視察結果】

「いしかわ子育て支援財団」(以下、「財団」という)は、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進を図る目的で、平成8年10月に県の出資により石川県社会福祉会館内に設立された。これは、女性の社会進出や核家族化の流れを受けて少子化が顕著となりだした当時、対応に個別性や多様性が要求される子育て支援には従来の枠組みを超えた行政サービスが必要であるとの趣旨からであった。個別アドバイスから情報の収集・提供、人材養成、啓蒙活動、独自事業の企画・展開まで、多岐にわたる財団の活動は数多くの成果をあげ、石川県は今や「子育て先進県」として全国の注目を集める存在となっている。「子育て先進県」となる原動力となった財団の主な活動内容について、以下に詳述する。

プレミアム・パスポート事業

まず、プレミアム・パスポート事業が平成18年1月に開始された。事業の導入経緯は次のとおりである。

平成17年の国勢調査において、それまで日本海側の自治体の中で唯一人口が増加していた石川県においても人口が減少するという事態となり、エンゼルプランを新たに作り直すこととなった。そして、その中で子育て家庭に対する経済的支援が一つの柱として打ち出された。ただし、



従来のように単に金銭的な支援を行うだけというものではなく、企業を巻き込んで保護者の働き方を変えてもらえるようにすることも含めて定義付けた。このような中で、企業ができる子育て支援とはどのようなものであるか思案した結果、プレミアム・パスポート（以下、「プレパス」という。）という発想が生まれた。

プレパスは、企業に1口5千円で年間1口以上の協賛金を払ってもらい、さらに店舗において独自の割引サービスも行ってもらおうというものであり、一見企業にとっては大変負担の大きいもののように見えがちである。そのため、企業に対してはプレパスに賛同することが企業の社会的評価につながるということを説明して協賛を求めた。また、商品の販売を直接行っていない企業にはサポーター企業となってもらい、財団に寄付してもらおうという方法をとった。さらに、県と各市町からも人口規模に応じて負担金を拠出してもらおうようにもした。

対象世帯は、18歳未満の子ども3人以上と同居している世帯とした。しかし、子どもの人数が2人以下でも利用できるようにしてほしいという要望があったため、毎月19日を「育児の日」とし（いしかわ子ども総合条例第69条第2項）『チャイルドプレミアム』という取り組みを平成19年4月から行っている。これは協賛企業が賛同して独自サービスを実施してくれさえすれば、特にプレパスも協賛金も必要はなく、子どものいる世帯が買い物に行くだけで特典が得られるというものである。

現在プレパスに協賛している1,780店舗には銀行（6店舗）も含まれるが、銀行においては通常より金利の高い商品が販売されている。北國銀行等の県内金融機関は「ふるさと子育て応援ファンド」を作り、定期預金に金利を上乗せするサービスを行った。このファンドより得られた収益金の一部（毎年1千万円程度）は「子育てにやさしい企業推進協議会」に寄付される仕組みとなっている。

プレパス協賛企業に対してアンケート調査を実施したところ、70%以上からプレパスに協賛してよかったとの回答を得た。協賛してよかった理由として企業が回答したのは、客が増えたということ、PRにつながったということ、などである。また、客層が若返ったということや職員の資質の向上につながったという意見もあった。しかし、財団等からプレパスに関するPRをもっとしてもらいたいという要望も出ており、今後の検討課題としては不正利用の防止などとあわせ、PR体制の強化にも取り組んでいく必要がある。

申請方法については、市町の窓口申請書を置き、多子所帯から申請してもらおう方法をとっている。市町では子どもが3人以上いる世帯の把握は可能だが、個人情報保護の観点から一

方的に申請を強要することができないため、申請主義を採用している。県内の対象世帯、約16,000世帯のうち90%弱が申請を行っている状況である。

プレパス制度については県庁から各市町に周知を行ってはいしたが、当初は各市町にあまり浸透していなかった。このため、再度各市町の長、児童福祉担当部局、産業部局の部局長、担当課長に集ってもらい周知を行った結果、少しずつ制度が浸透していくようになった。しかし、地域的には申請の少ない地域もあったため、そのような地域に対しては市町の児童福祉主管課長に再度制度の周知徹底を図るよう要請した。

プレパス発足当初は、地元商工会議所でとんでもない制度だと言われた（補助金をもらえないのに、協賛金を支払ったうえ、さらに割引もしないといけないため）が、徐々に石川県全域に浸透してきている。現在では県外資本企業までもが協賛してくれるようになってきた。

しかし、この制度は様々な人を動かさなければならないので、決して人まかせにしている成り立つものではなく、制度推進には相当なマンパワーが必要となる。財団においては、職員が昼夜を問わず県内の商店を歩いてまわりPR活動を展開した。当初は協賛企業数の目標を300店舗としていたが、結果としては1,780店舗にまで達し、予想を超える成功を収めることができた。現在ではデパート等の大規模な店舗にも協賛企業になってもらっている。

県民に対する情報提供は、情報誌「べんり～な」を発行して協賛企業一覧（県内全域）を掲載している。発行部数は、毎年2万5千部程度である。この情報誌「べんり～な」にはサポーター企業からの寄付額に応じ、広告の掲載を行っている。

しあわせ発見事業

未婚化・晩婚化について行政はこれまで関与してこなかったが、若年層に対して結婚に関するアンケートを行った結果、行政に対して経済的な支援の他に出会いの場を求める声が強かった。このため、財団では「しあわせ発見事業」の企画を行った。「しあわせ発見事業」とは、しあわせアドバイザー「縁結びist」（いわゆる、仲人。無償ボランティア）の養成講座受講者に「縁結びist」登録してもらい、結婚を希望する利用者がこの「縁結びist」に対して結婚に関する様々な相談をしたり、「縁結びist」が利用者に対して出会いの場を提供（財団が開催するタウンミーティングという出会いの場への推薦を含む）したりすることにより、結婚を望むが出会いの場がないと感じている若年層に対して出会いの場を提供するものである。財団は3年かけて「縁結びist」の養成を行い、現在では「縁結びist」は220名を数える。県内を4地域に分割し、「縁結びist」には各地域で活動してもらっている。

「縁結びist」は財団内などにある「縁結びist」交流サロンにおいて、平成18年10月より電話や面接により相談を受け付けている。面接には本人（場合によっては親も同席）にプロフィールなどを書いてきてもらい、「縁結びist」が相談に乗っている。

ただし、財団としてはこの事業をあくまでも「しあわせ」になってもらうために行っており、

子どもを生んでもらうということは副次的に考えている。決して結婚を押し付けているわけではなく、あくまでも「しあわせ」を発見してもらうものであり、たとえ子どもが生まれなくとも、「しあわせ」を感じてもらえればそれでよいと考えている。

いまとなっては財団の数ある事業の中でも人気の高い事業の一つであるが、最初は周囲に全く取り合ってもらえなかった。しかし、現在では議会で実績に関する質問も飛び出すほど、周囲の期待と注目を受ける制度となっている。平成18年12月時点で報告を受けている実績は、成婚13組、婚約3組、交際中27組である。「しあわせ発見事業」(タウンミーティングという出合いの場の開催)には問い合わせが多数あり、お断りすることも少なくない状況となっている。一部からは民業を圧迫してしまうのではないかと指摘もあったが、財団としてはそんな意図は全く持ち合わせていない。

現在、「しあわせ発見事業」に関する詳細な規定がないため(たとえば、結納金や「縁結びist」に対する利用者からの謝礼をいくらにするか、ということなど)策定しようと検討を行っている。

心のふれあいプロジェクト

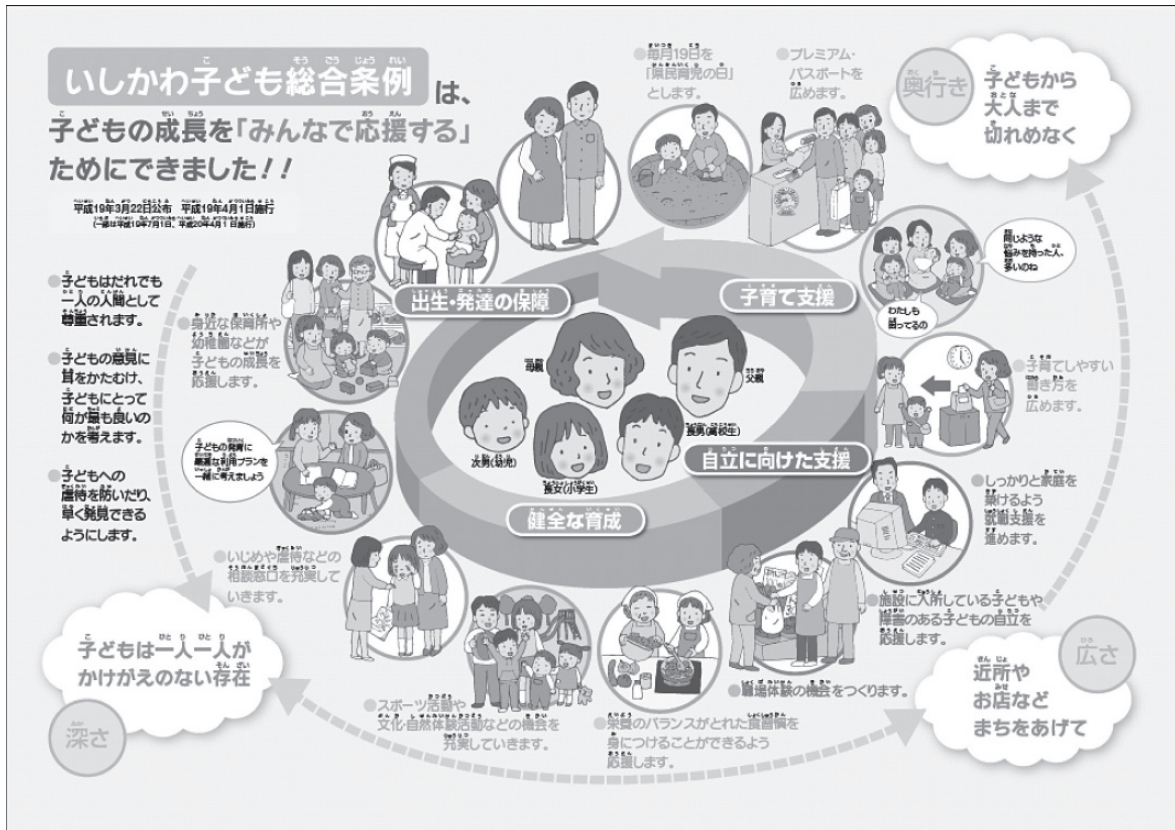
「心のふれあいプロジェクト」は、親の育児力を育てるために財団創立10周年記念事業として始まった。高校生と保育園児を交流させる(文部科学省の「わくわく体験」のようなもの)事業である。現在、知事部局とは異なる教育委員会との間に行政上の障壁があり、県内10校からしか賛同を得られていないが、今後とも継続・拡大を考えている事業である。

この「心のふれあいプロジェクト」は、鳥取大学医学部の高塚人志教授が医学生のコミュニケーション能力の欠如している状況を打開するために行っていた、医学生を保育園へ派遣するという取り組みを参考としたものである。財団よりこのような制度を石川県においても取り入れたいと知事に提案し、知事了解を得たうえで、財団が県より委託を受けて行うこととなった事業である。

実際に事業を展開してみて、いわゆる不良少年が保育園児との交流を体験し素行がよくなるというケースが多かった。これは不良少年が保育園児に必要とされていると感じるため、自己肯定感をもてることが要因のようである。学生時代に乳幼児と触れ合いを持ち、乳幼児を理解することができれば、現在増え続けている虐待の防止にもつながる可能性がある。



県の取り組み



国においては、次世代育成支援対策推進法を策定して労働者が300人を超える企業に対して一般事業主行動計画策定の義務付けを行ったが、石川県においては労働者が300人を超える企業が少いため、「いしかわ子ども総合条例」を制定し、労働者が100人以上の企業に対しても一般事業主行動計画の策定を義務付け（条例第73条第1項）、策定した行動計画の概要についても公表するよう努めるもの（同条第2項）と定めた。

また、労働者がワークライフバランスを図るために必要な職場環境を整備する企業は、県にワークライフバランス企業として登録することができ（条例第74条第1項）、県は登録企業の取り組み状況等を公表するもの（同条第2項）としている。さらに、ワークライフバランスを図るために必要な職場環境の整備に特に積極的に取り組み、顕著な成果があったものを表彰することができる（同条第3項）としており、子育て支援施策に積極的な企業を応援し、社会的評価を高める効果もある。

上記の条例の内容などとプレパスとが相まって、石川県においては子育てを地域社会全体の問題と捉え直し、企業を含めた地域社会全体で子育て家庭を支援する気運が醸成されつつある。

【所感】

プレパスについては、従来の行政丸抱え型の事業とは全く性質が異なり、企業を巻き込んだという点が非常に意義深いと感じた。企業を巻き込むことでプレパスを継続・拡大していくのに必要な財源を確保できるということのみならず、企業を含む地域社会全体で子育て家庭を支援する気運を醸成することも可能となっている。大阪府においてもプレパスとほぼ同様の『まいど子どもカード』事業が平成19年10月より実施されており、今後の事業の進展が期待され

るところである。

次に、しあわせ発見事業については非常に興味深い制度であり、一定の効果があるのではないかと感じた。近畿地方においても、大阪府と隣接する奈良県において、平成17年4月に「なら出会いセンター（なら結婚応援団）」が設置され、結婚を希望する独身男女を対象とした出会いの場となるイベント情報等がメールマガジンにより提供され、様々なイベントが多数開催されている。

しかし、地方都市と大都市である大阪府とを同列に考えることはできないのではないだろうか。というのは、大阪府においては民間企業による同様の事業が数多く開催されており、このような事業が数少ない地方都市と単純に比較することはできない。大阪府において、行政による出会いの場を提供する事業を行う必要性が高いのか、また必要性が高いとしてもそれが民業圧迫とならないのか、などということの一つひとつ検証していく必要があるだろう。

続いて、心のふれあいプロジェクトについては、大阪府においても取り入れることが出来ればよいと感じた。大阪府においても他の自治体と同様、児童虐待やいじめの増加が顕著となっており、学生時代に乳幼児と触れ合うことの少ない昨今においては、このような事業以外に乳幼児と触れ合う機会はほとんどないからである。乳幼児との触れ合いを通して、虐待の防止につながるだけでなく、非行を防止することも望むことができ、非常に期待のできる事業であるといえるだろう。

最後に、ワークライフバランスに関する企業の取り組みを県が表彰するという制度についても、大阪府において取り入れることができればよいと感じた。少子化は様々な要因が複雑に絡み合い生じているものだが、その中でもワークライフバランスの重要性は昨今の保育所ニーズの高まりなどを見ても明らかである。石川県のようにワークライフバランスを図るために必要な職場環境の整備を積極的に推進している企業の取り組みを広く公表し、表彰を行って企業の評価を高めることは、2つの利点を持っている。第一に、公表することによって他の企業の取り組み内容を共有することができ、また表彰を受けることで企業の評価が高まるため、消極的であった企業に対してワークライフバランスの整備を促す効果があるということである。第二に、企業がワークライフバランスに対して積極的に取り組むことにより、企業も含めた地域社会全体で子育て家庭を支援する気運を醸成することができるということである。

【参考文献】

- 1 岩淵 勝好 [2006年] 『5年で出生率を上げる法 『企業』と『自治体』のユニーク子育て支援策』 中央法規出版
- 2 石川県 [2007年] 『いしかわ子ども総合条例』

小松市におけるマイ保育園制度について

～ 小松市市民福祉部児童家庭課 ～

視 察 日 時	平成19年9月7日(金) 午後1時30分～午後3時30分まで
視 察 先	視察場所：小松市市民福祉部児童家庭課 住 所：小松市小馬出町91 最 寄 駅：JR北陸本線 小松駅 対 応 者：神田和明 課長、本谷徹 氏、徳田 氏
視 察 者	新家 初美(池田市立やまばと学園) 船寺 順治(摂津市保健福祉部こども育成課) 窪田 陽介(八尾市保健福祉部子育て支援課) 根垣 奈未(松原市保健福祉部子育て支援課) 妹尾 睦子(羽曳野市立子育て支援センターふるいち)

【視察目的】

石川県は、少子化対策について先進的に取り組んでおり、それにともない小松市も積極的に子育て支援策を進めてきている。特に平成17年度より導入された「マイ保育園制度」は石川県の単独事業として注目を集めており、実施主体の市町の具体的な取り組みとの連携等について研修する。

【視察内容及び質問事項】

< 視察内容 >

マイ保育園制度について

< 質問事項 >

マイ保育園制度について

制度の内容について

具体的な利用状況について

利用者や実施園の感想 他

【視察結果】

小松市は石川県西南部、加賀平野のほぼ中央にある人口11万人弱の地方都市で、現在も繊維業、製造業等が盛んである。女性の就業人口が多くそれにともない保育所利用者も多く、公立16か所、私立21か所あり、幼稚園は8か所と少ない。就学前児童数約6,000人中幼稚園児約800人、保育所児約3,700人、在宅児1,500人という事で、保育所の役割が大きい町だといえる。

「マイ保育園制度」は、保育所を身近な子育て支援の拠点と位置づけ、妊娠したり出産したときに市内の37か所(公立16か所、私立21か所)ある保育園の中から希望する園に登録することにより、子育て支援が受けられ、妊娠時から子育て家庭の育児不安の解消を図ることを目的にしている。

登録した保護者は以下のサービスが受けられる。

- ・ 育児見学 - おむつ交換、授乳、沐浴、離乳食作り、その他育児に関する保育の見学。
- ・ 半日保育 - 無料で午前半日の一時保育（生後3か月以降）。ただし、1児童につき3回まで。
- ・ 育児支援 - 育児相談および育児教室の参加。

登録申請書は市内各保育所（園）、すこやかセンター、小松市児童家庭課等にあり、出かけやすい保育所を選びそこに提出すると登録される。登録したらその保育所に問い合わせから出かける。登録の変更も可能だが、複数の登録はできないことになっている。

この制度の対象は平成17年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた者または平成17年10月1日以降に出産した子の保護者となっており、子どもが3歳に到達する日以後初めて到達する3月31日まで利用できる。ただし、保育所や幼稚園の未就園児のみである。

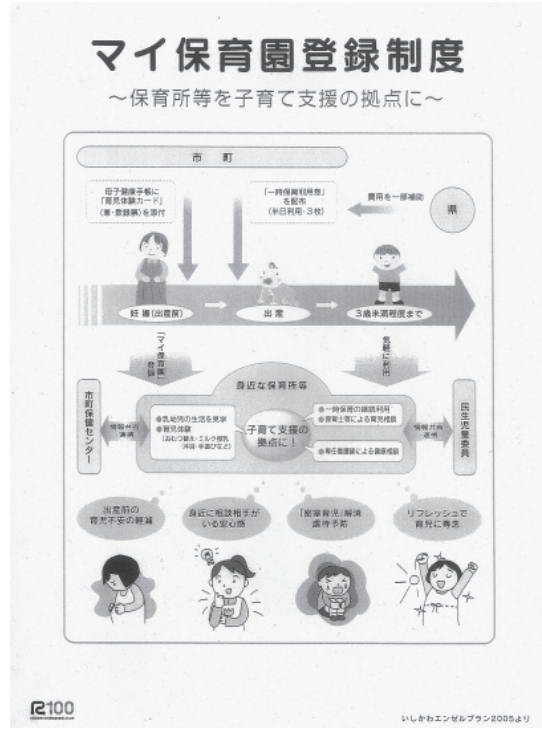
一時保育は全公私立保育所ですでに実施されており、この事業のために体制を整える必要はなかったようだ。ちなみに、公立保育所の1日の一時保育料は1,800円。半日保育を実施した私立保育園には1回当たり県 1/2、市 1/2 ずつ900円補助される。

利用状況としては、小松市は年間約1,000人の出生があり、平成19年4月の集計では約500人の登録があり、未登録者が約300人である。登録したが利用しない家庭へのアプローチは、各園から電話やはがきで積極的に育児教室などの情報提供を行い、勧誘したり家庭訪問を実施している園もあるという。平成17年度から18年度の各所への登録者数は1～2人のところから50

人を超えるところまで様々で、また予算としても初年度の事務経費50万円のみで、人件費等の補助はないということで、登録者が増えサービスの利用が多くなればなるほど、本来業務に支障が出てくるという問題点が出てきている。

また、未登録者へのアプローチについては、保健師は乳幼児の訪問事業や健診等で接することができるが、きめ細かい子育て支援を提供するには地域の身近な保育所から呼びかけるのが望ましいと思われる。しかし、個人情報への壁があり現実には把握がむずかしい。行政から保育所に対して、未登録者の情報を提供できる仕組みが必要とのことで、ここにも課題があるようだ。

まだ始まって間がない事業だが、受け入れ側（保育園）からは“気軽に保育園を利用してもらえ、保育園に関心をもってもらえる”“妊婦や0歳児を持つ家庭



未来のママへ 出かけませんか？
「マイ保育園」

～保育所（園）は妊娠中からあなたの子育てを支援しています～

市内の保育所（園）で保育士等に育児相談ができます
気軽に「見学・育児教室の一時保育」の利用もできます。

★登録料（園）へ「登録申請書」を出して『マイ保育園』に登録しましょう！
登録申請できるのは、平成17年4月の母子健康手帳交付を受けた方からです。
身近な保育所（園）があなたを待っています。
まずひとつの保育所（園）に登録します。・・・あなたの「登録料」にのみです。
・・・市庁すべての保育所（園）からネット（園）を選んでください

★出産したら・・・「登録料」で育児見学・育児相談・午前半日保育が無料で受けられます！
「出産前」の頃、児童家庭課の窓口で「マイ保育園利用券」3枚を受け取ります。
お子さんの生後3ヶ月を過ぎたらこの「マイ保育園利用券」が使える。
用事や出かけで無料でお子さんを預けることができます。

Q&A

Q. 「登録申請書」はどこにあるの？
A. 市内各保育所（園）、すこやかセンター、小松市児童家庭課等にありです。
Q. 「登録申請書」はどこに提出するの？
A. 出かけるしつらい、1ヶ所（園）を選んでそこへ提出すると登録できます。
Q. 身近な保育所（園）ってどこにすればいいかわからないけど・・・？
A. 妊娠前にも出かけるやすい保育所（園）というところですが市内のどの保育所（園）でも登録できます。「子育てブック」に保育所（園）一覧を掲載しています。
Q. 登録したらいつ頃かけてもいいのですか？
A. その保育所（園）にお問合せのうえ、お出かけください。
Q. マイ保育園に登録したあと、その保育所（園）をまたえたいけど・・・？
A. 途中での変更は可能です。その際は「登録申請書」を次の園で記入しましょう。
Q. マイ保育園っていつまで登録できるの？
A. 登録できる保育所（園）は1ヶ所（園）のみです。
Q. 『マイ保育園利用券』は利用料があるの？
A. 登録した保育所（園）で、平日の午前半日保育を3回無料で受けられます。
詳しくは、各保育所（園）におたずねください。なお利用料は2枚同時に使えません。
お母さんがリフレッシュして、かわいいうちの子と笑顔で育児ができるよう支援します。

問い合わせ先
小松市児童家庭課
TEL. 24-8054

の状況が把握でき、入園希望につながる”
 “孤立しがちな家庭には、心強い応援の場。虐待、ひきこもり予防になる” “保育園が地域の子育て家庭の身近な存在となるため、地域に働きかけたところ町内の協力を得ることができた” などの声が聞かれ、利用者も “いつでも相談や見学することができ安心できる” “気軽に育児相談が受けられ、子育て情報や知識を得ることができた” “一時保育利用券を有効に使えた” “育児ノイローゼになりかけたが、マイ保育園を利用してほっとした” 等々のメリットをあげている。



最近子どもに関する情報を持たずに妊娠し、出産前から必要以上に色々な不安や悩みを持つ人たちもいる。そんな親予備軍のときからしっかりと不安や悩みを受け止め寄り添ってくれる保育所が身近にあることは心強いことである。この子育て支援の拠点となる「マイ保育園制度」に小松市ではいち早く取り組まれているが、県では平成21年度までに全市町での実施を目標にし、この制度を活用して「地域版ファミリー・サポート・センター」の創設も考えておられるようで、少子化対策の先進的な取り組みはまだまだ続きそうだ。

【所 感】

小松市の「子育て支援事業一覧」を見るとたくさんの事業に取り組まれていて、子育て支援に力を入れておられることが本当に良くわかる。中でも「マイ保育園制度」は県の単独事業なので、私達の近辺では実施されていない未知の事業として、大変興味深く話を聞いた。

女性の労働人口の多いこの地域にとって、保育所はなくてはならないもので、その数の多さに驚くとともに、大切にせざるを得ない地域の財産という意識が行政や住民にあるようだ。「マイ保育園制度」が市内全保育所で取り組まれているのもこうした意識があるからではないかと思われる。

確かに保育所はどの自治体でも地域の大小はあるにしても必ず存在するので、保護者は身近な保育所に登録し、そこを拠点に知識を得たり友だち作りをして地域で楽しく子育てをしていくというこの制度は、うまく実施されるとなかなか効率の良い子育て支援策だと思う。

近年子育て支援が叫ばれるようになり、保育所は、地域の拠点となるべく色々な支援を発信してきたと思うが、子育てに熱心な人、興味のある人だけが保育所の子育て支援を利用しているという傾向は強く、本当に支援していく必要のある親子に対して、どうアプローチしていくかが支援担当者の大きな課題になっている。

この制度が始まって2年足らず。まだ登録率を上げる余地もあり、問題点や課題もあるようだが、まず、母子健康手帳発行時や出産時の対象者全員に登録してもらえるような工夫、または登録に必要な情報を提供するための個人情報使用の了解を得るなど、全員が早い段階でどこかの保育所に登録できるシステムを考え、「マイ保育園」がこまめに必要な支援を届けたり親同士をつなぐことで、地域性のある子育て環境ができると思う。「マイ保育園」の考え方は私たちの地域でも取り入れられるのではないかと考えている。

小規模多機能型デイサービス施設の子育て支援のあり方について

～ デイケアハウス「このゆびとーまれ」 ～

視 察 日 時	平成19年9月6日(木) 午後1時～午後4時まで
視 察 先	視察場所：デイケアハウス「このゆびとーまれ」 住 所：富山県富山市富岡町355番地 最 寄 駅：電鉄富山 越中荏原駅 対 応 者：西村 和美氏(NPO法人このゆびとーまれ)
視 察 者	新家 初美(池田市立やまばと学園) 船寺 順治(摂津市保健福祉部こども育成課) 窪田 陽介(八尾市保健福祉部子育て支援課) 根垣 奈未(松原市保健福祉部子育て支援課) 妹尾 睦子(羽曳野市こども財産課子育て支援センター)

【視察目的】

デイケアハウス「このゆびとーまれ」は、全国で初めて赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、誰もが一緒にデイサービスを受けられる場所として平成5年に開設された。開設当初、既存の縦割り制度にはない柔軟なサービスの形として全国から注目を集めたこのスタイルが、行政の柔軟な補助金の出し方とあわせて今では「富山方式」「富山型」と呼ばれる新しい福祉サービスとして、全国に波及しつつある。そのような柔軟な施設がどのようにして運営されてきて今に至るのか、行政との連携はどのようになっているのかを伺い、体感することで、大阪における子育て支援サービスの現状と比較し、参考にする。

【視察内容及び質問事項】

< 質問 >

- ・事業実施に至る経緯について
- ・現在の事業運営内容、状況について
- ・「このゆびとーまれ」のメリットについて
- ・地域との関わりについて
- ・マンパワーの確保について
- ・今後の方針について

【視察結果】

デイケアハウス「このゆびとーまれ」は乳幼児から高齢者まで障害の有無に関わらず「誰でも」利用できる施設として平成5年に開設された。開設1年目の利用者は1日平均2名という状況であったが、施設の趣旨に賛同してくれた人々から1,500万円もの寄付が集まるなどがあり、利用者も3年を経過した頃から増え始めた。平成9年に県より「民間デイサービス育成事業」として年間180万円の補助金がありた。これが、障害者や高齢者などで分ける縦割り行政

の風穴を開けたと言われ、この行政の柔軟な補助金制度と、施設の形態とをあわせて「富山型」と呼ばれるようになったということである。その後、平成11年には富山県第1号となるNPO法人の認証を受け、平成12年には介護保険指定事業者となり、介護保険の適用によって要介護・要支援の高齢者の利用が増え、収入の増加につながった。平成16年には同市茶屋町にデイサービスと短期入所（3床）、グループホームの機能を持った小規模施設を開所している。

スタッフは現在56名（パートを含む）で、内訳は看護師、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、保育士、管理栄養士、養護学校教諭、調理師等様々であり、7名が男性である。有償ボランティアが7名いるが、その内5名が養護学校の卒業生である。施設からの給与が6万円、障害年金が6万円で自立している人もいるとのこと。ボランティアは今現在40名程いるが、登録人数は100名を超えるという。有償ボランティアとして知的障害者の受け入れを行う中で、知的障害者が介護に携わる自然な姿を目にして、今後は知的障害者の働く場として「介護」を作業内容とする作業所があってもいいのでは、と考えているとのことであった。

行政との連携については、開設当初は縦割りの意識が強く、難しい面も多かったそうである。しかし、現在は県知事が「富山型デイサービス」に非常に力をいれているということもあって、今現在県内には40か所を超える「富山型」施設があるのだが、県内に100か所の開設を目指しているという。また、県にはそのような福祉事業の企画や調整を行う課として厚生企画課が設けられている。

行政以外にも、平成9年には「富山ケアネットワーク」という「富山型」サービスを行う小規模の通所介護施設のネットワークが立ち上がり、意見交換や連絡を行っている（ネットワークに参加する施設の条件は、施設のトップが現場にいること）。また、障害児に関して多くの受け入れを行っている関係もあり、県内の養護学校校長との連絡会議も年6回設けているという。これも、当初は学校側の意欲が低く、難しいことも多かったが、施設が卒業生の就職の場になるということができてから、非常に積極的に連携を行ってくれるようになったそうである。

今後の展望については、今現在現場について問題は感じておらず、この形で続けていきたいとのこと。ただし、行政との連携等今後の事業の展開については検討を続けなければならないということであった。

・施設見学



富岡町の本棟（開設された当初の建物）。途中一度壁の塗り替えをしたが、建物自体は当初のままである。壁の色がピンクなのは、明るい雰囲気にしたという意図とのことで、建築の担当者が、細部にこだわってくれる人で、瓦の色がえんじ色だったりと全体的に温かみのある建物であった。

建物内部は、木造の一般家屋という雰囲気、普通の家にとくさんの人が集まっているという感じ。事務所もあくまで家の中の一部屋にある仕事部屋という感じで、扉もなく、開放的であった。台所も民家の普通の台所という様相で、そこで数十名の食事を作っているというのは驚きであった。玄関前に壁と同じピンク色のベンチがあるが、私たちが訪れた際にはそこに数人のお年寄りがスタッフと一緒に座って歌をうたっていた。施設というより、寄り合い所と呼んだほうがぴったりくるような穏やかな雰囲気だった。



本棟の真向いにある建物。元々は居住者のいた一般の民家を譲り受け改装したが、畳の部屋や、リビングなどの造りはあまり変えていないということで、こちらも本棟と同じく個人の普通の民家という感じであった。リビングにはオープンキッチンがあり、テレビとソファもある。そのリビングの低いテーブルに集う形で話を伺ったが、すぐ近くのテーブルでパソコンを使って音楽を鳴らしている利用者がいたり、ソ

ファアではゆっくり昼寝をしている者がいたり、「このゆびとーまれ」での生活が感じられる時間であった。子どもの姿はほとんど見られなかったが、下校時刻には数名の子どもがランドセルを背負って「このゆびとーまれ」に帰ってきていた。障害を抱えた子どもの場合などは、スタッフが学校まで迎えに行くこともあるという。また、玄関脇のラックにとくさんの名札がかかっており、尋ねると夏休み中にとくさんの養護学校の生徒が利用していたということで、荷物の管理に使っていたという。長期休み中の養護学校生徒の利用は非常に多いということであった。



本棟の隣にある民家。これも居住者が現在いないため、利用してもよいとされているそうである。現在はまだ特定の使用はしておらず、緊急時など必要に応じて利用するとのことであった。今後は、改装等して利用していくことも考えているという。

【所 感】

「赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、サービスの受けられる施設」ということであったが、実際訪れてみて、まさにその通りの施設であったことに驚いた。当日は高齢者の利用がほとんどで、子どもは少なかったのだが、その少ない中でも確かに子どもと高齢者が、そしてスタッフにおいても、障害の有無に関わらず、ごく自然にすごしている姿があった。

知的障害のある有償ボランティアのスタッフに温かく迎えられ、帰りは別の有償ボランティアスタッフに駅まで案内してもらった。「仕事はどう？楽しい？」と尋ねると「楽しいけど、大変だよ。しんどいよ」と答えてくれた。私たちと同じである。有償ボランティアである彼らは遊んでいるわけではないのだ。しんどい思いもして、確かに働いているのである。

施設にいる間、特別なプログラムも、派手なイベントも、決まったようなことは何もなかった。集いたい人が好きな場所に集い、各人好きなことをしていた。分け隔てのない淡々としたごく普通のその日常を提供することが、「富山型デイサービス」なのかもしれないと思う。高齢者、児童、障害者で担当の違う行政ではなく、民間だからこそできたことなのだろうと思う。そして、その新しい試みに対して支援できる行政であった点が、この「富山型」が誕生した所以なのだろう。富山県の「厚生企画課」のように、たとえ行政で「このゆびとーまれ」のような施設の実践はできなくとも、縦割りでないその視点を取り入れて、児童や高齢者全てにかかる福祉行政を企画する部門を設けることができるのではないかと思う。それによって、「富山型」でなくとも、きっと今後提案されるであろう、様々な福祉行政プランに対して、「できない」でなく「できる」ことを考える行政でなければと思う。

個人の居宅を利用し地域を巻き込んだ子育て支援について

～ 地域交流サロン「ばあちゃんち」 ～

視 察 日 時	平成19年9月6日（木） 午後2時～午後4時まで
視 察 先	視察場所：地域交流サロン「ばあちゃんち」 住 所：熊本県植木町 最 寄 駅：JR植木町（九州産交バス植木町役場前） 対 応 者：社会福祉法人喜育園 山東保育園 村上 千幸 園長
視 察 者	谷田 正宏（富田林市保健福祉部子育て支援課） 扇田 朋子（河内長野市立千代田台保育所） 岩佐 隆博（岸和田市児童福祉部保育課） 近棟 健二（大阪市立大学大学院）

【視察目的】

近年、行政から民間グループに至るまでの子育て支援に関するサービスは多様化、複雑化している。これらの状況で現在も住民が生活している居宅を利用し、子育て支援を展開しているという特異な事例から、真に有効な子育て支援について学ぶ。



【視察内容及び質問事項】

「ばあちゃんち」は山東保育園と和幸保育園の2つの民間保育園が中心となり運営されている、子育て支援を主な活動とする地域交流サロンである。個人の居宅を利用するという特異な子育て支援活動を展開していることから、次の事項に関する視察を行った。

- ・現在の事業展開に至った経緯について
- ・現在展開されている特徴的子育て支援の内容について
- ・個人の居宅（農家）を利用することの利点について

【視察結果】

1. 植木町の概要

植木町は熊本県西北部に位置し、面積は約66km²、人口約3.1万人、世帯数約1万軒の町である。平成15年の合計特殊出生率は1.49、年間出生数は230人であり、全国と同じく少子化の傾向が強い。

町内は3つの中学校区、8つの小学校区に分かれており、公民で11の保育所、民間2か所の子育て支援センター、1つのつどいの広場が設置されている。

また、植木町は、熊本市に隣接していることから、熊本市のベッドタウン的都市型の町であるとともに、第1次産業から第3次産業までの就業人口や生産額の均衡が取れていることから、古くから農業が盛んであるという側面も併せ持つ。

「ばあちゃんち」が存在する小学校区は、新興住宅街と旧村が混在している地域であった。



2. 「ばあちゃんち」の施設概要

「ばあちゃんち」は、母屋1棟、納屋1棟、中庭、農地3枚（約4反）で構成される、築約100年の典型的な地元農家である。

養蚕農家であった名残がある母屋は、1階部分の土間、1階の4室中2室を子育て支援事業に利用している。ただし、持ち主でもあり、現在も居住しているお

ばあちゃん的生活スペースとの明確な線引きは行われておらず、視察当日は利用者が自由に歩き来できるようになっていた。2階は生活スペースとなっていた。また、利用者も使用しやすいようにトイレの改装が行われていた。

納屋については、平成17年に熊本県の「地域の縁側作り事業補助金」（ハード補助金）を活用し、農機具保管スペースを除く約2/3が改装（屋根の拡張、座敷スペースの設置）されており、子育て支援に利用されている。また、内部については料理教室を行えるように、かまどや冷蔵庫などが設置されていた。これら



の機材は、ほとんどがリサイクル品であり、可能な限り経費を抑え、生活感を感じることができものになっていた。

農地は2枚が味噌作り等のために大豆が植栽されていた。1枚については、「野菜銀行」と称して、多種多様な農作物が栽培されていた。「野菜銀行」の作物については販売も行われており、講座の実費徴収を含めた売上金は運営資金の一部となっている。「ばあちゃんち」では、食育を中心とした子育て支援を行っているが、材料のほとんどはこの農地で収穫されたものである。農地では、季節にあわせた作物が作付けされており、竹酢液などを利用し、無農薬で栽培されている。

3. 現在の事業展開に至るまでの経緯

山東保育園では、7年前より地域の中で食育を中心とする子育て支援を行っていた。植木町内に子育て支援センターは2か所（山東保育園、和幸保育園）存在しており、その中間点にも子育て支援ができる拠点を設置したい、と村上園長は考えられていた。

そこで、候補に挙がった場所が現在の「ばあちゃんち」であった。当時「ばあちゃんち」では、息子は独立しており、家主であるおばあちゃんが一人で生活していた。偶然にも村上園長は、おばあちゃんの息子と知り合いであったため、敷地の賃借などの仲介をしてもらうことにより、現在の事業展開が可能となった。

また、本事業を展開するまでには地域における住民のニーズの把握のために、ワークショップを数回行っている。このワークショップでは、母親の子育てに関するストレスについて「夕食」が大きな割合を占めること、朝食を摂らない家庭が多いこと、などの食に関する問題点を把握した。よって、現在も食を中心とした子育て支援が行われている。

4. 「ばあちゃんち」で実施されている子育て支援

「ばあちゃんち」は、山東保育園、和幸保育園の2民間保育園が中心となって運営されている。月、水、木曜日が山東保育園、火、金曜日が和幸保育園、土、日曜日は2園共同で事業が行われている。また、月、水曜日は老人と子どもの日、土、日曜日は保育所利用者の日となっている。



スタッフは、現在「子育て支援拠点事業(センター型)」の人員と、近所のボランティアで構成されている。また、農地に関する専門的作業については、近隣の農家が無償(機械実費のみ)で参加している。視察当日についても、近所の女性が立ち寄り手伝う姿などを見ることができ、地域密着型の事業展開を見学することができた。

前述のとおり「ばあちゃんち」は個人の居宅であり、農地を含めた賃借料を2つの子育て支援センターが支払っている。この個人の居宅と農地を利用する、というメリットを生かした子育て支援については次のとおりであった。

1 生活支援(学ぶことが生きる力につながる~子育ては生き方・暮らし方の伝承~)

村上園長は、「子育て」は「生活」の一部であり、「子育て支援」を行うには「生活支援」がまず必要である、と考えられている。つまり、保護者が感じる生活に対する不安を取り除くことにより、子育てに対する不安も取り除くことが可能である、ということである。そのために現在、人が生活している場所で子育て(生活)支援を行うことが重要視されている。

村上園長の言葉で印象に残ったのは、『「ばあちゃんち」に遊具は無いが、生の生活がある。そのことが「ばあちゃんち」の最大の利点である』という趣旨のものであった。

また、「専門的ケアが必要な親子の割合は全体に比べ少数である。その少数にばかり目を向けていると、全体的な本来の子育て支援はできないのではないか」と村上園長は考えられている。そこに生活があるから、生活支援ができる。保育所併設型のセンターは、親子にとってはある意味生活感が欠けている非日常的な空間であるといえ、生活支援を行うことが困難である。よって、専門的ケアが必要な親子は専門機関に任せ、「ばあちゃんち」では、それ以外の親子を対象に(生活)支援を行う、という線引きがあった。

そこで、「ばあちゃんち」では生の生活の中で、地域の生活、文化、遊びに関する知識を学ぶことができる講座等が開催されている。ここで学べる知識は現代の生活に役に立つとはいえない、しかし生活力につながると考えられている。それが「ばあちゃんち」のテーマになっている「学ぶことが生きる力につながる~子育ては生き方・暮らし方の伝承~」ということであると感じた。

2 「食育」を中心とした子育て(生活)支援

前述のとおり、村上園長は「子育て」は「生活」の一部であり、「子育て支援」を行うには「生活支援」から、ということをも重要視されている。そして、その生活の基本は「食」であるという観点から、食育を中心とした事業展開が行われている。

「ばあちゃんち」では、事業で使用できる農地が隣接しており、季節に合わせた作物が栽培されている。このことは利用者に栽培、収穫、加工、調理まで一括した食育を行える



利点がある。また、旬の食材を利用できること、空調などが無い納屋を利用することから、季節を感じながら様々な地域の生活の知恵を親子で学ぶことができる。

参加費用については基本的に無料であり、必要に応じて「野菜銀行」などで収穫された農作物の実費のみを徴収し、運営されている。

視察当日には、かりんとうなどサツマイモを使った料理講座が開かれていた。この他にも山東保育園の担当曜日には、味噌、こんにゃく、手打ちうどん作りや、カボチャ、ゴーヤなど、季節に合わせた食材を利用した料理講座が開かれている。これらのことは、ワークショップで把握した保護者の食に対するストレス（子育て中の保護者が感じる生活不安の一部）を取り除くことに役立っていると考えられている。

3 地域との連携

「ばあちゃんち」における事業のほとんどは、地域との連携が不可欠なものである。まず、会場にはいつも地元住民の一人であるおばあちゃんが住んでいる。おばあちゃんは直接事業を手伝うことは無いが、いつもそこにいる（そこで生活している）。このことは「地域の中での子育て」を形にした1つの例であるといえる。

現在の子育て支援に関する制度の目的の一つは「人と人をつなげる」ことである。そのため、現在の地域子育て支援拠点事業が全国で展開されている。この例に漏れず、「ばあちゃんち」は、利用者が近所の知り合いの家に遊びに行く感覚で参加でき、近所のボランティアスタッフの参加などにより、地域住民同士を連携させることができる場となっていた。この中で重要であると感じたのは、その連携には何らかの「作業」が中心にあったということである。この「作業」は、農作業、調理、食事などが中心であり、この点が一般的な支援センターとは異なっていた。

また、「ばあちゃんち」のある地域は新興住宅地と旧村が混在しているが、見方を変えると新興住宅地＝消費者、旧村＝生産者、という捉え方も可能である。よって、借りている農地を利用し、農作業を親子と地元農家が協力して行うことは、生産者と消費者を連携させている、という考え方もできる。

山東保育園（子育て支援センター）では、「ばあちゃんち」を中心とした小学校区で地域情報誌を年4回全戸配布している。内容については、地域の住民が主役である記事がほとんどであり、地域の小さな情報を通じて、地域住民をつなげる役割を担っている。これは、生きる力につながる地域の小さな情報を学ぶことができるものとなっており、生活支援の一環と捉えることができる。

5 今後の課題

今後の課題として、村上園長が挙げられていたのは、まず人材の育成である。本事業のスタッフに必要な事項は、「ひらめき」と「イメージ」と「コーディネート力」と考えられている。今後は特に「コーディネート力」の育成に努める予定であるという。また、民間施設であることから、公立施設のように人事異動が無いいため、公立職員よりも人材育成は容易ではない

か、と考えられている。

次に課題として村上園長が挙げられていたのは「保育所利用者に対する子育て(生活)支援である。保育所利用者は各施設で子育て支援を受けているが、『ばあちゃんち』で行っているような生きる力を身につける生活支援を受けていない。しかし必要である」ということである。すなわち、専門機関に力を注ぎすぎると、全体的な本来の子育て支援ができない、ということである。そこで、専門的なケアを必要としていない親子に対して生活支援を行っている「ばあちゃんち」を土、日曜日にも開放し、保育所利用者にも生活支援を行っている。その中で、男性(父親)への生活支援と、今後の事業展開に幅を持たせることを目指し、男性(父親)の参加者をどのようにして増加させるかが課題である、と考えられている。

【所 感】

今回、子育て支援に関する先進的事例を視察し感銘を受けたことは、「子育て」は「生活」の一部であるという捉え方である。このことにより、「子育て支援」は「生活支援」からというスタンスに立ち、地域を巻き込んだ総合的支援(子育てを含めた生活支援)を行うことを可能にしているのではないだろうか。また、専門的ケアを必要としない元気な人を、生活力をつけることにより、より元気にするという支援は、一般的な子育て支援とは一線を画したものであった。これらのことは、一部の人だけでなく、地域全体を含めた全体的な子育て支援につながると考える。

この「ばあちゃんち」の事業展開の視察から、行政は「より有効な子育て支援」実施のために専門的ケアが必要な家庭だけではなく、地域全体を含めた、全ての子育て家庭に目を向ける必要があるのではないかと考える。

また、現在の支援センターは、プログラムや遊具、おもちゃなどが用意されており、利用者はそこに行くだけで楽しませてもらえる、という感覚の「お客様」が多数派である。よって、数を成功基準に考える施設では、そういう「お客様」を満足させる事業展開になりがちになる。そのため「ばあちゃんち」では、「お客様」的な参加者にはなじみづらい面もあり、参加者数は0~約20組/日であることから、必ずしも多いとはいえない。しかし、園長は利用者数を事業の評価基準とはされていない。そのため、利用者に媚びない運営をされていることに感銘を受けた。この「ばあちゃんち」で展開されている「利用者を楽しませる」のではなく、「利用者にとって必要であると考えられる支援を行っていく」という姿勢や事業展開は、今後、より有効な子育て支援を展開していくための参考になるのではないかと考える。

熊本子育てネットの取組み内容について

～ 敬愛保育園 ～

視 察 日 時	平成 19 年 9 月 7 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 15 分まで
視 察 先	視察場所：敬愛保育園 住 所：熊本県玉名市築地 2509 最 寄 駅：J R 鹿児島本線玉名駅 対 応 者：小岱 紫明 氏（敬愛保育園園長 熊本子育てネット事務局長）
視 察 者	谷田 正宏（富田林市保健福祉部子育て支援課） 扇田 朋子（河内長野市立千代田台保育所） 岩佐 隆博（岸和田市児童福祉部保育課） 近棟 健二（大阪市立大学大学院）

【視察目的】

熊本県内で地域子育て支援センター事業を実施していた民間保育園（現在は公立を含め 64 園）は、10 年前全国に先がけて、地域子育て支援センター事業連絡協議会（愛称：熊本子育てネット）を発足し、地域子育て支援事業担当者の資質向上、事例研修、情報交換等の事業を実施している。個々に経営内容が異なる民間保育園の、市町村を超えての取組みを学ぶ。

【視察内容及び質問事項】

- 熊本子育てネットの取組み内容
- 事業実施によるメリット・デメリット
- 敬愛保育園での「地域子育て支援拠点事業」の捉え方
- 「地域子育て支援拠点事業」への熊本子育てネットの参加
- 保育園が考えている今後の取組み



= H19年度総会資料 =

質問事項

- 熊本子育てネットを発足させた経緯、成果（の内容）について
- 熊本子育てネットを運営、継続していくための課題、問題点など
- 熊本子育てネット運営の財源について
- 保育所が地域子育て支援事業を実施する際、従来の保育所業務との関係について（職員配置、研修、協力体制など）
- 国が「地域子育て支援拠点事業」に移行しようとしていることへの考え方
- 「つどいの広場事業」との関係について

【視察結果】

1. 熊本子育てネットの概要

熊本子育てネット（正式名称：熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会）は、「支援センター事業の発展向上を期し、熊本県下及び全国の支援センター間の連絡調整を行う

とともに、事業に関する調査、研究、協議を行い、地域の児童福祉の向上に寄与すること」を目的に、平成10年4月に設立(参加26園)された、子育て支援に関する研修を実施している団体である。熊本県内で地域子育て支援センター事業を行う公私立認可保育所を会員とし、平成19年度の参加園は64園にのぼっている。研修参加者は主として保育士で、保健師が2割程度である。財源としては、年会費40,000円(研修会参加5名まで無料)、熊本県からの研修事業委託費、カウンセリング研修への一般からの参加費が当てられている。

2. 熊本子育てネットの経緯

平成7年、数園がモデル事業として「地域子育て支援センター事業」を始めたが、何をどうしたらいいのかが分からない、相談を受けるといっても「電話に出るのも恐ろしい」という状態であった。話を聴く力をつけるために私立保育園連盟の「保育カウンセリング講座」を受講したが、受講料が高額なため少数の保育士しか受けられない。また、保育園で1人が研修を受けても何も変わらない。多数の保育士がカウンセリングを学ぶには「近くで・安価に受けられる研修会が必要」ということで、平成9年8月、日頃交流がある4園の保育園長が集まり自前のカウンセリング研修を始めた。交流分析によるカウンセリングの第一人者である杉田峰康教授が、県立福岡大学におられたので講師をお願いすることができた。以後これまでの10年間、カウンセリング研修を中心に進められてきた。カウンセリングがこの会を引っ張ってきたともいえる。研修会のテーマは「子育て支援」に絞り、勤務時間内に実施することを基本としている。

* 研修内容の変化(新しく追加されていったものを記載)

平成9年度	合同研修会「子育て支援とカウンセリングマインド」他計2回を実施
平成10年度	総会・記念講演会とカウンセリング研修会(年4回)の原型が定着
平成11年度	カウンセリング研修の初級だけでなく中級も開設 ホームページの作成開始
平成13年度	調査研究会(年4回)・先進地視察研修・実践事例研究会(年5回)
平成15年度	熊本県委託事業として「子育てコーディネーター養成講座(年4回)」を開始 実務担当者研修会・ケーススタディ研修会実施
平成16年度	子育て支援センター代表者研修(年2回)を実施
平成17年度	特別セミナー・カウンセリング宿泊研修・運営委員研修実施 一般(会員以外)に研修を開放(同一人受講が条件で5回15,000円)
平成18年度	子育て支援センター九州セミナー開催・子育て支援コーディネーター養成講座を基礎コース(4回)と実践コース(3回)とする。

以上のような変遷を経て、平成19年度の事業は以下のようになっている。

平成19年度事業計画

- ・熊本子育てネット総会並びに公開講演会・九州セミナーの開催
- ・支援センター職員研修会の実施

1. センター代表者会議及び研修会（年2回）
2. カウンセリング研修会（5回）とフォローアップ宿泊研修
3. 支援センター実務担当者研修会

・調査研究事業の実施

1. 実践事例研究会の実施
2. 食育研究会の実施
3. 子育てネット調査事業（ホームページの活用）
4. 先進地視察研修・諸機関との意見交換会
5. 特別セミナー（九州セミナー）の実施
6. 熊本子育てネット設立10周年記念事業



= 「ばあちゃんち」も研修会場 =

- ・運営委員会の開催（年6回程度）
- ・子育て支援コーディネーター養成講座の実施（年7回）
- ・全国セミナーの開催

「子育て支援センター全国セミナー2007 in 熊本」11月28日 ~ 30日

この10年間、子育て支援事業の推進に伴い次々と研修課題があがってきた。研修内容が広がっていく中で参加者も増加していった。その結果、子育て支援センターの支援に対する意識が県全体として高まり、支援事業担当者レベルの底上げにつながったと言える。

3. 保育園が担う地域子育て支援センター事業

子育て支援センター事業は一定の評価があるとともに、活動内容の硬直化、支援センター間の格差等の指摘もあり、子育て支援の質、内容が問われてきている。「保育園が長年にわたり蓄積してきた経験、保育技術、子どもたちの文化等を整理し社会化することで、保育園ならではの子育て支援が十分に可能である」という主張がある反面、「子育て不安は生活不安の一つの表れであり、不安は形を変えて一生続くものであるから、地域への生活支援、地域の関係性の構築が子育て支援になる」という意見がある。また「地域支援は保育園の容量を超えている、実際の育児相談や親子支援の事例研究を積み重ねていくべき」との意見もあり、子育てネットとしても転換期に来ていると言える。この点に関しては11月の「子育て支援センター全国セミナー2007 in 熊本」で、熊本子育てネットの10年の検証と今後の子育て支援のあり方について考えていきたい。

4. 敬愛保育園における子育て支援事業

子育て支援専任保育士を2名配置（通常の保育はしないが、保育園の時差勤務シフトには入る）「9:00~14:00 2階ホールを開放」「親子のつどい」「わらべ歌のつどい」等を実施

支援事業を始めたことが、保育の見直しにつながった（担当制保育、わらべ歌を取り入れるなど）大切なのは保育の形態であり、いい保育はいい支援につながると考えている。

保育園での子育て支援は、生活している子どもや、保育士が子どもと関わっている様子を見てもらえることが利点。親が真似ることのできる保育をしなければ意味がない。



= 敬愛保育園駐車場 =

カウンセリング講座を受講して、職員の苦情対応が変化。苦情を言う人ほど助けを求めていると考えられるようになった。

5. 熊本子育てネットの課題

研修会の記録・講演会の講師の選択・新しい研修内容の検討・運営に係る会計処理・ホームページの管理など、事務局の業務は増加の一途で、運営委員(会長1名・副会長2名・事務局長1名・会計1名・運営委員3名・監事2名)にかかる負担も大きくなっている。小岱事務局長は年間40日余を子育てネットの活動に費やしており、専従の職員の配置が必要になっている。公立保育所もネットに参加しているので、行政で事務局を担当してもらえないかと考えている。

今、国は地域子育て支援拠点事業にシフトしようとしている(イベントや参加者の数を競うような支援もあったが)。まずこれまでの支援センター事業の検証をすべきではないか。支援センター潰しになる可能性がないとは言えず、NPO法人による「つどいの広場」に継続性があるのかも疑問である。今後も子育て支援事業は保育園が担うべきだと考えている。

5年後位には思春期にメールをしていた世代が親になっていく。コミュニケーション能力が育っているのかが気がかりである。

ニュージーランドの就学前教育カリキュラム「テ・ファリキ」は、今の日本の状況に参考になることが多く、日本語訳での出版を計画しているが、権利関係で難航している。

【所 感】

小岱事務局長の「10年間突っ走ってきた」という言葉が印象的であった。年々取り組みは広がっており、運営委員にかかる負担が容易に想像されるが「いい子育て支援がしたい」という思いが原動力になっていることが伝わってきた。

「総合的に子育て支援ができる人、主体的に動く活動ができる担当者」育成を目指しておられるとのことであったが、毎年行われる総会での記念講演における講師陣の多彩さからも(子育て支援が専門でない方もおられ)、子育て支援を幅広く捉えようとされていることが感じられた。

保育所の支援センターに求められていることは何なのか。保育士の専門性の何が子育て支援事業に有効なのか。保育士に地域の子育て支援はできるのか。保育士は何を学ぶ必要があるのか。子育て支援を担当しながら悩んできた保育士としては、うらやましい限りの研修会であった。

大阪府内の子育て支援センターは公立保育所が担うことが多く、数年ごとの人事異動もあり、熊本のような継続的な取り組みができず、支援事業の積み上げもできているとは言い難い現状である。「民間保育園のフットワークの軽さです」と小岱事務局長はおっしゃっていた。それでは、公立保育所の利点はどこにあり、何ができるのか。私たちの課題を再認識する機会になった。

今後、公立、民間の保育所・支援センターが、それぞれどのような役割を果たせば、より効果的な子育て支援を実施できるのか。以下のようなことが考えられるのではないか。

公立センターは公的機関・施設との連携が図りやすいので、情報収集を担当し、民間センター（ネット）に提供する。

民間センターは公立から提供された情報をフルに活用することにより、フットワークの軽さを生かしたフレキシブルな事業展開を図る。

公立・民間はそれぞれ得意分野を生かしたネットワークを形成し、子育てネット的統合機関で情報交換を行う。

民間にとって経費的に収支が合わない対象者や事業がある場合は、公立センターに専門職を配置する等により、利用者や実施事業の住み分けを図る。

県と民間団体と地域でつくる「地域の縁がわ」について

～ 熊 本 県 「健軍くらしささえ愛工房」 ～

視 察 日 時	平成19年9月7日(金) 正午～午後3時まで
視 察 先	視察場所：健軍くらしささえ愛工房 住 所：熊本県栄町2-15 県営健軍団地1階 最 寄 駅：JR熊本駅 担 当 者：川原 秀夫氏(健軍くらしささえ愛工房所長) 佐崎 一晴氏(熊本県健康福祉部健康福祉政策課)
視 察 者	谷田 正宏(富田林市保健福祉部子育て支援課) 扇田 朋子(河内長野市立千代田台保育所) 岩佐 隆博(岸和田市児童福祉部保育課) 近棟 健二(大阪市立大学大学院)

【視察目的】

熊本県では、県営住宅の一部を福祉施設に整備し、NPO法人に有償で貸し付け、民間のもつノウハウや自由な発想、創意工夫を活かして、地域と一体となった当事者中心の総合的な福祉サービスを展開している。これが、県内の各地に広がっている「地域の縁がわ」づくりの補助事業のモデルとなっている。

このように、県と民間団体と地域でつくる「地域の縁がわ」のモデルとなった「健軍くらしささえ愛工房」の取り組みについて視察する。

【視察内容及び質問事項】

県と民間団体と地域でつくる「健軍くらしささえ愛工房」の取り組みについて

取り組みの背景

取り組みの事業内容

取り組みの効果

住民の反応

今後の課題

【視察結果】

<事業の概要>

熊本県では、平成16年3月に地域福祉推進のための指針として、県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」を策定し、建て替えを行う県営健軍団地の1階に、福祉サービスを行うための施設を整備した(広さ約千平方メートル・整備費約3億1800万円)。

この施設を民間団体に有償で貸し付けて、民間のもつノウハウや、自由な発想、創意工夫を活かして、地域住民、ボランティア等とのパートナーシップによる事業運営を行いながら、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、ニート対策、ボランティア人材育成など、総合的かつ先駆的な地域福祉サービスのモデルづくりを行っている。

民間の自由な発想を活かすため、この施設で実施する事業企画を公募したところ、10団体の応募があった。学識者等で構成する審査委員会で選考した結果、特定非営利活動法人「おーさぁ」の事業企画に決定した。「おーさぁ」は、市内でも高齢者や障害者福祉で実績のある5法人の代表者や、商店街や地域、民生委員等で構成される地域密着型の法人であったこと、また、介護保険や障害者支援費と自主事業を組み合わせ、対象者を限定せずに地域での暮らしを支える小規模多機能サービスに取り込むなどの点が評価され、この計画の対象に選ばれたようである。子どもからお年寄りまでが集まれる場所を提供することが、「地域の縁がわ」(地域福祉の拠点)づくり事業である。

施設貸付料 約650万円(年額) 貸付期間3年間(平成20年で更新予定)

1. 取り組みの背景

健軍くらしささえ愛工房がある健軍地域は、市電やバスなどの交通の利便性が高く、健軍商店街での商業活動も活発なところである。古くから住宅街として発展しており、熊本市の中でも、高い高齢化率を示している。一方、新しい新興住宅街や団地も周辺に広がっており、熊本市の中でも高い年少人口比率を示している。

このように健軍地域は、高齢の人が多く地域と、子どもや子育て世代が多い地域が隣接している。また、地域住民へのアンケート調査や座談会を行い、地域住民のニーズを調査したところ、福祉ニーズは高いという調査結果が得られた。

以上のことから、県では、平成16年3月に策定した県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」に基づき重点的に進めている「地域の縁がわ」づくりのモデル事業として健軍地域の整備を行った。この「地域の縁がわ」づくりを、地域の誰もが日々の暮らしに安心を覚えることができ、気軽に集い触れあうことができる福祉の拠点づくりと位置付けている。

2. 取り組みの具体的内容

施設の概要

健軍くらしささえ愛工房(約650平方m)

先駆的な在宅福祉サービスを開発・普及するための複合在宅福祉サービスセンター

施設地域の縁がわ(約350平方m)

プレイルームや保育スペース、喫茶スペースなど誰もが気軽にサービスを利用したり、参加したりできる多機能地域福祉スペース



事業内容

小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)

毎日10時～18時

介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型介護予防サービス)

平成18年6月1日からサービス開始。登録定員25名。「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援している。

介護保険デイサービス

一般型15名（小規模多機能型居宅介護利用者以外）

喫茶コーナー

地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶・軽食サービスを障害をもつ当事者が行い、また授産施設や作業所で創られた製品の陳列販売等を行っている。



子育てスペース

子育て相談や親子広場、世代間交流など地域の井戸端会議や一時預かりを行っている。視察当日は、0歳～2歳児の9名が一時預かりを利用し、平均的には1歳・2歳・0歳児の順で利用者が多くなっている。他事業利用者（高齢・障害・介護）とのかかわりも施設内であり、子どもがいっしょに遊んでいるときもある。運営費は、主に利用料（下記）や介護保険等で運営をしているが、ボランティアの人もいる。スタッフは3名で、常時2名の保育士で運営しており、保育士経験者や児童館出身者などがいる。

<利用料>

毎日9時～17時（片付け16：30）開所

0歳児から就学前児童が対象

親子利用1世帯500円（終日）

・・・喫茶コーナーでの飲み物無料券付

お得な5回利用回数券1,500円あり。

一時預かり 一人 1時間500円（兄弟割引あり）



3. 取組みの効果

- ・ 県営施設を有償で貸し付ける方式をとることで、県にとっても運営費等の支出を伴わず、貸付料による収入の確保も可能となった。一方で民間団体にとっても、投資（土地、建物等の確保）が一度に必要なことから、先駆的な事業開始へのハードルが低くなった。
- ・ 現在、健軍くらしささえ愛工房は24時間365日のサービス提供を行っており、いつでも誰でもが気軽に集える地域の拠点として、健軍団地の住民にとどまらず、健軍地域の住民にも広く利用されている。
- ・ 喫茶や子育てスペースの利用者が増え続けており、今では固定客も多くなった。
- ・ 引きこもりやニート、いじめに関する相談、発達障害者の喫茶コーナーでのボランティア、通院付き添いボランティアなど、着実に「地域の縁がわ」としての効果が見られている。
- ・ 健軍くらしささえ愛工房の取組みについては、パンフレットを作成して配布したり、フォーラム開催時に参加を呼びかけるなどして、県内市町村等に普及啓発を行っている。その結果、これまでに1,000人を超える視察者が健軍くらしささえ愛工房を訪れるようになった。

4. 住民の反応

県営団地建て替えの際、地域住民の意見を聞く機会を設けたり、地域の全世帯に希望する福祉サービスなどのアンケートを行ったりして、地域ニーズに沿った福祉サービスを提供してい

る。そのため、地域の高齢者からは、「今までどこにも行くところがなく寂しい思いをしていたが、集える場ができて良かった」との声が寄せられ、子育てスペースを利用している母親達も喫茶スペースに集うなど、「地域の縁がわ」としての役割を果たしていた。

5. 今後の課題

「地域の縁がわ」づくりモデルの普及啓発

今後も、NPO法人「おーさあ」、地域住民、商店街、小中学校、保健福祉センター等の関係機関との連携をより一層深め、ともに当該地域の地域福祉の展開を進めていく。また、県内各地に「健軍くらしささえ愛工房」の取組みの成果を発信し、市町村合併が進む中で使われなくなる公共施設や商店街の空き店舗など、地域資源を通じた取組みを働きかけていきたいと考えられている。

過疎型地域支え合いモデルの普及啓発

健軍くらしささえ愛工房は、人材や資源が豊富な「都市型」の取組みである。一方、支え合う人材の少ない過疎地域では、地域住民の支え合いシステムが一層有効であるため、少子高齢化が進み集落の維持すら困難な過疎市町村での地域支え合いのモデルづくりを今後も進めていきたいとの事だった。

施設の運営者としての課題

当初の予定よりも利用者の地域範囲が拡大し、利用者数も増加しているが、限られたスペースでの運営（保育等）が難しくなっている。また、年間650万円という家賃を支払う必要があり、財政難となっている。収入となる介護保険事業、障害者の支援費事業と、あまり収入とならない事業とのバランスが難しい。地域のニーズを聞きながら、地域といっしょにつくる事業として、今後も展開していく必要があり、利用者の運営への参画やボランティアなどの人材育成にも力をいれていかなければならない。

< 所 感 >

熊本県では、平成16年3月に「地域福祉支援計画（地域ささえ愛プラン）」を策定し、県内各地で地域福祉の取組みを促進している。この計画でめざしている「地域の縁がわ」づくりに先駆的に取り組む団体を支援し、多様な福祉サービスが育つきっかけづくりになるようにと、「地域の縁がわづくり補助事業」が始まった。そのモデル事業として、県が県営住宅の一部を整備し、NPO法人に有償で貸し付け、民間の持つノウハウや、自由な発想、創意工夫を活かして地域の福祉サービスに取り組んでいる。「地域の縁がわ」（地域福祉の拠点）として、我が家の縁がわのように、誰もが気軽に出入りすることができ、高齢者や子ども、障害者を含めて地域の人々が自然にふれあえる場、ほっとできるスペースを提供している。

このように、いくつかのNPO法人が集まり、商店街や地域住民、自治体といっしょになって地域の支え合い型のまちづくりを展開することにより、県内のみならず福祉でまちづくりという地域活性化の全国モデルに育てていきたいと考えていた。そこで得られたノウハウやサービスの仕組みを、市町村合併等で使われなくなった公共施設、空き店舗、空き教室等の地域資源を活かした取組みに活用してもらい、各地に「地域の縁がわ」を普及させたいとの目標があった。

しかし、今回、視察した「健軍くらしささえ愛工房」は、「地域の縁がわ」という地域福祉

の拠点としては、対象とする地域が9小学校区と広いように思われた。また、施設への投資が大きいことからモデル事業となりえるのか少し疑問が残る。両者を合わせて考えると、より小さな地域を対象に、ハードではなくソフト（例えばソーシャルワーカーの配置等）を重視する事業の方が、「地域の縁がわ」としての役割を担えるのではないかと感じた。

1

2

3

4

5

第

4

部

先進事例報告
(韓国編)

第4部

韓国における子どもと
家庭をめぐる支援策の展開

大阪市立大学大学院 崔 珍姫

1. 本稿の目的

日本においても韓国においても、少子高齢社会問題が深刻化している。2006年9月、韓国は日本と同じ時期に、国の未来像と目標達成のための戦略である「ビジョン2030」を発表した。両国とも内外の環境変化に対応するための戦略という問題意識で長期間のビジョンを考えたものであるが、一部にみられる戦略の差は、両国の経済発展段階の差によるもの¹と考えられる。大枠においては共通性が高いにもかかわらず、両国に起こっている今までの子どもと家庭をめぐる支援策に関する歴史的な背景や、現在の政策の状況などを分析し、その差異に関して言及しているものは少ない。

本稿では、少子高齢社会における子どもと家庭をめぐる支援策のあり方を、韓国の例から検討することを目的とする。具体的には、以下の3つの目的を設定した。

韓国の人口構造からみる都市化と少子化の特性を明らかにする。

最近の韓国少子高齢社会対策から、子どもと家庭をめぐる支援策の展開を中心に整理し、問題を明らかにする。

今後の韓国型子どもと家庭をめぐる支援システムについてその方向性を提言する。

なお、子どもと家庭をめぐる支援策であってもその政策は幅広いため、本稿においては、子どもと家庭をめぐる支援策全般を扱うのではなく、日本においても近年重要な政策課題となっている子育て支援策を中心に取り上げる。

2. 人口構造からみる韓国の都市化と少子化

1960年代以降30年間にわたって韓国は、アジアの中で著しく社会経済的な変化を経験してきた。国際的にもその例がない程の高い経済成長を短期間に可能にした産業化は、「ソウル集中型」の都市化・少子化生活スタイルを生み出した。

1 ソウル集中の都市化

1960年代以降の韓国都市化は、「ソウルの都市化」という言葉に端的に示される。都市産業部門の成長に伴い都市も発展した。都市化の特徴としてはその速度が農村人口の絶対的な減少に影響を及ぼすほど急速であった²ことである。

急激な社会・経済的变化の中で、短期間に高い経済成長をなし、それに伴う産業化は急速に推進された。韓国戦争以降の産業化、都市化の結果、大都市への人口集中により、農村地域との人口分布の不均衡化は、国レベルにおいても、現在様々な社会経済システムに

影響を与えと考えられる。

韓国の人口は、特に首都圏³に集中している。表1のように、産業化、都市化が進行した1980年代以降からソウルの人口は増加してきたが、1995年以降緩やかに減少している。一方、仁川と京畿道を含めた首都圏の人口は急増していることがわかる。

1980年から2005年までの期間中、行政区域別に分けてみると、すでに1990年時点で、ソウルの人口は全国の24.4%で、実に、5人に1人はソウル市民となっている。さらに、2005年には、ソウル、仁川広域市、京畿道をあわせた首都圏の人口は、全国の48%にまで上昇している。すなわち、人口の5割弱が、ソウルとソウル周辺に集中している状況である。

表1 韓国社会における行政区域別人口 (単位：人)

行政区域別	1980	1985	1990	1995	2000	2005
全 国	37,406,815	40,419,652	43,390,374	44,553,710	45,985,289	47,041,434
ソウル特別市	8,350,616	9,625,755	10,603,250	10,217,177	9,853,972	9,762,546
仁川広域市	-	1,384,916	1,816,328	2,304,176	2,466,338	2,517,680
京畿道	4,930,335	4,792,617	6,154,359	7,637,942	8,937,752	10,341,006
～ の合計 = 首都圏	13,280,951	15,803,288	18,573,937	20,159,295	21,258,062	22,621,232
釜山広域市	3,156,931	3,512,113	3,795,892	3,809,618	3,655,437	3,512,547
大邱広域市	-	2,028,370	2,227,979	2,445,288	2,473,990	2,456,016
光州広域市	-	-	1,138,717	1,257,063	1,350,948	1,413,644
大田広域市	-	-	1,049,122	1,270,873	1,365,961	1,438,551
蔚山広域市	-	-	-	-	1,012,110	1,044,934
江 原 道	1,790,226	1,724,146	1,579,859	1,465,279	1,484,536	1,460,770
忠 北	1,423,381	1,390,326	1,389,222	1,395,460	1,462,621	1,453,872
忠 南	2,954,662	2,999,837	2,013,270	1,765,021	1,840,410	1,879,417
全 北	2,286,720	2,201,265	2,069,378	1,900,558	1,887,239	1,778,879
全 南	3,778,777	3,747,506	2,506,944	2,066,109	1,994,287	1,815,174
慶 北	4,952,012	3,010,001	2,860,109	2,672,498	2,716,218	2,594,719
慶 南	3,320,546	3,514,500	3,671,509	3,841,553	2,970,929	3,040,993
済 州 島	462,609	488,300	514,436	505,095	512,541	530,686

出典：韓国統計庁『人口住宅総調査データ』に加筆。

2 経済不安定と少子化

韓国の合計特殊出生率⁴は、1980年代半ばから1990年代半ばまで約10年間、1.6前後の水準で安定的に推移していた。1997年末に起こったIMF経済通貨危機⁵に直面した後、1998年に合計特殊出生率が、初めて1.47と1.5を下回り、2001年(1.30)から急激に減少し続けることになる(表2参考)。特に、2005年(1.08)には、世界最低水準になり、

出生児数も初めて45万人を割った。

翌2006年には、出生児数がわずかではあるが増加し、1.13となった。これは、国を挙げて推進している少子化対策の結果として考えることもできる。韓国保健社会研究院の低出産政策チームのイ・サンシクは、この微妙な増加を、韓国経済の動き⁶から分析し、「1997年のIMF危機から、経済的不安定が3年という時差で、2001年から出産に直接的に影響し始めた」と主張している。これは、「経済回復 雇用安定 結婚及び出産意志決定 出産」までに至る一定期間が必要であることを意味する。

韓国の1997年IMF経済通貨危機が、出生率低下に致命的な影響を与えたという見解については否定するものではない。セーフティネットが確立されていない状況下において、労働市場の不安定や家庭経済への打撃は、結婚や就職にまで影響し、結果的には出生率低下に結びついたことになる。しかし、単純な経済問題だけではなく、韓国の社会文化的な子育て観とも密接に関連していると筆者は考えている。

表2 韓国の合計特殊出生率の変動推移

年 度	1983	1987	1990	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
合計特殊出生率	2.08	1.55	1.59	1.54	1.47	1.42	1.47	1.30	1.17	1.19	1.16	1.08	1.13

注：韓国の場合、「1.17ショック（2002年）」といわれている。

出典：韓国統計庁『人口動態統計』、各年度版。

OECD加盟国の中、親が子どもの結婚まで責任がある国は少ない。韓国の場合、親がもつ養育責任の範囲について、子どもの結婚後もあると考えている。「結婚をする」、「嫁に行く」ものではなく、「結婚をさせる」、「嫁に行かせる」という表現がより広く使われる韓国文化は、子どもを育てることに対する親としての責任感、価値観が、早く子どもを自立させる西洋とは違う意識がある。

したがって、韓国社会では子育てのための親の負担が非常に大きい。とりわけ、教育の負担が大きい。教育費に占める私教育費の割合は、毎年上がりつつあると発表されている。韓国政府の調査によると、所得最上位階層の私教育費が最下位階層の食費を越すことなどから、学歴別私教育費の格差は約14倍、職業別私教育費の格差は約6倍⁷であり、韓国社会の教育至上主義が続いていることがわかる。

以上のように、韓国の少子化は、一般にいわれているように、結婚、家庭、女性の社会進出、子どもの教育等に対する様々な社会文化的な変化と、経済の不況が一体になって生じているといえる。

3 地域別による出生率

1990年以降の韓国の市道別出生率は、ソウル、釜山、大邱等の大都市が低い。これはこの地域の女性の初婚年齢が他の地域より高く、20～29歳の出生率が比較的低いことによる⁸。

表3から、市道別による母親の年齢別出生率の最高値と最低値の差をみると、1995～2000年と2000～2005年の平均が、すべての年齢階級において減少し、最高値と最低値

の比率（最高／最低）も、20代を除いたすべての年齢において減少または同じ水準に留まっている。20歳代の比率値の増加は、市道別の社会経済的要因や価値観の差などから、婚姻年齢、有配偶率に違いがあることなどによるものと推察される。

したがって、韓国の出生児数は、ソウルと京畿道を合わせた首都圏の動向に左右される。この地域の出生率に影響を与える主な原因を集中的に把握し、その対策を講じることが、出生児数及び出生率の増加に、より合理的な対策になると考えられる。

3．韓国人口にかかわる政策

1 人口増加抑制政策期（1961～1995）

1960年以降、韓国においては、産業化過程において短期間に経済数値をあげるため、出産力減少に焦点をあてた施策が進められた。その結果、合計特殊出生率を50%減少させるという目標を、10～15年以内に達成した。減少はその後もとどまることなく、今日の少子化問題を招くことになった。この点に関しては、前述したように短期間に経済数値を高くするために、出産を減らすことに焦点を当てた⁹と批判的な評価がある。

この時期は、「産児制限政策」が家族政策の主な焦点であり、合計特殊出生率が1.6以下になった1990年代初期でも少子化現象に対する社会的な関心は極めて低く、政策の変更はなされなかった（表4）。この理由として、韓国労働研究所は人口に比べて国土が狭小であり、人口増加を否定的に認識している傾向¹⁰があると指摘している。

さらに、予想できなかった社会現象のひとつとして、1990年初期から男児を好む思想と強い家父長制の影響から、性比（1993年新生児比率、男：女115.1：100）の不均衡構造¹¹もみられることとなった。

表3 市道別による出生構成比、女性人口(15~49、25~34)構成比及び母親の年齢別普通出生率の推移

1995 ~ 2000	出生 (%)	女性人口対比%		母親の年齢別普通出生率						
		15 ~ 49	25 ~ 43	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~ 49
全 国	100	100	100	3.0	47.4	159.4	72.9	16.6	2.6	0.2
ソウル特別市	21.6	24.1	24.0	1.5	29.1	132.5	75.9	16.5	2.3	0.2
京畿道	20.8	17.7	20.5	3.6	63.6	174.5	75.3	17.8	2.9	0.2
仁川広域市	5.6	5.3	5.9	3.2	57.3	161.2	67.4	15.2	2.4	0.2
釜山広域市	7.0	8.8	7.9	1.7	31.9	138.1	65.0	13.5	2.0	0.1
大邱広域市	5.2	5.6	5.5	1.9	38.3	157.8	68.7	13.8	1.9	0.2
光州広域市	3.2	2.9	2.9	3.0	50.2	173.8	80.1	18.6	2.8	0.2
大田広域市	3.0	2.9	2.9	3.1	49.4	164.7	73.6	16.9	2.9	0.2
蔚山広域市	2.7	2.3	2.4	2.0	59.0	187.0	71.3	14.4	2.3	0.2
江 原 道	2.9	3.1	2.8	4.2	54.9	161.0	70.3	17.7	3.2	0.3
忠 北	3.1	2.9	2.8	4.2	61.9	170.0	68.3	16.7	2.8	0.3
忠 南	3.6	3.6	3.2	5.3	64.2	177.7	69.5	17.5	2.9	0.2
全 北	3.9	4.0	3.5	4.6	53.7	168.5	73.0	18.4	2.8	0.2
全 南	4.1	4.0	3.4	5.0	62.5	181.4	76.8	19.3	3.1	0.3
慶 北	5.4	5.5	5.2	3.0	51.2	172.2	67.3	15.0	2.4	0.2
慶 南	6.5	7.3	7.5	2.8	52.7	174.6	69.0	14.8	2.4	0.2
済 州	1.2	1.1	1.1	3.6	46.9	165.8	99.4	27.4	4.7	0.4
最高 - 最低	20.4	23.0	23.0	3.8	35.1	54.5	34.4	13.9	2.8	0.3
最高 / 最低	18.0	21.9	21.8	3.5	2.3	1.4	1.5	2.0	2.5	4.0
2000 ~ 2005	出生 (%)	女性人口対比%		母親の年齢別普通出生率						
		15 ~ 49	25 ~ 43	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~ 49
全 国	100	100	100	2.4	28.3	121.8	80.4	17.5	2.5	0.2
ソウル特別市	20.5	22.8	23.9	1.6	16.3	94.0	84.2	18.8	2.4	0.2
京畿道	23.2	20.5	22.0	2.8	36.1	136.2	82.4	18.0	2.7	0.3
仁川広域市	5.4	5.5	5.5	2.5	31.6	126.4	73.6	15.6	2.3	0.3
釜山広域市	6.2	8.1	7.3	1.5	17.5	99.0	73.6	14.4	1.8	0.1
大邱広域市	5.0	5.4	5.3	1.6	21.0	118.5	76.5	14.4	1.8	0.2
光州広域市	3.2	3.0	3.0	2.9	30.6	132.4	83.8	18.2	2.7	0.2
大田広域市	3.1	3.1	3.1	2.6	27.3	125.9	80.7	17.2	2.5	0.3
蔚山広域市	2.4	2.3	2.3	2.0	29.9	146.0	75.9	14.8	2.1	0.3
江 原 道	3.0	3.0	2.7	3.2	36.4	131.4	78.0	18.7	3.0	0.3
忠 北	3.0	2.9	2.8	3.3	38.1	135.5	73.5	17.0	2.8	0.3
忠 南	3.8	3.5	3.3	4.1	43.9	142.6	76.9	17.7	2.9	0.3
全 北	3.8	3.7	3.5	3.6	37.0	131.4	76.9	17.5	2.7	0.3
全 南	3.9	3.6	3.2	4.0	41.9	143.8	80.3	19.7	2.9	0.3
慶 北	5.2	5.2	5.0	2.2	32.0	136.9	75.0	15.5	2.3	0.2
慶 南	6.5	6.2	6.1	2.1	32.8	142.8	75.9	15.2	2.1	0.2
済 州	1.3	1.1	1.1	2.9	33.8	130.8	99.5	28.2	4.6	0.4
最高 - 最低	19.2	21.7	22.8	2.6	27.6	52.0	26.0	13.8	2.8	0.3
最高 / 最低	15.8	20.7	21.7	2.7	2.7	1.6	1.4	2.0	2.6	4.0

注：出生率は普通出生率。

出典：韓国保健社会研究院・低出生・高齢社会研究センター(2007)、『第11次低出生・高齢社会フォーラム資料』p.27。

表4 育児制限のための政策スローガン

1960年代	子ども3人運動
1970年代	子ども2人運動
1980年代	子ども1人運動 (2人の子どもも多い、夫婦2人で1人の子ども) 人口爆発防止、4000万突破

出典：Planned Parenthood Federation of Korea (1991)、『30years History of PPFK (1961 - 1990) : The 30th Anniversary』p.50。

2 人口資質向上政策期 (1996 ~ 2003)

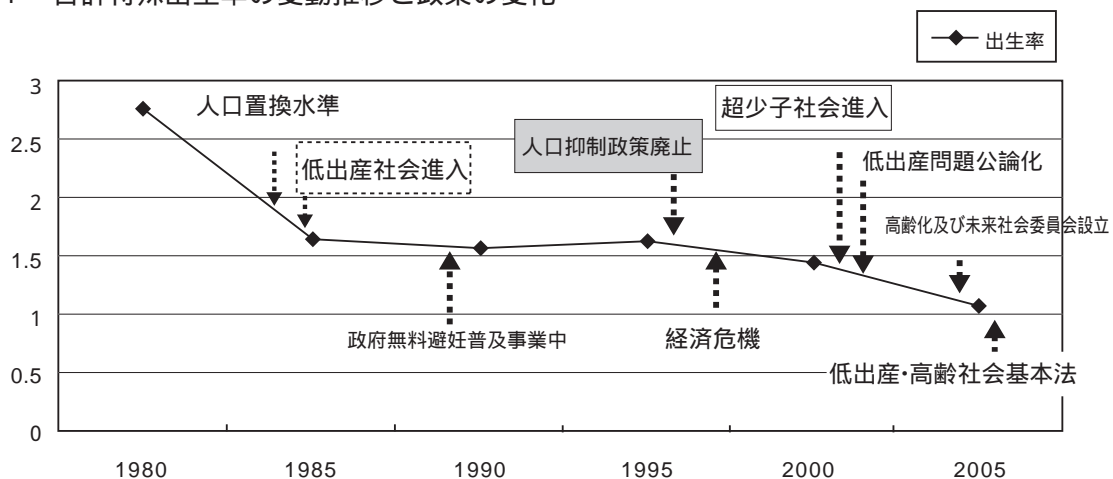
1996年に人口政策は転換し、「人口資質向上政策」がとられるようになった¹²。家族計画事業¹³中心で行ってきた人口政策の慣習が、この時期まで根付いていたため、迅速に政策転換ができなかったこと、低出生・高齢化の問題意識ができつつある中でも、この時期に総合性・即応性・一貫性のある政策が推進されていないことなどについては、強い批判を受けることになった。

3 少子化・高齢社会対策期 (2004 ~ 現在)

少子化問題の深刻性を認識した政府は、2004年から積極的に少子化対応策を始めることになる。「高齢化及び未来社会委員会」を設置し、国のロードマップとして設定した。

政策の法的根拠として、2005年には「低出産・高齢社会基本法」が制定され、大統領直属の「低出産・高齢社会委員会」が設けられた。2004年以降、国全体がこの点について取り上げ、中央部別(日本の省に当たる)においても、地方自治体においても少子化対策に取り組まれることとなった。さらに、2006年には第1次低出産・高齢社会基本計画(2006 ~ 2010)を発表し、国をあげての取り組みを展開している(図1)。

図1 合計特殊出生率の変動推移と政策の変化



注：ここでの出生率は、合計特殊出生率。

出典：イ・サンシク(2006)、「低出生の原因構造と政策方向」、『保健福祉フォーラム』Vo1.111、韓国保健社会研究院、p.8。

4. 子どもと家庭をめぐる支援政策の方向と内容

1 子どもと家庭をめぐる支援政策の動き

2006年8月、国民参加と社会的合意を基盤とする長期的視点からの未来に向けての総合政策を推進するため、政府は「第1次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2010）」を発表した（表5）。これは、家庭及び女性・児童のQOLを改善し、社会的には出生率回復の基盤を備えることを目的とするものであった。計画期間は2006～2010年で、この間に、出生率の増加及び高齢社会適応基盤の構築を目標とし、4つの分野、75項目の遂行課題、239の細部事業を定め推進されている。4つの分野は、出産及び子育てしやすい環境の整備、高齢社会のQOL向上の基盤構築、低出生・高齢社会の成長力の確保、社会的意識の高揚及び政策効果性の再考、である（表6）。この政策に関して政府は計画期間中に約32兆ウォンの予算を投入するとしている。

表5 少子・高齢社会対応に関する主な動き

2003	高齢社会対策及び社会統合企画団
2004	高齢化及び未来社会委員会設立
2005.5	低出産・高齢社会基本法制定
2005.9	低出産・高齢社会委員会
2006.7	セサップラン（中長期保育計画：女性家族部）
2006.8	第1次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2010）

注：保育関連業務については、2004年6月から、保健福祉部から女性家族部へと移管された。

2 子育て家庭のための環境づくり

子どもと家庭をめぐる支援政策については、第1次低出産・高齢社会基本計画の中でも、第1位の政策案とされている。出産及び子育てしやすい環境の整備のための推進課題としては、出産・子育てに対する社会責任の強化、家族関係の安定・男女共同参画社会文化の醸成、健全な未来世代の育成、が示されている（表6及び図2）。

具体的な施策としては、子育て家庭の経済的・社会的な負担軽減、高質な育児サービスの拡充等、様々な関連事業が進められている。特に結婚から出産までの期間の社会的支援が主である。0～4歳児の保育・教育費支援対象児童に対する支援比率を、2006年度都市労働者家計の月平均所得の70%から、2009年には130%まで段階的に拡大することとされている。5歳児についても、同様の拡大策が予定されている。さらに、放課後学校プログラムの無償利用券支給対象を、2007年の基礎生活受給者（生活保護受給者のこと）から、2008年には順次上位階層まで拡大する計画¹⁴もある。

子育て関連のすべての施設（保育・幼児教育含む）等費用である育児支援予算は、2002年の2,461億ウォンから、2006年には10,574億ウォンと4倍近く増加し、育児支援予算のGDP比率は、2002年の0.118から2006年の0.396に増加した¹⁵。子育て関係には今までなかった予算投入である。育児支援予算のGDP比率は、毎年増加しているが、OECD国の水準（0.4～0.6）には達していない（図3）。

保育施設については、設置促進及び運営支援拡大施策により、施設の数が増加している。2004年に比

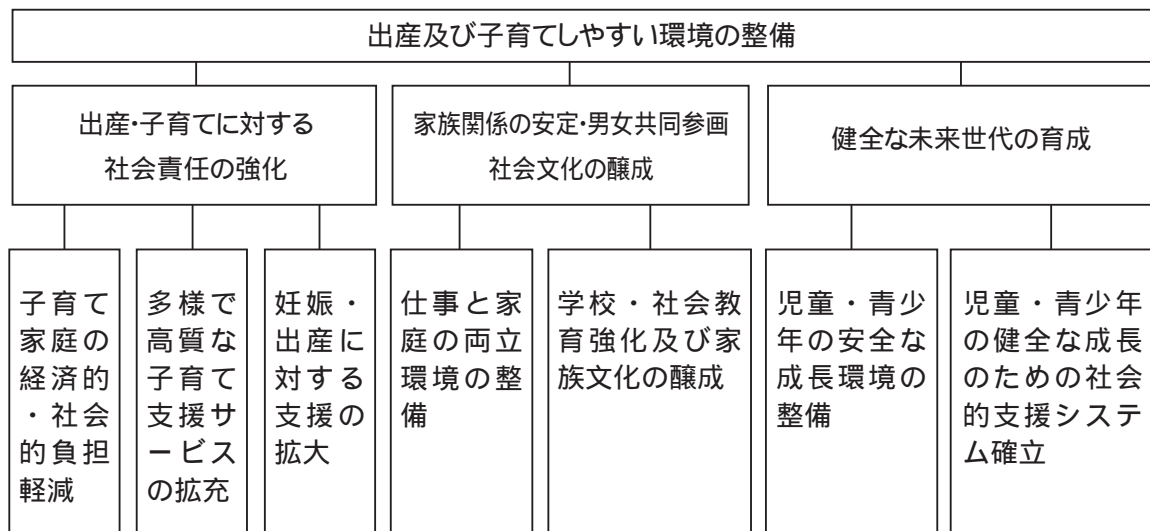
べると 2,330 か所、8.0%の増加がみられた（表 7）。保育所や幼稚園等の施設利用児は続けて増加しており、施設の量的増加にもかかわらず、特に民間施設への依存度が高く、国公立施設の比率は 5.6%、利用児童数は 11.0%にすぎない。さらに、政府からの保育料支援対象児は、2003 年の 210,613 人（保育施設利用児童の 24.5%）から 2006 年は 602,898 人（58.0%）へと、約 3 倍に増加した¹⁶。幼稚園教育費支援対象児も 2004 年より低所得階層の 5 歳から、3、4 歳へと拡大し、保育施設と同じ水準となり、低所得階層に対して教育費支援が行われている¹⁷。

表 6 低出生・高齢社会政策の基本計画の構造

大項目	中項目	小項目数	細部領域数	該当事業数
1. 出産及び子育てしやすい環境の整備	1. 出産・子育てに対する社会責任の強化	3	11	46
	2. 家族関係の安定・男女共同参画社会文化の醸成	2	7	19
	3. 健全な未来世代の育成	2	8	25
2. 高齢社会のQOL向上の基盤構築	1. 安定した老後所得保障体系の構築	3	8	25
	2. 健康で保護の行き届いた老後生活基盤の整備	3	9	33
	3. 安全で活気ある老後生活基盤の整備	3	8	26
3. 低出生・高齢社会の成長力の確保	1. 女性・高齢者等潜在的人材の活用	3	11	31
	2. 労働力資源の競争力及び活用の再考	2	5	15
	3. 高齢社会の金融基盤の整備	3	-	8
	4. 高齢産業を未来の成長動力産業として育成	3	3	11
4. 社会的意識の高揚及び政策効果性の再考	1. 政策的教育・広報	-	1	-
	2. 政策共同体の構築及び社会的合意誘導	-	1	-
	3. 政策効果促進システムの構築	-	3	-

出典：金勝権他（2007）、『低出生・高齢社会政策の成果管理システム構築に関する研究』、保健福祉部・韓国保健社会研究院、p.100。

図 2 「出産及び子育てしやすい環境の整備」体系



出典：表 6 に同じ（p.101）。

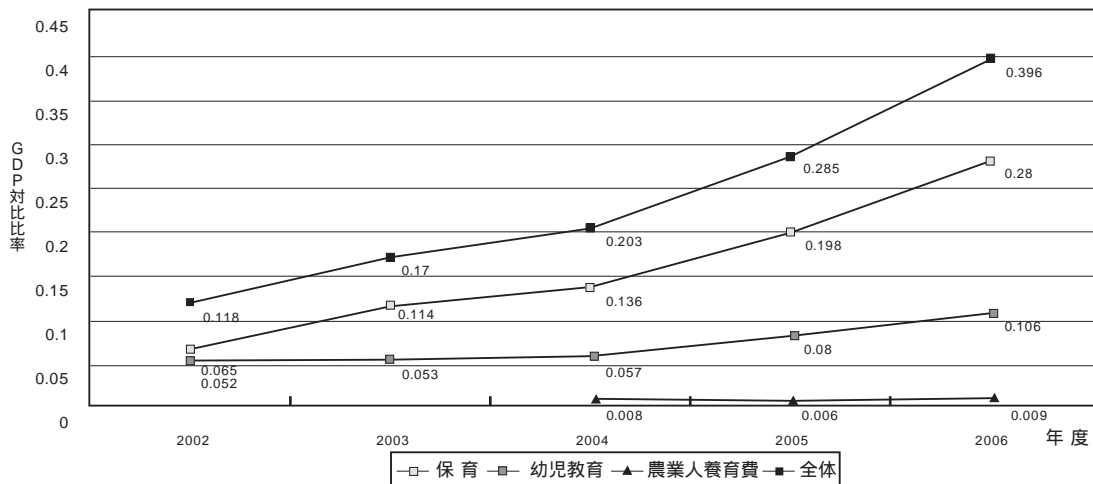
表7 韓国保育施設及び保育児童数

（単位：か所、人）

	計 Total		国・公立施設 Public		民間施設 Private		職場内施設 Workshop areas		家庭保育施設 Home	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
1995	9,085	293,747	1,029	78,831	4,125	170,412	87	2,388	3,844	42,116
1996	12,098	403,001	1,079	85,121	6,037	255,844	117	3,596	4,865	58,440
1997	15,375	520,959	1,158	89,002	8,172	358,245	158	5,245	5,887	68,467
1998	17,605	556,957	1,258	91,260	9,622	400,906	184	5,823	6,541	58,968
1999	18,768	640,915	1,300	99,866	10,558	466,477	207	7,278	6,703	67,294
2000	19,276	686,000	1,295	99,666	11,304	510,567	204	7,807	6,473	67,960
2001	20,097	734,192	1,306	102,118	11,794	546,946	196	7,881	6,801	77,247
2002	22,147	800,991	1,330	103,351	12,679	597,971	199	8,730	7,939	90,939
2003	24,142	858,345	1,329	103,474	13,644	640,545	236	10,391	8,933	103,935
2004	26,903	930,252	1,349	107,335	14,728	691,343	243	11,787	10,583	119,787
2005	28,367	989,390	1,473	111,911	15,243	734,554	263	12,985	11,388	129,940
2006	29,233	1,040,361	1,643	114,657	15,405	761,688	298	14,538	11,887	149,478

出典：女性家族部・保育支援課資料（2006.12）。

図3 育児支援予算のGDP対比比率



注：2006年の0.396の中、保育予算は0.28%、幼児教育は0.106%であり、保育予算の方が多い。OECDは適切な子育て支援サービスを提供するためには、少なくともGDP対比比率1%の予算が必要であると警告している。

出典：ソ・ムンヒ他（2006）、『社会的格差是正のための育児費用の適正分担に関する研究』、韓国育児政策開発センター。

このように、子育て家庭の環境基盤の整備のために、経済的支援や福祉的支援が行われている。しかし、経済的支援はあくまでも低所得層に限定したものが多く¹⁸、一般の子育て家庭に対する児童手当等の支援は未だにない。

韓国で展開されている子育てに関する社会的支援は、乳幼児期に集中している。しかし、子どもの成長につれ子育てに必要なサービスや費用は、乳幼児期以上に必要となると考えられ、子どもの成長期に合わせたより多様なサービス提供支援体制が求められる。

また、社会的養護施策に関する動きはあまりない。子育てには多様な家庭のニーズに対する具体的に対応ができる手厚い支援がより求められる。これからの韓国型子育て支援システムづくりのためには、全体像を見通した施策推進が必要である。

3 経産婦家庭支援サービスのスタート

低出生・高齢社会対策の基本的方向は、社会サービスを通じた基本的な生活保障、女性及び中高年齢層の子育て、家族扶養及び老人介護等の負担軽減、あわせて雇用拡大と経済的活力の昂進、労働力への投資を通じて潜在的経済成長力の高揚、福祉財政の効果性・効率性を見直しを通じて社会制度の効率性強化¹⁹、である。

また、保健福祉分野において社会サービス事業予算の拡大²⁰に対応し、バウチャー方式も導入され、2007年度から、老人ヘルパー事業、障害者活動補助支援事業、経産婦・新生児ドゥミ(ヘルパー)事業(表8)、革新的地域社会サービス事業の4つが対象となった。バウチャー方式とは、政府が直接利用者に利用券を与え、利用者が必要なサービスを選択し、利用するものである。これは、政府が支払いを保証する所得保障の一形態である。韓国が経産婦家庭支援にバウチャー方式を取り入れた理由としては、利用しやすいというメリットを活かすためであるとも考えられる。しかし、ブラックマーケットで利用券が現金化され買い集められる危険もある。公平に利用できるサービス提供の仕組みとしては課題も多いと考えられる。

産後の肥立ちは女性にとって重要であり、女性の一生の健康にもかかわる。しかし、これまで経産婦支援はすべて家庭に委ねる形であり、保健や福祉サービスとして国からの支援は皆無であったため、民間企業が実施する出産直後の母子ケア施設(名称:産後ケア院)が増える状況にある。出産直後のケア、経産婦家庭の支援が無いことと、急激な少子高齢化の進展という双方から、政府は経産婦家庭支援サービスを、低出生・高齢社会政策の中に組み込むことになったと考えられる。

表8 経産婦・新生児ドゥミ（ヘルパー）事業

対象	経産婦家庭の経産婦及び新生児
選定基準	全国月平均家計所得60%以下
サービス内容	経産婦健康管理、新生児ケアサービス
サービス提供機関	市道別2～3か所指定
バウチャー方式	1回バウチャー550千ウォン（双子の場合、2回利用券支給）
利用者負担金	-

注：経産婦・新生児ドゥミ事業については、2008年度からさらに電子バウチャー方式がスタート。

出典：パク・セキョン（2007）、「参与政府の社会サービス政策の成果と課題」、『保健福祉フォーラム』Vol.133、韓国保健社会研究院、p.37。

4 低出生・高齢社会政策の成果管理指標の導入

2005年5月、前述のように、国民のQOLを高め、国家の持続的な発展のために、「低出生・高齢社会基本法」が制定された。この法律では、低出生・高齢社会の中長期的な政策目標及び方向を設定するとともに、これを推進するため年度別実施計画を策定し実施することとしている。その中には、政策の評価も義務規定として設定されている。さらに、実施計画に基づき推進実績を評価し、その結果を政策に反映するよう求めている。それは、政策評価をフィードバックし、中央政府と地方自治体が連携、調整を取り、政策の効果を拡大化する必要があるためである。そのため、韓国は具体的な評価基準及び指標開発を行った（表9）。

政策や事業の成果管理を実施する先進国は多くある。しかし、低出生・高齢社会政策に焦点を当てた成果管理システムを構築している国は世界中まだない。もちろん、日本を含めほとんどの国において、特別な低出生・高齢社会政策は存在しない。一般の社会政策・福祉政策によって低出生・高齢社会に対応しているからである。韓国では、日本と異なり、計画の策定レベルにとどまらず、低出生・高齢社会政策の基本計画の構造に沿った形の成果管理指標を開発した。他の国では今までなかった試みである。すべての指標が尺度化され評価されるこの指標は、次年度に反映していくことになる。これがソウル中央地域と地方自治体の成果管理や連携に活用できることが期待される。

表9 出産及び子育てしやすい環境の整備に関する成果管理指標

1. 代表成果指標

評価指標	尺度
合計特殊出生率	当該年度の合計特殊出生率
	1.12人以上達成
	1.11人以上～1.12人未満達成
	1.09人以上～1.11人未満達成
	1.08人以上～1.09人未満達成
	1.08人未満達成

2. 中範囲領域の成果指標

評価指標	尺度	
育児サービス受給率	[(保育施設利用児童数 + 幼稚園利用児童数) ÷ 全乳幼児数] × 100	
	51.6%以上達成	
	50.5%以上～51.6%未満達成	
	49.4%以上～50.5%未満達成	
	48.3%以上～49.4%未満達成	
主出産年齢女性の雇用率	(当該年度「主出産年齢男性雇用率」 - 当該年度「主出産年齢女性雇用率」)	
	男性との雇用率格差23.3%p以下	
	男性との雇用率格差23.3%p超過～23.9%p未満	
	男性との雇用率格差23.9%p以上～24.5%p未満	
	男性との雇用率格差24.5%p以上～25.1%p以下	
児童・青少年10万人当たり要保護児童・青少年の数、児童・青少年10万人当たり危険環境経験数	(児童・青少年10万人当要保護児童・青少年数尺度値 + 児童・青少年10万人当危険環境経験数尺度値) ÷ 2	
	児童・青少年10万人当要保護児童・青少年数	児童・青少年10万人当危険環境経験数
	(要保護児童・青少年数 ÷ 全体18歳未満児童・青少年数) × 100,000	{ (児童安全事故死亡者数 + 学校暴力発生件数) ÷ 全体児童・青少年数 } × 100,000
	74.1人以下達成	57.5人以下達成
	74.1人超過～74.6人以下達成	57.5人超過～58.0人以下達成
74.6人超過～75.6人以下達成	58.0人超過～59.0人以下達成	
75.6人超過～76.1人以下達成	59.0人超過～59.5人以下達成	
76.1人超過達成	59.5人超過達成	

注：低出生・高齢社会政策の成果管理指標の一部のみ記載。

「主出産年齢」とは「25～34歳」の間のをいう。

「危険環境」とは、墜落事故、放射線事故、毒性物質依存、交通事故などによる死亡、及び、学校暴力などにさらされているものをいう。

出典：表6に同じ(p.477)。

5. 今後の韓国型子どもと家庭をめぐる支援システムに向けて

子どもと家庭をめぐる支援策は、家族政策や福祉政策という名の下であるか否かにかかわらず、多くの国で独自に取り組まれているが、国によって「子どものウェルビーイングの向上」、「家族の安定」、「質の高い労働力」、「出生率の向上」といっているものの意味や中身が異なる²¹との指摘もある。韓国の場合、少子高齢化対策の枠組みの中で展開されている子ども家庭支援策は、大きく経済的及び福祉的アプローチの2方向で進められている。少子高齢化の問題が子ども家庭支援のひとつのきっかけになったことから、これからの韓国型子どもと家庭をめぐる支援システム構築の確立に向けて、あらためて、統合性、即応性、全体性に配慮した政策が求められる。

1 地域性を活かした子ども家庭支援策の確立

日本も韓国も、都市部の人口密度は高い国であり、韓国が世界3位、日本は5位の人口密度である。しかし、国土の面積から考えても、韓国は日本より密度がはるかに高い。首都のソウル・ソウル周辺に5割程度が集中していて、そのため、韓国の出生児数は、ソウル、京畿道及び首都圏の動向に左右される。

人口構造的な特徴として、首都圏人口集中型である韓国においては、特にソウル市とその近接地域集中型であるという現状を視野に入れた子育て支援策が必要であるにもかかわらず、まだそのような動きはみあたらない。地域性を活かした子育て支援から福祉政策まで、幅広い視野も必要である。子どもと家庭支援を考える際、韓国の独特な少子化、都市化・首都圏集中化というものに焦点を当てたサービスや政策の展開が求められる。

2 社会保障・福祉制度における子ども家庭支援策の財源及び安定性の確保

日本では、少子高齢化によって、社会保障の負担増への懸念が高いが、これは韓国も同様である。高齢化の進行にともなう高齢者関係施策の費用増加と、子育て・子育て支援に関する費用増加は、子どもの数が減る深刻な少子化現象を勘案すると、両国いずれにおいても、子ども領域の膨大な増額は考えられない。

日本が直面している若い世代の負担の軽減と高齢者関係給付の増加の抑制、子育て支援策の強化という課題を、社会保障・福祉制度の喫緊の課題としてとらえ、給付構造の見直しを通し現役世代の負担水準を軽減させることができるなら、拡大される少子化対策にも社会保障・福祉制度として意義がある²²と筆者はみている。これは、韓国においても考慮すべき点である。

これまでの韓国の子ども家庭福祉施策は低所得層に対する支援が主なものであったため、一般子育て家庭を対象にした支援策の基盤は弱い。これからはすべての子育て家庭支援のため、その基盤づくりが必要である。

3 統合性・整合性・持続性を保つ子ども家庭支援策の体制整備

少子高齢化を経験している国は多いが、少子高齢化に対する政策の評価指標がある国は、今のところ韓国のみである。この評価指標を効果的に活用しつつ、課題に応じて、修正・補完する必要もある。政策の推進実績の評価を、次の政策に反映させようとすることは、少子化・高齢化に対応する韓国の積極的な姿勢である。これを通じて、子どもと家庭をめぐる支援の統合性、整合性、持続性が保たれたシステムの構築が必要である。

注

- *1 韓国現代経済研究院（2006）、『日韓ビジョン2030比較』。
この報告書は、盧武鉉政府の報告書『ビジョン2030：共にする希望韓国』（2006）と『日本21世紀ビジョン2030：新しい躍動の時代』（2005）と比較したもので、今後の長期ビジョン推進の際に考慮すべき点を示している。
- *2 グォン・テファン（1995）、「第2章 都市化現状」、グォン・テファン他『韓国の人口と家族』、イルシンサ、p.133。
- *3 首都圏は、その国の政治・経済・社会・文化の中心地になることが一般的である。韓国の首都圏の場合は、ソウル特別市と仁川・水原・城南・安養・富川・光明等の衛星都市と、ソウルを中心に半径70Km以内の京畿道19か郡を含む圏域になる。
- *4 日本では出生力あるいは出生率と呼ばれる場合が一般的であるが、韓国では出産力や出産率と表現する場合が一般的であり、本稿では原則として、韓国の法律上の用語以外は、出生・出生率という言葉に統一する。
- *5 IMF経済通貨危機は、1997年7月にタイ貨幣の暴落を機に起こったアジア経済金融危機のことである。東南アジアではタイとインドネシア、東アジアでは韓国がもっとも大きな打撃を受けることになった。
- *6 イ・サンシク（2007）、「Fertility Trends 2006 and Policy Implications」、『Health and Welfare Policy Forum』Vol.134、Korea Institute for Health and Social Affairs、p.76。
- *7 韓国保健社会研究院（2003）、『2003年全国出産力及び家族保健福祉実態調査』を再分析。
- *8 韓国統計庁（2007.3.27）、『2006年婚姻統計結果』、資料。
- *9 パク・ソンシュック（2005.4）、『Global Standardからみた韓国の出産福祉と出産危機』、韓国社会福祉春季学術大会、p.425。
- *10 韓国労働研究所（2006.8）、『労働者の低出産原因究明と女性にやさしい労働市場政策に関する研究』、pp.1 - 4。
- *11 パク・ソンシュック（2005.4）、前掲書、p.432。
- *12 保健福祉部低出産高齢社会委員会関連資料（2006）、『低出生・高齢化推移及び関連政策方向変化』。

*13 20年前には2人でも多いと言う家族計画事業であったが、少子化が問題になった今は「ぜひ一人でも」というスローガンになっている。

*14 シン・ユンジョン(2007.11)、「参与政府の低出生・高齢化政策の成果と課題」、『保健福祉フォーラム』Vol.133、韓国保健社会研究院、p.45。

*15 ソ・ムンヒ他(2006)、『社会的格差是正のための育児費用の適正分担に関する研究』。

*16 女性家族部(2006)、『保育統計』資料参考。

*17 シン・ユンジョン(2007.11)、前掲書、p.51。

*18 羅秉任(2006.10)、『韓国における家族政策の方向と課題』、日本社会福祉学会国際シンポジウム。

*19 ピョン・ゼジン(2007)、「社会サービスの活性化のための政策方向」、『保健福祉フォーラム』Vol.125、韓国保健社会研究院、pp.2 - 4。

*20 保健福祉分野の社会サービス事業予算は、2006年に1,135億ウォン、2007年には3倍程度増加した3,350億ウォンとなっている。

*21 所道彦(1999)、「家族政策の国際比較」、『海外社会保障研究』No.127、国立社会保障・人口問題研究所、pp.49 - 58。

*22 崔珍姫(2005.7)、「The trend of child-rearing policy in aged society with fewer children in Japan」、『Health and Welfare Policy Forum』Vol.134、Korea Institute for Health and Social Affairs。

視察報告

韓国における産後のケア事情について

（出産直後の母子ケア施設の役割と今後の展望）

～サイムダン産後ケア院～

視察日時	平成19年12月14日（金） 午前10時～午後4時まで
視察先	<p>視察場所： サイムダン産後ケア院カンジン店 サイムダン産後ケア院カンブツ店 サイムダン産後ケア院事業本部</p> <p>住所： Hongji BD 4 F, 73 - 5, GuiDong, KwangjinGu, Seoul 74 - 46 4 F, SangbongDong, JungrangGu, Seoul 3 - 2, GarakuDong, SongfaGu, Seoul</p> <p>最寄駅： 地下鉄5号線 アチャサン駅 地下鉄中央線 マンウ駅 地下鉄5号線 オグム駅</p> <p>対応者： および リ ヨンスク氏 キム ケイファ社長・ヒョン サンチョル 専務</p>
視察者	<p>窪田 陽介（八尾市保健福祉部子育て支援課） 扇田 朋子（河内長野市立千代田台保育所） 藪内新一郎（茨木市健康福祉部こども室子育て支援課） 山縣 文治（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授） 崔 珍姫（大阪市立大学大学院）</p>

【視察目的】

現在、韓国で10年以上の実績があり、出産した母親が一定期間入所し、トータルな産後ケアを受ける専門施設である産後調理院（サヌチョリウォン）：（「調理」とは日本語では「養生」を意味し、産後調理院を「産後養生院」「産後ケア院」と訳している）を視察し、韓国における産後ケアのあり方や日本での展開の可能性を探る。

【視察内容及び質問事項】

<視察内容>

- ・産後ケア院の設立背景と利用状況について
- ・産後ケア院の韓国内での浸透度と他国への展開について
- ・産後ケア院の現状と課題及び今後の展望について

<質問事項>

- ・産後ケア院が韓国内で浸透していった理由は何か？
- ・産後ケア院の魅力や利用料はどのようなものか？
- ・利用者の属性はどのようなものか？
- ・産後ケア院での具体的なケアサービスはどのようなものか？

- ・職員の属性及び施設内容は？
- ・運営する上での問題点や課題は何か？等

【視察結果】

1. 視察場所（サイムダン産後ケア院カンジン店 サイムダン産後ケア院カンブツ店）

産後ケア院が韓国内で浸透していった理由

韓国においては、産褥期（^{さんじょく}出産後、母体が回復するまでの期間）を母体にとってとても重要な期間として位置づけており、徹底的な肥立ちケアが必要であると考えられている。従来、日本でも同じように産後は実母や義母に母子の世話をしてもらっていたが、ケア内容（母体に、より栄養バランスのとれた食事を提供する、マッサージをする、産後の肥立ちに良いとされるわかめスープを毎日欠かさず飲む等）の負担が多く、世話人が疲弊してしまうということ、また、祖父母世代も働いていて十分な肥立ち支援ができないこと、義母への気遣い等の煩わしさにより支援要求ができないことなどの理由により、このようなサービスが誕生した。1996年に開始して以来、予想以上にニーズが高く、瞬く間に韓国全土に広がっていった。

産後ケア院の魅力

産後の健康管理を徹底的に行い、母子ともに健やかな肥立ち支援を行うことで、母体の完全復帰に役立つこと、また、万全な体調で退所後の育児を行うことができること、さらに利用者の多くが母親同士の交流を目的としており、出産後、自宅での孤独で不安な育児よりも、同世代の仲間と出産、育児という経験を共有することで励まされ、癒されるという育児への不安感を取り除くことができること、が挙げられる。

利用料

100万ウォン（10万円）～300万ウォン（30万円）くらいまでと様々である。利用施設やサービス内容によって異なる。カンジン店においては、平均2週間の利用で、230万ウォン程度が主流である。第2子以降の利用となれば、10%の割引がある。韓国での平均月収は200万ウォン～300万ウォンなので、ほぼ一月分の月収が利用料となる。祖父母からの経済的援助により施設利用している人も多い。

利用者の属性

共働き家庭が多い。特に女性の職業は、教師や薬剤師等専門職で働く女性が多い。専門職の女性は、職場復帰も早いことから、完全復帰するためにこのような施設を多く利用している。また、韓国は全人口（約5,000万人）の4分の1がソウルに住んでおり、ソウルを含む首都圏でみると、全人口の約半数が首都圏に住んでいる。地方に実家を持つ女性も、利便性等を考慮して実家ではなく、産後ケア院で肥立ち支援を受けることが多い。

産後ケア院での具体的なケアサービス

身体へのサービスとしては、皮膚マッサージ、全身マッサージ、ヨガ、軽運動、サウナ、座浴器と呼ばれる下半身に蒸気を当てて温めるものや全身美容カプセル、エステ等、子育て

てサービスとしては、0歳児教育、栄養指導、保健指導、母親サークルづくり等である。退所後も電話等でアフターサービスをしている。

職員の属性及び施設内容

看護師・准看護師・調理師・掃除員で構成されている。カンジン店は16名配置、カンブツ店は20名配置。施設内容は、利用者各個人に個室が割り当てられており、トイレ・浴室・ベッド・TV・エアコン・パソコン・酸素吸入器が標準装備されている。カンジン店では12部屋、カンブツ店では20部屋ある。床はすべて床暖房。食事は食事ルームで集合形式をとっている。自分の部屋で食べることも可能。新生児は新生児室があり、授乳以外は新生児室で預かる。あくまでも、母親の肥立ち支援であるため、自分の子どもを自分の部屋で世話するということはない。面会については、父親のみ可能にしている施設や、父親を含め祖父母まで可能にしている施設等様々である。カンジン店では祖父母まで可能。カンブツ店では父親のみ可能にしている。新生児の兄弟姉妹については、病原感染を防ぐため面会は認められていない。

運営する上での問題点や課題

専門職を雇うため、人件費が高い。設備維持や家賃及び人件費という経常経費が高いため、薄利である。利用料を上げる事も考えられるが、今のところはギリギリのラインで運営している。

2. 視察場所（サイムダン産後ケア院事業本部）

サイムダン産後ケア院の設立背景

1996年11月に設立。今年で12年目となる。設立背景として、当初民間保育所を設立・運営していたが、入所している子どもの保護者が第2子を出産し、産褥期に十分な母体ケアがなかったため、母親が死亡してしまったこと、また、産褥期における母親の実母が、娘への肥立ちケアが負担となり、厳しい家事労働により病気になってしまったこと、以上2ケースにより、専門的な産後ケアをするサービスの必要性を実感したことが背景となり、産後ケア院を設立した。

行政からの支援

行政からの支援はない。また、求めるつもりもない。理由は、支援されることにより、提供しているサービス領域に制限がかかる恐れがあるからである。あくまでも、私契約としてのサービスであるため、行政支援（介入）により、これまで培ってきたノウハウを変更することができず、目的としている産後ケアが達成できなくなる。

事業所数の妥当性と今後の事業展開

韓国内で約300施設というのは妥当な数で、均衡が保たれている。サイムダン社としても、今後の新規開所は2か所のみで、それ以降拡充することは考えていない。韓国内では、ある程度産後ケア院としての定着が図れたので、今後は、産後ホームヘルパー派遣事業に力を入れていく予定である。

職員に対する研修

院内研修を毎年数回実施している。また院長研修も実施し、各院でのサービスのばらつきを極力少なくし、資質及びサービス向上のために今後も継続して実施していく。

利用者と産後ケア院とのトラブル

院内の壁に掛けている絵画が落ちてきて利用者が軽傷を負った事があったので、それ以降は、院内すべての設備について保険に加入している。疾病の院内感染を防ぐための保険にも加入している。特に大きなトラブルは今まで起きていない。

他国での展開ビジョン

現在、中国において同様のサービスを展開している。国民性が似ているためか、スムーズに展開できている。カナダ・アメリカからは打診があり、今後展開していく予定である。日本においても、2005年に(株)東急不動産より打診があり、詳細協議に入る予定。ただし、同様のサービスを日本において展開できるかは、法律的・医療的に難しい面がある。また、産褥期に関する考え方の違いにより、日本での展開がうまく馴染んでいくかどうかはわからない。日本の実情を考慮した、戦略的な展開が必要かと思われる。東急側のビジョンとしては、ホテルのワンフロアを産後ケア施設として利用したいと考えている。

産後ケア院の展望

各国において展開していくには、文化的・制度的に難しい面がある。ゆえに、外国人を韓国に招聘して、産後ケアを提供することを考えている。経費的に利用料のほかに交通費がかかり、なおかつ外国であるため、一般人は利用しがたいと思うが、特別な家庭（両親ともに忙しく特殊な職業についている。例えば芸能人等）には需要があると考えている。

また、施設内でのケアだけでなく、ヘルパー派遣事業を拡充していく。特に、施設利用者から退所後にヘルパーの派遣依頼があった場合、施設内での母子管理情報をもとに、スムーズにヘルパーを派遣できる。産後ヘルパーは、国においても行政サービスとして実施されているが、サービス対象者が低所得者層等の生活困窮者に限定されているため、一般家庭の利用ができない。今後、ヘルパー派遣の需要はもっと拡大していくのではないかと考えている。

【所 感】

産後ケア院という施設が韓国全土で展開され、一般に普及しつつあるのは、産後の肥立ちを重んじるという歴史的背景が大きな要因であることがわかり納得できた。また、日本同様に女性の社会進出に伴い、その社会復帰が急がれているのも要因であるということで、日本での展開の可能性を秘めているサービスであることも認識できた。

本来であれば、施設内見学はできないということであったが、今回特別に見学することができた。印象で言えば、ホテルに看護機能が加わったもの、産婦人科に付設された母子看護専門施設のようなもの、という感じである。院内ではヒーリング効果のあるBGMが流れ、心地よいアロマの香りが漂っていた。時折赤ちゃんの泣き声が聞こえ、6か月の子をもつ私にとって、親近感と当事者意識を抱かせる施設であった。ちょうど母親が集って会話している場面を

目にしたが、母親の表情はみんな穏やかであった。母親同士がコミュニケーションを図ることにより、精神的なケアにもなっているのだと実感した。

産後の肥立ちについて、日本では自然分娩で1週間弱、帝王切開では約10日間～2週間前後産婦人科で入院し、退院後は実母のいる実家に戻るか、自宅に戻るかがほとんどである。肥立ちといっても、特別なケアを行っているわけではなく、通常より「安静にしている」という程度である。肥立ちに対する日本と韓国との考え方やケアの違いを確認することができ、有益な施設ヒアリング及び見学であった。

さらに、サイムダン社の経営者に直接ヒアリングさせていただくことができ、韓国における産後ケア院の役割や今後の展望について、詳しく調査することができた。

ヒアリングによれば、産後ケア院は韓国内で概ね飽和状態となっており、拡充より維持継続していくことに重点が注がれているようである。拡充するサービスとしては産後ヘルパー派遣事業ということであるが、費用的に考えても、産後ヘルパーのほうが格安であるし、自宅や実家という、慣れ親しんだ場所で支援を受ける方が気を使わず楽であるという産婦も多いので、産後ケア院よりも高需要なのであろう。産後ケア院のように、最高の設備を備えてのケアというのは無理であっても、肥立ちに必要なある程度の支援については、ヘルパー派遣で賄えるように思う。しかし、産後ケア院施設利用者が絶えないということは、施設自体に魅力があり、ヘルパーでは対応できない部分のケアが施されることが、利用者にとっては魅力の一つになっていると思われる。結果として、施設ケアとヘルパー派遣に対する各々の需要と供給が一致することが一番の理想であって、サイムダン社においては、ヘルパー派遣事業を拡充することが、理想の実現なのであろう。茨木市においては、現在、産前産後ヘルパー派遣事業を実施しているが、支援内容は育児支援及び家事支援である。

また、海外での産後ケア院の展開について、日本においては今後、(株)東急不動産と協議していくということであるが、私見で考察すると、医療施設に付属または隣接して産後ケア院を開設すれば、需要は見込まれるのではないかと思われる。産婦にとって、担当産婦人科医が近くにいるほうが安堵感があり、新生児の対応についても、小児科医が近くにいるほうが施設側にとっても有益ではなからうか。さらに、看護師の人件費は高く、職場を病院に求める看護師が多いことを考えると、病院付属型の産後ケア院のほうが、職員確保という面においても展開しやすいように思う。

行政の支援ということを考えると、民間活力を阻害しないためにサービス内容に対する支援ではなく、施設の費用負担を軽減するために、税の減免等優遇措置の奨励的支援でとどまる程度でよいのではなからうか。

太宰内の階が産後ケア院 カンジン店



カンジン店の外観



産後ケア院 カンプ店



産後ケア院 カンプ店



サイムダン社 産後ケア院 本部事務所



中央がキム社長 左奥がヒョン専務



サイムダン社 社長室



韓国における少子化対策について

～ 韓国保健社会研究院 ～

視 察 日 時	平成 19 年 12 月 15 日（土） 午前 10 時～午前 11 時 45 分まで
観 察 先	視察場所：韓国保健社会研究院 所在地：韓国ソウル特別市恩平区仏光洞山 42-14 最寄駅：ソウルメトロ 3 号線 仏光駅 ソウル特別市都市鉄道公社 6 号線 仏光駅 対応者：韓国保健社会研究院 社会政策研究本部長 金勝権氏
視 察 者	窪田 陽介（八尾市保健福祉部子育て支援課） 扇田 朋子（河内長野市立千代田台保育所） 藪内 新一郎（茨木市健康福祉部こども室子育て支援課） 山縣 文治（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授） 崔 珍姫（大阪市立大学大学院）

【視察目的】

韓国においては急速に少子高齢化が進んでおり、平成17年の合計特殊出生率¹は国家としては世界で最も低い水準の1.08となった。この状況を打開すべく韓国政府が打ち出した「低出産・高齢社会基本計画²」や少子高齢化対策に対して行っている成果管理システムなどについて、韓国保健社会研究院において聞き取り調査を行い、韓国における少子化対策について考察を行うことを目的とした。

【視察内容及び質問事項】

< 質問内容 >

- ・韓国における少子化対策について
- ・韓国における低出産・高齢社会政策の成果管理・評価方法について
- ・韓国における産後ケア院の普及について

【視察結果】

1. 韓国における少子化対策の現状

韓国においては、韓国保健社会研究院（以下、「研究院」という）によって国の少子化対策（韓国においては少子化を「低出産」と表現する）に対する評価が行われている。韓国においては、国・地方自治体は少子化対策に関する基本計画を策定しなければならず（低出産・高齢社会基本法第



¹ 出産が可能とされる15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して得られる、一人の女性が生涯に産む子どもの数の推計値を表す指標。

² 韓国政府は平成18年8月に「第一次低出産・高齢社会基本計画」である「ゼロマジプラン2010」を打ち出した。少子高齢化対策に5年間で計32兆ウォンが投入される計画となっている。

21 条第 1 項) 研究院はこの基本計画の執行状況について評価を行っている。

韓国における少子化に関する政策は大変複雑となっており、少子化対策とは別に児童政策と保育政策が行われている(少子化・児童政策は保健福祉部、保育政策は女性家族部が担当)。これまで韓国でとられてきた児童政策は、大別すると次の 3 つである。すなわち、子ども保護育成総合計画、貧困児童青少年総合計画、児童安全総合対策である。平成 19 年 12 月に大統領が変わったため、平成 20 年からは新しい児童政策国家 5 ヶ年計画が進められることとなる。

盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権の行った上記 3 つの児童政策に対する研究院の評価は、平成 19 年末に完了した。この評価結果については、國務総理が委員長を務め、関連省庁の関係者 10 人が参加している児童政策調整委員会に報告が行われた。報告内容には次期政権がとるべき政策に関する提言も含まれている。次期児童政策 5 ヶ年計画では、これまで 3 つに分かれていた児童政策を一つに統一して再編することが予定されている。

以前、韓国には児童政策担当部署が保健福祉部(厚生労働省に相当: 図 1)の中に一つしかなかったが、現在では人口児童政策官の中に児童福祉チーム・児童権利チームが設置されている。低出産・高齢社会政策は大統領が委員長を務める低出産・高齢社会委員会において決定されており、事務局は研究院となっている。研究院では、関係省庁と調整・連携をとって少子化対策の推進に努めている。

また、韓国の保育政策に関する予算については、この 4 年間で約 2,500 億ウォンから約 1 兆 1 千億ウォンにまで増加し約 4 倍となった³。さらに、2 年前には保育所に対する評価認証制度⁴がはじまった。これはオーストラリアの評価認証制度が取り入れられたもので、3 年を単位として保育施設の評価を行うものである。

2. 少子化対策について

日本が仮にフランスの少子化対策⁵を導入するとしても、自国の国家財政の状況をよく把握して導入しなければならない。確かに、手当は子育てに係る経済的負担を軽減することが出来るため、一定の効果を見込むことはできる。しかし、どんな政策であっても費用対効果という視点から考えなければならない。他の政策に同額の投資を行った場合により高い効果が期待できないかということを考えなければならない。

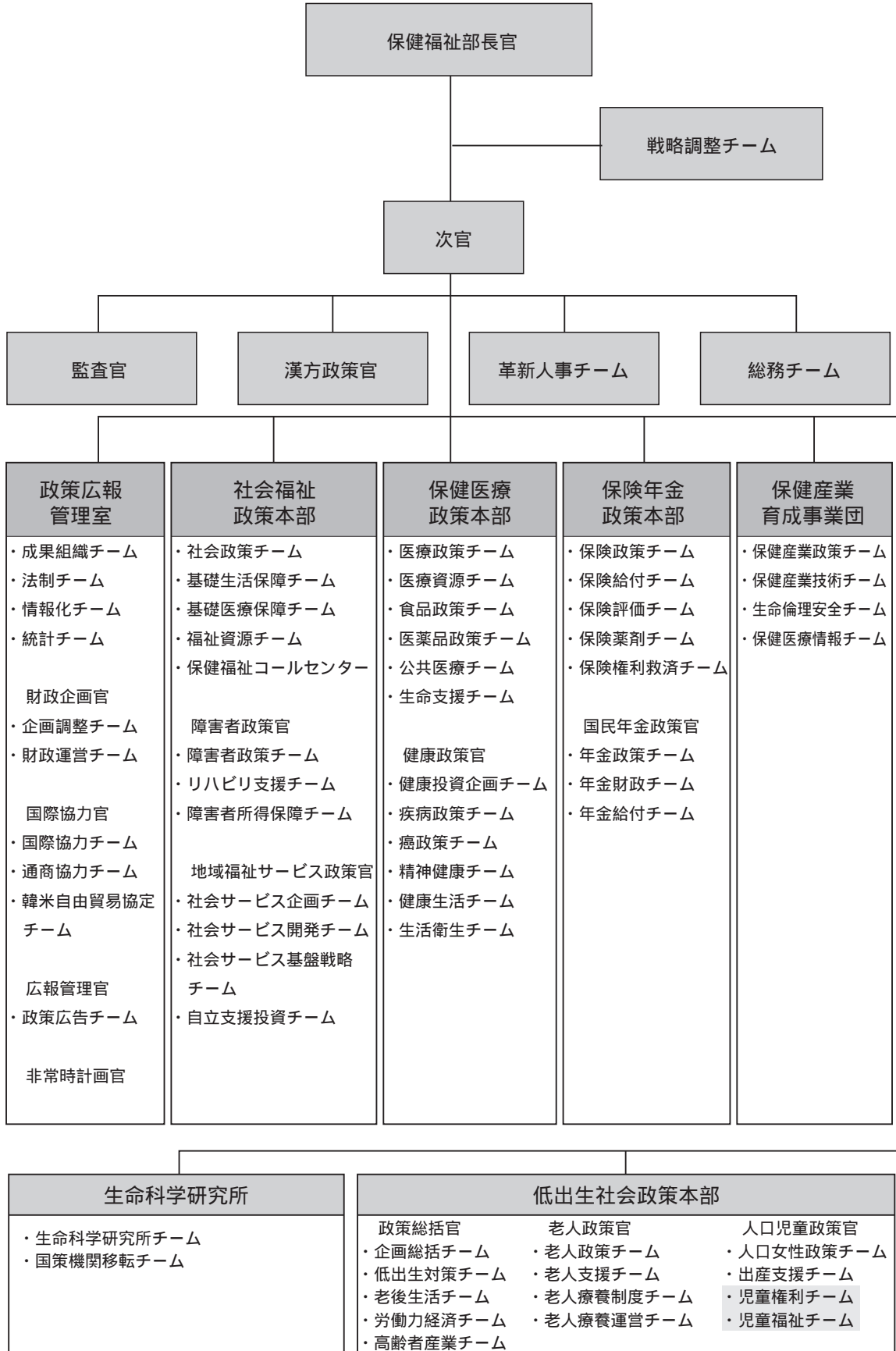
現在、韓国では一般家庭を対象とした児童手当制度はないが、次期国家 5 ヶ年計画においては児童手当制度の導入を検討することとなる。韓国において児童手当導入が進まなかった理由としては保育関係者からの反発があげられる。なぜ反発があったのかということ、児童手当を保護者が受け取った場合、いままで保育所に子どもを預けていた保護者も家庭保育をするなどして保育所に預けなくなるかもしれないということ、児童手当関連の予算に保育関連の予算が奪われてしまうのではないかということがその理由である。

³ 105頁参照。

⁴ 韓国政府は、乳幼児に専門的保護と高い水準の保育サービスを提供するため、平成15年に評価認証制度を導入した。この制度は、国の定める基準に基づき自ら運営全般について点検し、改善を行っている保育施設に対して、政府が保育施設環境や保育プログラム、運営全般などについて評価を行い認証を与える制度である。

⁵ フランスでは、女性の労働と育児の両立を可能とする「保育ママ制度」、子どもが多いほど課税額が低くなる「N分N乗税制」、児童手当支給年齢の引き上げ(20歳まで)、各公共交通機関や美術館などにおける多子世帯に対する割引システム、などの少子化対策がとられている。

図1 【韓国保健福祉部の組織図】



ヨーロッパにおいては、男女平等の考えが浸透して女性の経済的地位が向上すると、それに伴って出生率が上昇するという傾向が見られた。ヨーロッパではもともと仕事と家庭を両立させやすい環境があったため、出生率が上昇したと考えられる。しかし、日本と韓国においては、ヨーロッパに比べると非常に短期間で経済発展を遂げたため、社会制度や文化は未熟である。このため、両国においては仮に男女平等及び女性の経済的地位の向上があったとしても、ヨーロッパとは違い逆に出生率が下がると考えられる。

例えば、韓国においては1997年のアジア通貨危機⁶以降、離婚率が急激に上昇した(図2)。それ以降、急激に女性の権利意識が高まり女性運動が活発化したからである。通貨危機以降には様々な職場で男性が辞めさせられてパート女性に置き換えられた(図3)。このことによって女性はパート労働により賃金を得ることとなったが、男女平等の意識があまり浸透していない韓国においては女性が家庭に戻りにくく、女性運動の活発化も相まって離婚率が急激に上昇したものと考えられる。このため、韓国においてはヨーロッパとは違い、男女平等及び女性の経済的地位が向上した結果、出生率が逆に下がることとなったのである。

図2 韓国の離婚件数の推移

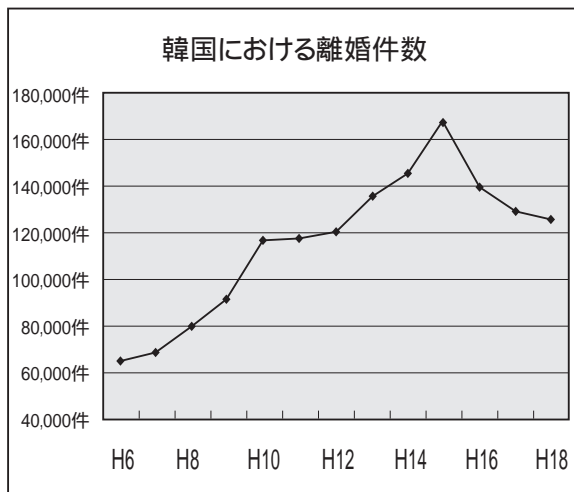
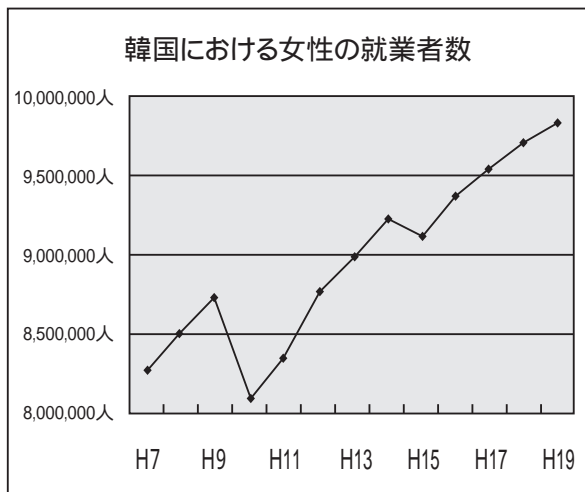


図3 韓国における女性就業者数の推移



出典：韓国統計庁(2008)

⁶ 1997年の夏にタイ(バーツ)を中心にはじまったアジア各国の通貨減価に伴う経済危機。韓国政府は、同年12月にIMFに支援を要請し、IMF等から総額580億ドルの国際金融支援を受けることとなった。

3．保育施設に対する補助及び公民比率について

韓国における保育所には国立・公立（市町村立）・民間立（職場内を含む）があるが、国立はほとんど存在しない。このため、以下、国公立保育所と民間保育所という区別をすることとする。

民間保育所に対して行政は基本的に補助を行っていない。新設するのも施設の責任で行っている。ただし、認可を受けて運営を行う場合には、一部の教材に対する補助や障害児保育に関する人件費補助が行われている。ただし、民間に対するハード面への補助は行われていない。また、民間保育所に対する障害児保育以外の一般的な人件費補助も行われていない。市町村においては低所得家庭に対する補助を行っているが、金額は市町村ごとに異なる。低所得家庭に対しては、国公立・民間に関わらず補助が行われている。公立の建物については、市町村が提供（負担）している。

また、国公立保育所と民間保育所の利用者数・施設数の比率については、施設数を基準にすると民間保育所が95%、児童数を基準にすると民間保育所が90%となっている⁷。政府は次期5ヵ年計画においては国公立保育所を増加させたいと考えているが、国公立保育所を作る場合には、国・県・市町村がそれぞれ費用を負担して作ることでなっているため、地方自治体の判断によって国公立保育所が設立されないということもある。

4．利用者から見た公民保育所の違いについて

国公立保育所と民間保育所を比較すると、利用者は国公立保育所を好む傾向が強いといえる。国公立保育所は保護者から受け取った保育料を全て保育に使うことができるからである。民間保育所は保育料で人件費などの全ての支出を賄わなければならないため、国公立保育所より保育の質が低いと受け止められているのである。

保育料は国の定める保育単価に定められており、この規定以上に利用者から保育料を受け取ることにはできない。このため、同じ収入の中で人件費まで支出しなければならない民間保育所と、そうではない国公立保育所とを比べると、どうしても民間保育所の方が保育の質が低いと受け止められてしまうのである。ソウル市内の一部の施設には、保育単価を守らずに3倍の保育料を徴収している民間保育所もあるほど保育の質が非常に重視されており、妊娠したらずぐに申込をしなければならないほど人気がある施設もある。

5．少子化対策に対する評価方法について

少子化対策に対する評価については、細かい事業は担当部局で評価を行い、研究院はまとまった単位の評価を行っている。例えば、『低出産・高齢社会政策の成果管理システム構築に関する研究』に示す90の事業⁸については、各部局で評価が行われている。まとまった単位の評価（大項目等）については、研究院によって行われている。

評価は前記研究に示す成果管理指標⁹に基づいて行われている。部署によって異なるが、この成果の中には目標値が含まれている場合もあり、また予算的なものが含まれている場合もあ

⁷ 107頁参照。

⁸ 106頁の大項目「1．出産及び子育てしやすい環境の整備」に該当する全ての事業（46+19+25=90）を指している。

⁹ 109頁参照。

る。しかし、いずれにしても事業を行う部署が決める部分が大きく、自己に都合のいい目標値を設定したり予算を組んだりすることも考えられるため、研究院では目標値や予算というものは評価の指標として妥当だと考えているわけではない。

低出産・高齢社会政策に関する上位レベルの成果指標は、出生率に関するものである。90の事業に対してどれだけ予算を投入しても、出生率が上昇していなければ低出産・高齢社会政策全体を評価しない。この指標の下に中範囲領域の成果指標がある。

6．産後ケア院について

産後ケア院は必要な施設であるといえる。しかし、3年前まで産後ケア院を管理する部署がなかったため、新生児の死亡事故が多発していた。このため、保健福祉部は3年前から積極的に管理に乗り出し、助産師や看護師などの有資格者の配置規定、栄養面や各種ケアの面に関する基準を定めた。

韓国社会においては、産後の肥立ちを非常に重視する風潮がある。しかし、産後ケアが文化に深く根付いてはいるものの、現在の家族構成（核家族化）では産後ケアを十分に行える環境にはない。従来、韓国では実家の母親に家事を含めた全てのケアをしてもらっていたが、現在の状況では新生児と出産後すぐの娘を実家の母親が全てケアするということが非常に困難な状況となっている。このため、産後ケア院がこれほどまでに普及したのだと考えられる。現在の家族構成では出来ない部分を産後ケア院が家族に代わって担っているのである。

7．仕事と家庭の両立支援について

少子化になった原因の一つに女性の社会進出をあげることができる。このため、その対策には女性の働き方を変える働きかけを行うことが重要となる。韓国においては、家族支援を行っている企業に対して表彰¹⁰が行われており（ファミリー・フレンドリー企業表彰）、企業を巻き込んだ子育て支援施策が国家的に行われている。

結婚をして出産するというのは個人の選択のため、国が直接出生率をあげるということは難しいが、結婚・出産という選択を行うことの出来る基盤づくりは可能である。少し前までは、韓国では街中で子どもを2人連れてバスや電車に乗っていると嫌な顔をされたものである。しかし、最近では国民の意識変革もあり、徐々に子どもが優先される社会に雰囲気が変わってきている。国が行う少子化対策には、このように子どもを持ち育てやすい基盤づくりを行うということが求められている。

¹⁰ 平成18年には「柳韓（ユハン）キンパリー社」が最優秀賞である大統領賞を受賞した。同社は、弾力的な勤務体制の実施、産前産後休暇や流・死産休暇の付与、授乳空間の設置、また帝王切開に対する手術費や出産祝金、小学校入学前の児童に対して保育費として1年間1人当たり100万ウォン（2年間）を支給するなどしている。

【所 感】

1. 韓国が少子化に至った経緯について

韓国は朝鮮戦争停戦後にベビーブームを迎え、以降、出生率は非常に高い水準で推移していた。このため、韓国政府は1960年代から人口増加抑制政策¹¹をとり、経済発展を優先する政策をとった。その後、韓国では経済発展に伴う核家族化の進展などをはじめ、様々な要因により出生率が徐々に低下していった。

しかし、その後も少子化があまり深刻な問題として捉えられることはなく、政府の人口増加抑制政策の転換が遅れたため出生率は急激に低下することとなった。1984年以降には合計特殊出生率が人口置換水準¹²を下回る少子化の状況に陥ったが、人口政策の転換が迅速に行われなかったため、出生率の低下に歯止めがかからなかった。

さらに、1997年のアジア通貨危機が韓国に追い討ちをかけることにもなった。アジア通貨危機によって韓国経済は混迷を極め、1998年に制定された「整理雇用制」によって多くの職場において正規職員が解雇、非正規雇用（多くが女性のパートタイム雇用）に置き換えられるなど、労働者を取り巻く雇用環境が急速に悪化した。このため、社会全体に非正規雇用が拡大し、失業率も上昇することとなった。これは経済学的にみれば「合成の誤謬（ごびゅう）」¹³の典型例といえるものである。つまり、不景気における企業のとった労働コストの削減というミクロの合理的な行動が、非正規雇用や失業率を上昇させて内需を冷え込ませてしまい、結果としてさらにマクロ経済（景気）を悪化させてしまったのである。また、この経済不安による若年層の就職難は極度な学歴偏重志向を招来することにもつながったといえる。

この韓国における極度な学歴偏重志向は、大学への進学率を飛躍的に高めることにつながった。ところが、これが結果として教育費（特に私教育費）を高騰させてしまい、子育てにかかる経済的負担を増大させることとなってしまった。また、女性の高学歴化に伴い女性の社会進出も活発化し、晩婚化（非婚化）・晩産化が進み、離婚率の上昇にもつながった。このように、就職難を乗り切るために評価の高い大学に入ってよりよい企業に就職し、経済的基盤を確立しようとしたことが、皮肉にも逆に少子化を助長する結果となってしまったともいえる。

また、韓国においては伝統的な儒教思想の影響により、育児は女性の仕事であると考えた風潮が根強く残っている。ところが、保育施設等が十分に整備されているとはいえず、核家族化の進んだ現状においては、就業している女性は出産をすることさえ困難な状況にある。このため、韓国においては産後の肥立ちを重視する風潮もあって、「産後ケア院」の急速な普及につながったものと考えられる。このように、韓国においてはまだまだ仕事と家庭を両立できる環境が整っておらず、女性は仕事か子どもかの選択を迫られているのが現状である。女性の社会進出に伴い出産の機会費用¹⁴も増大しており、教育費の高騰もあって経済的に出産を困難にさせている状況がうかがえる。

ところが、それほど少子化が深刻となっていないヨーロッパ諸国と韓国の女性の就業率とを

¹¹ 102頁参照。

¹² 人口を維持するのに必要な出生率の水準をいい、韓国においては約2.08となっている。

¹³ 合成の誤謬（ごうせいのごびゅう、fallacy of composition）とは、ミクロの視点で正しいことでも、それが合成されたマクロの視点では必ずしも同じ理屈が通用しないことを指す経済用語。

¹⁴ 機会費用（opportunity cost）とは、ある行動を選択したために、結果として諦めることとなった別の行動から得られたであろう利益のうち、最大のものもつ価値を指す。機会損失、逸失利益とも言う。

比較してみると、意外にも韓国のそれの方が低いことが分かる。これは当研究院の金教授の指摘にあったように、ヨーロッパと韓国における文化の相違が原因だと考えられる。仕事と家庭の両立がしやすい文化が早くから成熟しているヨーロッパにおいては、女性が働き続けるということはそれほど出産に対して影響を与えず、逆に経済的なアドバンテージとなって出生数が比較的増加する傾向がある。ところが、仕事と家庭の両立が難しい韓国においては、女性が出産後に働き続けることが困難であり、出産を機に退職してしまう傾向が強いのである。このため、韓国では教育費が高騰していることもあり、経済的な要因から出生数が減少せざるをえない。また、退職せずに働き続けることが出来た場合でも、仕事と家庭の両立が困難なために多子出産が困難となってしまう出生数が減少してしまうことも事実である。これらの理由により、韓国では出生率と就業率がともに下がってしまうのである。

2. 韓国における少子化対策について

少子化の原因の一つに経済的な問題がしばしばあげられるが、少子化対策に経済的支援は欠かせないものだと考える。現在、韓国では児童手当制度が導入されていないが、各種手当が充実しているフランスの出生率が上昇していることから、児童手当制度は出生率を上げる方策の一つだと考える。

たしかに、児童手当の導入が直ちに出生率の上昇に結びつくわけではないかもしれない。また、支給金額、対象年齢、所得制限の有無などをどのように設定するかという問題、さらには国家財政との兼ね合いもあろう。しかし、少子化に経済的な問題が存在することが明らかである以上、経済的支援を拡充する必要があることは明白である。たしかに、児童手当制度は経済的支援の中の一部にすぎないが、保育施設の拡充やその他の経済的支援とあわせて実施することにより、相乗的に効果を上げることが出来るものと考えられる。

つぎに、「合成の誤謬」を回避できるよう政府は積極的に政策を打ち出さなければならない。アジア通過危機後にとった企業による労働者の解雇や非正規職員化は、景気を失速させて少子化をも進行させてしまったし、また学歴偏重志向の極度の高まりについてもミクロの行動がマクロの悪い結果（受験戦争の熾烈化 教育費の高騰 出生数の低下）を招来したという点では同じだからである。

すなわち、政府がこのようなことが起こらないように社会的統制を加える必要があるということである。この点、雇用関係については非正規職法¹⁵が制定され、企業は2年を超える非正規雇用を正規雇用に変換しなければならなくなった。この政策の方向性については、少子化対策の観点、また景気回復の観点からも評価できるものだといえよう。なぜなら、この政策によって正規雇用が拡大すれば、内需が拡大して景気の回復につながり、景気の回復は企業の業績回復だけでなく経済的な理由による出産忌避を減少させ、出生率の上昇につながるはずだからである。これまで少子化対策は保護者のみを対象として捉えられる傾向が強かったが、このように保護者を雇用する企業まで対象を拡大し、社会全体で子育てに貢献する行動を促す仕組みを構築していく必要があるだろう。

¹⁵ 韓国では平成19年7月1日から「期間制（契約）及び短時間勤労者（パート労働者）保護等に関する法律」（非正規職法）が施行された。同法では、非正規労働者に対する合理的理由のない差別処遇の原則禁止、平成19年7月1日を起算日に雇用期間が2年を超える非正規労働者の正規労働者化、2年以上使用した派遣労働者の直接雇用への切替えの義務化などが規定されている。

さらに、韓国においては女性のみが子育ての負担を担わなければならないという古い固定観念を拭い去り、男女共同参画社会を推し進めていく必要もある。男尊女卑から男女平等への意識改革教育の実施、男性の育児参加を促進して男性にも女性にも仕事と家庭の両立がしやすい環境を作ることが重要だと考える。産前・産後休暇、育児休暇の拡大、ジョブ・シェアリング、弾力的な勤務形態の導入などによって仕事と家庭の両立がしやすい環境を作り、女性が就業を理由に出産を忌避することを防ぎ、出生数の増加につなげることが出来るように努めなければならない。これは女性の労働力の確保という意味もあり、少子高齢化により労働人口が減少している現状においては、経済活動の維持の観点からも女性の労働力を活用することが重要だといえるからである。

また、現在韓国においては出生数が減少傾向にあるが、これは上記の教育費の高騰以外に離婚・未婚（非婚）率の上昇と晩婚化・晩産化が進展しているという理由もある。経済発展に伴い上昇・進展してきたこれらの現象は、仕事と家庭の両立が困難な労働環境に一因があり、この点を克服することが出来れば女性の就業率と出生率をともに上昇させることが可能だろう。たしかに、離婚や未婚、晩婚・晩産化について政府は直接的に介入できず、またするべきでもないが、仕事と家庭の両立がしやすい社会環境を整備することは可能である。環境整備ができれば、経済的にも不況を克服することにつながり、出生数も増加して韓国は超少子化社会から抜け出せるに違いない。



韓国民間保育所の現状について

～ ハウン子どもの家 ～

視 察 日 時	平成 19 年 12 月 15 日（土） 午後 2 時～午後 4 時まで
視 察 先	視察場所：ハウンの家（民間保育所） 住 所：SMHegreenAPT 1F,309- 6,Jangan2Dong,DongdemunGu,Seoul. 最 寄 駅：地下鉄 5 号線 ジャンハンピョン駅 対 応 者：ジョン・ヨンエ氏（ハウンの家 施設長）
視 察 者	窪田 陽介（八尾市保健福祉部子育て支援課） 扇田 朋子（河内長野市立千代田台保育所） 藪内新一郎（茨木市健康福祉部こども室子育て支援課） 山縣 文治（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授） 崔 珍姫（大阪市立大学大学院）

【視察目的】

現在韓国は、国を挙げての少子化対策が功を奏し、合計特殊出生率が回復傾向にある。韓国の保育所を視察し、「母親の仕事と育児の両立支援のあり方」や幼児教育における保育所保育の評価について、「子育て支援」など少子化対策としての役割はあるのかなど、その現状を知るとともに、日本での保育所運営のあり方を考える。

= ハウンの家外観 =



【視察内容及び質問事項】

- ハウンの家の概要
- 運営方法と保育内容について
- ハウンの家の今後の課題

質問事項

- ハウンの家の概要（施設、定員数、保育時間、職員体制、保育目標など）
- ハウンの家を運営、継続していくための課題、問題点（子どもの募集、職員研修など）
- 働く母親の社会的な評価について（保育所は積極的に支持しているのか）
- 被虐待児の保育・障害児保育などは実施しているのか
- 地域子育て支援事業など、保育所が果たす少子化対策としての役割があるのか
- 大規模保育施設の必要性についての考え
- 保育所の社会的評価について（幼稚園との比較）

【視察結果】

1. 韓国の保育所について

韓国の保育所は日本と同じように、従来は貧困世帯を対象とした託児所的なイメージで捉えられていた。1980年代以降、女性（特に母親）の社会進出や核家族化など、社会状況の変化

に伴い、保育需要が急速に増加し、乳幼児保育施設が急増した。その結果、民間施設を中心とした量の拡大に対して質の向上が伴っていないのではないかという疑問が提起されるようになった。韓国政府は、乳幼児に専門的保護と、高い水準の保育サービスを提供するため、2003年「保育施設評価認証制度」の運営をモデル的にスタートさせ、2006年度からは評価認証を本格的に実施している。

韓国の保育所設置主体は、大きく「国・公立施設」「民間施設」「職場内施設」「家庭保育施設」に分かれるが、国公立の施設は5%程度であり、約50%が「ハウン子どもの家」のような個人立の民間保育施設になっている。

入所対象児に対する明確な基準はなく、保育に欠ける・欠けないという状況に関係なく入所できるが、生活保護家庭、低所得家庭、共働き家庭、ひとり親家庭等の児童は入所順位が優先されている。入所の手続きに関しては、入所を希望する保護者が、入所希望の保育施設に所定の入所申請書を提出する、利用者による「直接入所方式」を採っている。また、保育にかかる費用は保護者が全額を負担するのが原則であり、保育施設長が利用者に、直接保育料を請求し、徴収している。ただし、生活保護世帯、低所得家庭については、全額または一部を国や地方自治体が負担している。

2. ハウン子どもの家の概要

ハウン子どもの家は、2001年に設立され、2006年に現在の施設（アパートの1階部分を占有）に移転した。民間施設に該当するため、完全利用制度となり、ほとんどの運営費は利用料でまかなわれている。

【保育時間】

月～金曜日 午前7：40～午後7：30（9：00まで延長可能）
土曜日 午前8：00～午後2：00（4：00まで延長可能）



= 保育室は日本と似ている =

【子どもの送迎方法】

基本的には保護者

希望者には、集合場所（車で20分程度の範囲内）までの送迎を実施（朝夕3回ずつ）

【在所児数】（韓国は数え年表示）

年齢	在所人数	担任人数	配置基準	日本の国基準
3歳児	5	1	5：1	6：1
4歳児	15（2クラス）	2	7：1	20：1
5歳児	12	1	15：1	30：1
6・7歳児	17	1	20：1	30：1
		所長 1		
	計 49	計 6		

注：ハウン子どもの家の実態としては、所長が給食調理員・運転手・事務員を兼務

【保育料】（単位 Wonを円に換算）

	3 歳	4 歳	5 歳以上
ハウソ子どもの家	23,600	23,100	23,100
ソウル市基準（民間保育施設分）	26,200	22,600	22,500
河内長野市（最高保育料）	50,000	29,940	25,250

注：韓国では基準保育料を上限として、各施設で保育料を自由に設定する

3 . ハウソ子どもの家の保育内容

【保育目標】

- ・子ども自ら考え、問題に対しては解決できるように臨む力を育てる
- ・必要な知識のみならず、考えを行動化できるように教育する
- ・親とともに子育ての協力者としての姿勢で、家庭と連携する

具体的な目標

- ・子どもの身体とところが健康に育つように配慮する
- ・正しく基本的な生活習慣を習得させ、他（の子）と共に生活する態度を養う
- ・自分の考えと思いを創意的に表現でき、肯定的な自身の概念を形成しつつ、個々の全人的な成長を援助する

【保育内容】

日課の例（特別活動には専門の教師を採用している）

時 間	日 課	活 動 内 容
8 : 00 ~ 8 : 50	登所 自由選択活動	子どもの健康状態確認 挨拶 排泄 手洗い 連絡帳整理
8 : 50 ~ 9 : 30	午前のおやつ	正しく食べる方法 大集団活動準備
9 : 30 ~ 10 : 00	室外遊び（散歩等）	朝会 お話
10 : 00 ~ 11 : 00	大集団活動	伝統遊び リズム 音楽 ゲーム
11 : 00 ~ 12 : 00	班ごとの分野別授業	美術活動 言語活動 数 科学の実験等
12 : 00 ~ 13 : 00	整理後昼食 自由遊び	手洗い・歯磨き指導 自由遊び
13 : 00 ~ 14 : 20	班ごとの分野別授業	美術活動 言語活動 数 科学の実験等
14 : 20 ~ 14 : 30	かたづけ	かたづけと休息
14 : 30 ~ 15 : 50	午後の特別授業	美術 暗算 フレーベルの恩物 英語（希望者）
15 : 50 ~ 16 : 00	かたづけ 降所	かたづけ 降所準備
16 : 00 ~ 16 : 30	午後のおやつ	正しく食べる方法の指導
16 : 30 ~ 18 : 00	自由選択活動 教具活動	自由選択活動 教具活動（モンテッソーリ・ フレーベル等）
18 : 00 ~ 19 : 30	視聴覚活動 降所準備	一日の整理 視聴覚活動（教育放送等）

年間保育計画の例（6・7歳）

月	テ - マ	小 テ - マ
3	保育所生活	保育所での一日 楽しい私の班 約束を守る 保育所での安全
4	緑の知らせ	春の変化（植木日） 春の生活 春の植物 動物と昆虫
5	家族&他の人	大事な私の体（こどもの日） 助け合う家族 ご近所の人たち 多様な機関
6	動物	いろいろな動物（顕忠日） 保護すべき動物 昆虫 恐竜
7	楽しい夏	夏の変化 夏の生活 夏の遊び（制憲節） 安全な生活
8	水遊び	楽しい水遊び 安全規則（光復節） 夏休みの特講
9	私たちの国	誇らしい私たちの国 私たちの国を表現するもの 伝統遊び お盆
10	色とりどりの秋	秋の変化（開天節） 秋の生活 美しい国土 豊かな秋
11	交通機関	いろいろな乗り物 交通ルール 交通の発達
12	冬	冬の変化 楽しい冬遊び 冬の安全生活 クリスマス
1	探求遊び	いろいろな形の国 色の国 冬休みの特講
2	寂しさと期待	民族の名節 楽しかった保育所 小学校に行ったら 先生や友達さようなら

4. ハウン子どもの家の現状（質問に対して）

以前は定員65名であったが、評価認証制度による認証を受けたため、（年齢に関係なく子ども一人当たりの床面積が4.26㎡と規定された）現在は49名となっている。

オンドル（床暖房）も設置条件の一つになっている。

一時保育はしていない。

ハウン子どもの家の特徴としては、保育内容のメインを英才教育とし他の保育所との差別化を図っている。英語・美術・幼児論述・暗算・モンテッソーリの教具・科学学習・漢字などの特別活動を取り入れ、子どもの頃から勉強のできる子を目指している。また、農場体験学習・テコンドー・民族音楽などにも取り組んでいる。保護者の保育（教育）内容への要求は高く、幼稚園の教育レベルに追いつこうと努力してきた。



= 民俗楽器チャング =



= モンテッソーリの教具 =

母親の就労は必ずしも入所要件ではないが、希望者には長時間保育を実施している。職員の研修については、国から1年に2回実施するよう指示されている。特に1～3年目の保育士には分野別保育指導に関する1週間の補習が義務づけられている。

母親の就労は必ずしも入所要件ではないが、希望者には長時間保育を実施している。

職員の研修については、国から1年に2回実施するよう指示されている。特に1～3年目の保育士には分野別保育指導に関する1週間の補習が義務づけられている。

発達障害を発見したことはあるが、虐待を疑うような子は、これまで本所において発見したことはない。今のところ韓国では深刻な虐待ケースは少ないといえる。

保育所に少子化対策としての具体的・直接的な役割はないと考える。保育（教育）内容の充実が間接的に育児の援助につながり、2次的な出産率増加要因になるかも知れない。

利用者は施設に関する説明を受け、保育所を選ぶ直接利用者契約になっているが、在所児名簿は区役所に提出し、指導監督を受けるため、定員オーバーはない。待機児として本所に登録していても、他の施設にも同じように登録ができ、本所に空きが出て入所しないケースがある。

民間保育所の団体組織としては、「民間子どもの家連合会」がある。

5. ハウン子どもの家の課題

利用料を国公立施設と同程度に設定するので、民間の立場としては、運営費が不足している。財政的援助を一番望む。

マンパワーの充実が図れず、所長は一人で何役もこなしている。

入所児の確保が困難である。（募集方法は大きな課題）

評価認証制度に伴い、保護者や区役所に対して、保育内容の報告（時間ごと、写真つきの記録）を義務付けられており、人員がない中で負担になっている。



= 清潔な調理室 =

【所 感】

韓国の保育所を実際に視察して、何の違和感もなかったことが驚きだった。実際に子ども達が遊んでいる様子を見れば、違いを感じたのかもしれないが、子ども達が帰った後の保育室で話をしていると、外国にいるということを忘れるくらい日本の保育所と同じような雰囲気であった。保育活動や室内の環境構成が似ているのだと思う。保育計画の内容も季節や自然など共通するテーマが多い。ただ、「私の国」等の民族的なテーマは、韓国らしいといえる。

韓国でも福祉的立場の保育所と教育的立場の幼稚園という図式があり、幼稚園とは上下関係ができているとのこと、日本とよく似た状況である。教育熱の高い韓国の保護者の要望に応えるために、ギリギリまで努力をされている様子が伝わってきた。

所長は、給食調理（調理室の衛生管理も含めて）、送迎車の運転、事務（保育料の徴収など）と一人何役もこなしておられ、担任保育士数にも余裕はない状態であった。日本でも共同保育所には、よく似た状況はあるのだろうが、無認可の保育施設に、ここまでの基準は要求していないと思う。（韓国内で）乱立状態にある民間の保育現場で、提供されているサービスの水準を管理するためには、一定やむを得ないのだろうが、かなりの負担である。「日本は楽だと思える」との発言に頷くとともに、「子ども達のために」という保育への強い意志を感じた。

入所児以外の地域の親子を対象にする取り組みはなく、日本のように少子化対策の一環として、保育所が子育て支援を担うという役割は求められていないようであった。

韓国と日本では、表面的には同じ少子高齢化でも背景が違うようであるが、少子化の下で育つ子ども達には、大人の期待がかかり過ぎるという共通の課題があるのではないかと。保育所が果たすべき役割は何なのか、今後も考えていきたい。

（参考）韓国「低出産・高齢社会基本法」

法律第7496号 新規制定 平成17年5月18日

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、低出産及び人口の高齢化に伴う変化に対応する低出産・高齢社会政策の基本方向とその樹立及び推進体系に関する事項を規定することにより、国家の競争力を高め、国民の生活の質的向上と国家の持続的な発展に貢献することを目的とする。

（基本理念）

第2条 この法律は、国家の持続的な発展のための人口構成の均衡と質的向上を実現し、国民が健康かつ安定した老後生活を送ることができるようにすることを基本理念とする。

（定義）

第3条 この法律で使用する用語の定義は、すべて次のとおりである。

「人口の高齢化」とは、全体人口における高齢者の人口比率が増加する現象をいう。

「低出産・高齢社会政策」とは、低出産及び人口の高齢化に伴う変化に対応するために樹立・施行する政策をいう。

（国家及び地方自治体の責務）

第4条 国家は、総合的な低出産・高齢社会政策を樹立・施行し、地方自治体は国家の低出産・高齢社会政策に合わせて地域の社会・経済的実情に適合する低出産・高齢社会政策を樹立・施行しなければならない。

2 国家及び地方自治体は、他の法律の規定により、中・長期計画及び年度別施行計画などの主要政策を樹立する場合、第20条の規定による低出産・高齢社会基本計画を考慮しなければならない。

（国民の責務）

第5条 国民は、出産及び育児の社会的重要性と人口の高齢化に伴う変化を認識して、国家及び地方自治体が施行する低出産・高齢社会政策に積極的に参加し協力しなければならない。

2 国民は、家庭及び地域社会の一員として相互に連帯を強化し、各自の老後生活を健康で充実したものとするように努力しなければならない。

（他の法律との関係）

第6条 国家は低出産・高齢社会政策と関係する他の法律を制定又は改正する場合、この法律の目的と基本理念に一致するようにしなければならない。

第2章 低出産・高齢社会政策の基本方向

第1節 低出産対策

(人口政策)

第7条 国家及び地方自治体は、適正な人口構造と規模を分析し、人口変動を予測し、国家及び地方自治体の持続的な成長と発展のための人口政策を樹立・施行しなければならない。

(子どもの出産と保育等)

第8条 国家及び地方自治体は、すべての子どもが差別を受けることなく安全かつ幸せな生活を営み、教育と人性の涵養に助けを与える社会環境を造成するための施策を講じなければならない。

2 国家及び地方自治体は、子どもを妊娠・出産・養育及び教育しようとする者が職場生活と家庭生活を並行できるように社会環境を造成・支援しなければならない。

3 国家及び地方自治体は、子どもを養育しようとする者に良質の保育サービスを提供するための施策を講じなければならない。

(母子保健の増進等)

第9条 国家及び地方自治体は、妊産婦・胎児及び幼児に対する健康診断などの母子保健の増進と胎児の生命尊重のために必要な施策を樹立・施行しなければならない。

2 国家及び地方自治体は、妊娠・出産・養育の社会的意味と生命の尊厳及び家族構成員の協力の重要性などに関する教育を実施しなければならない。

3 国家及び地方自治体は、妊娠・出産及び養育に関する情報の提供、教育及び広報を実施するために必要な機関を設置し、またその業務を関連機関に委託できる。

(経済的負担の軽減)

第10条 国家及び地方自治体は、子どもの妊娠・出産・養育及び教育に必要となる経済的負担を軽減するために必要な施策を講じなければならない。

第2節 高齢社会政策

(雇用と所得保障)

第11条 国家及び地方自治体は、仕事をする意欲と能力がある高齢者が最大限仕事をできる環境を作らなければならない。

2 国家及び地方自治体は、年金制度などの老後所得保障体系を構築し、高齢者に適した職場を創出するなど、国民が経済的に安定した老後を送ることができるよう必要な措置を講じなければならない。

（健康増進と医療提供）

第12条 国家及び地方自治体は、年齢段階別の健康上の特性と主要な健康危険要因を考慮して、国民の健康増進のための施策を講じなければならない。

2 国家及び地方自治体は、高齢者のための医療・療養制度などを確立・発展させ、必要な施設と人材を拡充するために努力しなければならない。

（生活環境と安全保障）

第13条 国家及び地方自治体は、老後生活に必要な機能と設備を備えた住居と利用施設を用意し、高齢者が安全で便利に移動できる環境を作るなど快適な老後生活環境を作り、災害と犯罪など各種危険から高齢者を保護するために必要な施策を講じなければならない。

（余暇・文化及び社会活動の奨励）

第14条 国家及び地方自治体は、老後の余暇と文化活動を奨励し、このための基盤を作らなければならない。

2 国家及び地方自治体は、ボランティアなど高齢者の社会活動参加を促進する社会的基盤を作らなければならない。

（生涯教育と情報化）

第15条 国家及び地方自治体は、すべての世代が生涯にわたり学習し、能力と適性に応じた教育を受けられるよう教育の機会を提供し、このための教育施設の設置・人材育成及びプログラムの開発など必要な施策を講じなければならない。

2 国家及び地方自治体は、世代間情報の格差を解消するために情報化教育、プログラム開発及び装備普及など必要な施策を講じなければならない。

（脆弱階層高齢者等）

第16条 国家及び地方自治体は、低出産・高齢社会政策を樹立・施行することにおいて女性高齢者・障害高齢者など脆弱階層の高齢者に対して特別な配慮をし、都市・農漁村地域間格差など地域の特殊状況を反映しなければならない。

（家族関係と世代間理解の増進）

第17条 国家及び地方自治体は、親孝行を奨励して高齢者が家庭と社会で尊敬されるようにし、世代間交流の活性化と世代間理解の増進を図って民主的かつ平等な家族関係が形成できるよう必要な社会環境を作らなければならない。

（経済及び産業等）

第18条 国家及び地方自治体は、人口の高齢化に伴う経済・産業構造及び労働環境の変化に合った施策を樹立・施行しなければならない。

（高齢親和的産業の育成）

第19条 国家及び地方自治体は、人口の高齢化に伴う商品及びサービス需要の変化に備えた新

しい産業育成のための基盤を構築しなければならない。

2 国家及び地方自治体は、高齢者に必要な物品と用品などの研究開発・生産及び普及の活性化に必要な施策を講じなければならない。

第3章 低出産・高齢社会政策の樹立及び推進体系

(低出産・高齢社会基本計画)

第20条 政府は、低出産・高齢社会中・長期政策目標及び方向を設定、これに伴う低出産・高齢社会基本計画(以下、「基本計画」という。)を樹立・推進しなければならない。

2 保健福祉部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、5年ごとに基本計画を作成し、第23条の規定による低出産・高齢社会委員会及び閣僚会議の審議を経た後に大統領の承認を得てこれを確定する。樹立された基本計画を変更する時も同様である。

3 基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

低出産・高齢社会政策の基本目標と推進方向

期間別主要推進課題とその推進方法

必要な財源の規模と調達方案

その他、低出産・高齢社会政策で必要だと認められる事項

4 保健福祉部長官及び関係行政機関の長は、第3項第3号の規定による財源の規模及び調達方案に対し、あらかじめ企画予算処長官と協議しなければならない。

5 基本計画の樹立手続きなどに関して必要な事項は大統領令に定める。

(年度別施行計画)

第21条 中央行政機関の長は、基本計画により所管別に年度別施行計画(以下、「施行計画」という。)を樹立・施行し、地方自治体の長は、基本計画及び中央行政機関の施行計画に従って地方自治体の施行計画を樹立・施行しなければならない。

2 中央行政機関の長は、地方自治体の施行計画が基本計画及び中央行政機関の施行計画に違反する場合、当該地方自治体の長にこれを変更するよう要求し、地方自治体の施行計画の履行状況を基本計画に従って点検することができる。

3 関係中央行政機関の長及び地方自治体の長は、第1項の規定による翌年の施行計画及び前年の推進実績を大統領令が定めるところにより保健福祉部長官に提出し、保健福祉部長官はこれを総合し、第23条の規定による低出産・高齢社会委員会の審議を受けなければならない。

4 国家及び地方自治体は、毎年施行計画に伴う推進実績を評価し、その結果を低出産・高齢社会政策に反映しなければならない。

5 施行計画の樹立・施行及び評価、その他の必要な事項は大統領令で定める。

(業務の協調)

第22条 国家及び地方自治体は、基本計画及び施行計画の樹立・施行のために、関係公務員又は関係専門家の意見聴取や関係機関及び団体などに必要な資料提出などの協力を要請できる。

2 保健福祉部長官は、基本計画案の作成のために関係中央行政機関及び地方自治体の長に

低出産・高齢社会関連計画及び政策、関連資料又は意見の提出などの必要な協力を要請できる。
3 第1項及び第2項の規定による協力要請を受けた者は、特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

（低出産・高齢社会委員会）

第23条 低出産・高齢社会政策に関する重要事項を審議するため、大統領所屬下に低出産・高齢社会委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

低出産及び人口の高齢化に対処する中・長期人口構造の分析と社会経済的变化の展望に関する事項

低出産・高齢社会政策の中・長期政策目標と推進方向に関する事項

基本計画に関する事項

施行計画に関する事項

低出産・高齢社会政策の調整及び評価に関する事項

その他、低出産・高齢社会政策に関する重要事項として、第5項の幹事委員が付議する事項

3 委員会は委員長1人を含む25人以内の委員で構成する。

4 委員長は大統領であり、委員は次の各号の者とする。

大統領令に定める関係中央行政機関の長

高齢化及び低出産に関して学識と経験が豊富な者の中で大統領が委嘱する者

5 委員会に幹事委員2人をおき、幹事委員は保健福祉部長官と第4項第2号の委員のうち大統領が指名する者とする。

6 委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、大統領令に定める。

（専門委員会等の設置）

第24条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 委員会においては専門的な事項を調査・研究し、また委員会の審議事項を検討するため、委員会に専門委員会を置くことができる。

3 専門委員会は、第2項の規定に伴う調査・研究結果を委員会に報告しなければならない。

4 第1項の事務局及び第2項の専門委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、大統領令に定める。

（低出産・高齢社会政策推進機構の設置）

第25条 低出産・高齢社会政策の効率的な樹立、調整及び評価などの委員会の業務を支援するために、保健福祉部に低出産・高齢社会政策推進機構を置く。

2 第1項の低出産・高齢社会政策推進機構の構成及び運営に関して必要な事項は、大統領令に定める。

（関係行政機関の協調）

第26条 委員会は、低出産・高齢社会政策を審議するために必要な場合、関係行政機関に資料

を要請することができる。この場合、関係行政機関の長は特別な事情がない限り、これに応じなければならない。

(国会報告)

第27条 政府は基本計画・施行計画及びこれに対する評価などが確定した後、遅滞なく国会に報告しなければならない。

第4章 補則

(専門家の養成)

第28条 国家及び地方自治体は、低出産及び人口の高齢化に伴う変化に対応するために必要な分野の専門担当者を養成しなければならない。

2 国家及び地方自治体は、第1項の規定による専門担当者を養成するために研究所・大学その他必要と認める機関を専門家養成機関に指定し、該当専門家養成機関について必要な支援ができる。

(調査及び研究)

第29条 国家及び地方自治体は、低出産及び人口の高齢化に伴う変化に対応するために必要な調査及び研究を実施しなければならない。

2 国家及び地方自治体は、第1項の規定による調査・研究を遂行するために調査研究機関を設置するなど、研究所・大学その他必要と認める機関に調査・研究を委託できる。

(民間の参加)

第30条 国家及び地方自治体は、低出産・高齢社会政策に関して民間部門が参加できる環境を作らなければならない。

(国際交流の活性化)

第31条 国家及び地方自治体は、低出産、人口の高齢化と関連した国際機構及び国際会議への参加、情報交換や共同調査研究など国際協力事業の推進を通じた国際交流を活性化しなければならない。

(支援)

第32条 国家及び地方自治体は、この法律に伴う低出産・高齢社会政策の施行のために、関係法律が定めるところに従い、租税の減免など必要な支援を行わなければならない。

付 則

(施行日)

第1条 この法律は、平成17年9月1日から施行する。

（基本計画等に関する適用例）

第2条 基本計画及び施行計画は、平成18年計画から適用する。

（この法律の施行のための準備行為）

第3条 保健福祉部長官は、この法律の施行前に第23条の規定による委員会の設置、基本計画の樹立など低出産・高齢社会政策を樹立・推進するために必要な準備をすることができる。この場合、関係中央行政機関の長、地方自治体の長その他の公共団体及び関係専門家に必要な協力を要請できる。

2 中央行政機関の長及び地方自治体の長は、この法律の施行前に施行計画の樹立・施行のために必要な準備をすることができる。この場合、関係公務員・関係専門家その他の関係機関及び団体に対して必要な協力を要請できる。

1

2

3

4

5

第

5

部

公開セミナー実施録

平成19年11月12日

第5部

公開セミナー実施録

「自治体における子育て

支援事業の推進」

第1部

基調講演 「地域での子育て支援拠点事業の展開」

講師 柏女 霊峰 氏

(淑徳大学総合福祉学部教授 日本子ども家庭総合研究所
子ども家庭政策研究担当部長)

皆さん、こんにちは。千葉県の淑徳大学で子どもの福祉を中心に担当している柏女です。今から1時間、「地域で子育て」というレジュメに基づきながら、今回の特別研究公開セミナーのテーマである「自治体における子育て支援事業の推進」ということでお話しさせていただきます。ご参加の皆さま方は、自治体のご担当の方と保育所の管理運営に携わっていらっしゃる方がかなり多いとお見受けしましたので、こちらのほうを中心に置いてお話しさせていただくことをご容赦いただきたいと思います。

今日お話しさせていただくことは、大きく二つあります。一つは自治体における子育て支援事業の展開ということで、子育て支援の理念、制度、機関の運営、具体的な援助の方法について、総括的に話したいと思っています。二つ目は、それに深く関連することで、現在改訂作業が進められている「保育所保育指針」の素案では、第6章に保護者支援ということが新たに章立てされています。そこでは保育所における保護者支援の原理が幾つか挙がっていますので、その話も含めてしていきたいと思っています。

はじめに

「はじめに」のところで、今私が申し上げたことを述べさせていただきます。一つは、子育ての現状、理念、制度、運営、具体的援助の一体的検討を行うということです。

もう一つは、子育て支援事業は曲がり角にあると私自身は感じています。端的に言えば、プロが担っていくのか、当事者がお互いに助け合う共助の視点でいくのかということです。高齢者や障害者の分野の在宅支援については、原則としてプロが担っていくということで、在宅福祉三本柱なども法律上に位置付けられ、高齢者の場合は介護保険制度の下でパッケージが作られて、そこで進められるということになっています。しかし、子育て支援については、育児保険の話なども提案されてはいますが、現在はお互いの助け合い(共助)の視点で行われるということになっています。これがいいのか、悪いのか。かえて介護保険のように社会全体の仕組みの中で行われている具体的なサービスが市場型のサービスのパッケージになってしまっていて、そうしたことのない子育て支援の分野で共助型の支援が大きく息づいているということの皮肉な結果ではないかと思いますが、そうしたことも念頭に置きながら、それでもどちらに進むのかという大きな変わり目にあって、厚生労働省の政策もその中で揺れているといえます。

そんなことも含めながら、どういう理念を組み込むのか、それによってどういう仕組みを作っていくのかということも深く関連してくると思います。このことから、子育て支援事業は大きな曲がり角にあるという認識を持っているということです。

次世代育成支援施策の動向と子育て支援

1. 子どもを産み育てにくい社会

「統計史上最低の出生数・出生率」「統計史上最高の保育所入所児童数、放課後児童クラブ登録児童数」「統計史上最高の子ども虐待数」という、日本の子育ての現状を示す三つの統計を挙げました。新しく生まれてくる赤ちゃんの数がどんどん減り、それにもかかわらず保育所に入所する子どもの数が統計史上最高を更新し続け、さらに、放課後児童クラブの登録児童数がこの8年ぐらいで倍になるなど、急激に増加しています。また、家庭で育てられている子どもたちの中で、子ども虐待も統計史上最高を更新し続けています。

このような現象から、「子どもを産み育てにくい社会」と言っているかと思いますが、その原因の一つが、ソーシャルキャピタル（社会関係資産）が地域から失われつつあるということです。顔を見ればあいさつする、手の空いている人が手の足りない人を手伝う、ちょっとした声掛けをするといったことが一種の社会関係の資産になっていて、これがセーフティーネットの役割を果たしてきたわけですが、これがどんどん喪失してきています。

そして、今の政策そのものもソーシャルキャピタルの喪失に影響しています。代表的なものが個人情報保護法ですが、そういったものがソーシャルキャピタルを喪失させているということとは否定できないと思います。その結果、地域の安心・安全が保てなくなり、子どもや母子を学校や保育所、さらには「つどいの広場」に囲い込みかねない社会が進んできているのではないかと思います。

2. 子育ての変化と子育て支援の必要性

もともと日本の子育ての制度はどのような考え方で作られたのかというと、まず、第一義的な子育て支援は、親族や地域の助け合いでやってくださいということです。駄目ならば、昼間に誰も見るできない子どもは「保育に欠ける」、昼も夜も誰も見るできない子どもは「養護に欠ける」と行政機関が認定して、その認定した子どもを保育所あるいは児童養護施設という施設で育ててもらおう。こういう考え方で作られた制度です。そのために、行政による職権保護中心、施設中心の体制が、ずっと取られてきました。

ところが、ソーシャルキャピタルの喪失によって、前提となっていたお互いの助け合いが崩壊してきました。つまり、前提要件が崩れてしまったわけです。しかしながら、制度そのものは相変わらず施設中心の体制を取り、職権保護中心、行政処分中心の体制を取っているため、制度と現実との乖離がひどくなっています。その結果が子どもを産み育てにくい状況を生み出してきたのではないかと思います。

3. 子育て支援政策の転換

もちろん政府もこれに対して何もしなかったわけではなく、理念の転換を図っています。子

育てに対して応援しない代わりに余計な口出しをしないというこれまでの政策から、子育てを応援するとともに、家庭の中で適切な子育てが行われていない場合には行政あるいは司法が家庭の中に介入していく政策へ、平たい言葉で言えば「金も出さない代わりに口も出さない」という政策から「金を出さず代わりに口も出す」という政策へと方針転換したわけです。

金を出す具体的な政策として、子育てを応援する国家計画が次々と作られてきました。現在は、平成16年の『子ども・子育て応援プラン』や平成19年の『放課後子どもプラン』、さらには、第3の保育の場とも言うべき「地域子育て支援拠点事業」が平成19年から展開されています。

その一方で、子育てや家庭内の出来事に社会が介入する法律も作られてきました。平成12年にいわゆる児童虐待防止法、翌年の平成13年にいわゆる配偶者暴力防止・保護法が作られ、相次いで改正されてきています。

このような政策が進められてきたわけですが、先ほど申し上げたように、第一義的な子育ての援助は、家庭内のお互いの助け合い、あるいは地域社会のお互いの助け合いによるという前提はそのままでした。その結果、施設である保育所に利用希望が殺到するようになっています。その一方で、専業主婦家庭など、施設を利用できない方々の子育て困難が大きく顕在化するという状況を生み出してきたわけです。

4．これらに対する／これらを促進する構造改革と社会保障・社会福祉構造改革の動向 こういった現状に対応する、あるいはこれらを促進してきたと思われる一群の政策を、 まで挙げておきました。

社会福祉基礎構造改革（苦情解決制度、第三者評価制度など）

地方分権と規制改革（三位一体改革、認定こども園、民営化、PFI、指定管理者制度、イコール・フットィング論等）

権利擁護（児童、高齢者虐待防止法の制定、障害者虐待防止対策の検討など）

個人情報保護に関する法律：個人の分断

障害者自立支援法

狭間の問題への着目、ソーシャルインクルージョン、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、発達障害者支援法等

介護保険制度改革

『年金・医療・介護』破綻防止のための基盤整備としての少子化対策に対する違和感

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議

時間の関係で、こちらは省略させていただきます。

5．次世代育成支援施策の動向 - 「いのちの循環」を再生するために

この現状を改善するために出てきたのが、次世代育成支援施策と呼ばれる一群の政策理念と政策枠組みです。この政策は、「仕事と子育ての両立支援」「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という五つの方向を確認しています。特に、「男性を含めた働き方の見直し」と「地域における子育て支援」が大きな特徴で、地域における子育て支援の重視が初めて政策的に取り上げられることになりました。

そして、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、平成15年改正児童福祉法とい

う三つの法律が、平成15年に成立しました。特に大事なのが、平成15年改正児童福祉法による子育て支援事業の法制化です。これは、高齢者や障害者の在宅福祉三本柱に相当するものの子育て版を、「子育て支援事業」という名称で法律上に位置付けています。しかし、法律上に位置付けただけでは増えませんので、次世代育成支援対策推進法という法律を作って、すべての市町村に数値目標を上げてもらい、もちろん施設である保育所の施設目標も上げてもらって、それらを各都道府県で集計し、全国で集計して作ったといわれているのが、『子ども・子育て応援プラン』です。

ちなみにこの『子ども・子育て応援プラン』では、在宅サービスの中の親子のデイサービスの場合と考えられる「つどいの広場」や保育所の地域子育て支援センター事業を、当時の3,000カ所から6,000カ所に倍増するという数値目標が掲げられています。しかし、それではまだ足りないということで、今年度から地域子育て支援拠点事業という新たな政策を打ち出すことによって、この目標を前倒して6,000カ所から1万カ所にするという計画が進められています。そのときに、つどいの広場と保育所の地域子育て支援センター事業だけでは駄目なので、児童館で午前中を中心に行われている幼児ルーム、親子教室を活用することによって、その目標を達成しようということにしたわけです。

そのときに、つどいの広場は、主として当事者たちが大きな力を発揮してNPO法人を作ったりしながら運営していく。児童館は、今まで児童館の職員が幼児ルームなどをしていたのですが、当事者が運営してくれという条件を国が取り付けることにしたわけです。そして、プロがやっている保育所型の地域子育て支援センターについては、特に小規模型のものについては3年で廃止してひろば型などに転換していく。このように、地域子育て支援拠点事業では、専門職支援型から当事者支援型のほうに大きくシフトしています。この辺にも、先ほど申し上げました、本当にそれでいいのかということを考える一つの素材が挙がっていることとなります。つまり、子育て支援事業は誰がどのように担うべきかということが、大きな転換期にあるといえるのではないかと思います。

その一方で、次世代育成支援施策、特に在宅サービスを担う人材として保育士の国家資格化を図り、保育士を保育所の中から解放し、子どもと子育て家庭のあるすべてのところで保育士が活躍できるようにしていく。これは専門職活用型になるとと思いますが、幾つかの政策も出されています。

6．最近の動向

このような状況の中で、保育や子育て支援をめぐる幾つかのことが出てきています。子育て支援に引き付けて言えば、認定こども園の制度化です。ここでは、子育て支援事業が必須サービスになっています。保育所の地域子育て支援は、法律上、前から努力義務になっていますし、幼稚園の地域子育て支援も、去年の学校教育法改正の中で努力義務化が図られています。つまり、幼稚園と保育所については地域子育て支援を努力義務として規定し、認定こども園については地域子育て支援を義務化するという政策が進められているわけです。

認定こども園が何を生み出すかということ、幼稚園と保育所の相互乗り入れと利用者の近似、認可保育所における直接契約制の導入、幼稚園教諭と保育士の資格統合問題、それから、実施主体や補助負担金の在り方の相違が大きく顕在化してくることになります。特に保育所や幼稚園は公設公営か民営かで大きな違いがあるのですが、認定こども園を作っていくときに、こう

した補助負担金の違いが大きく浮かび上がってくるわけです。

それから、NPOやボランティアに依存している第三の保育の場としての「親子の交流の場」をどう考えていけばいいのかということです。今月の末には、子育てひろばの全国セミナーが石川県で開かれます。また、およそ1週間置いて、保育所の地域子育て支援センターの全国大会が熊本で開かれます。それぞれの子育て支援センターやつどいの広場をどういう方向に持っていけばいいのか。今回は子育て支援センター内部の検討、つどいの広場内部の検討ということになりますが、今後、地域子育て支援拠点事業を受けて、どういう方向に子育て支援を持っていけばいいのかということについて、グランドデザインを描いていく必要があると言えるかと思います。

それから、子育て支援に関連することで言えば、幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂も影響を与えることとなります。特に、保育所に子どもを通わせている保護者、あるいは幼稚園に子どもを通わせている保護者への支援を明確に打ち出した点が、今回の改訂の大きな特徴ではないかと思います。もちろん、幼稚園教育要領と保育所保育指針とでは、踏み出し方に若干の違いがあります。保育所保育指針では、親子関係をより良いものにしていくために、より積極的に保護者に働き掛けていく必要があるという観点なのに対して、幼稚園教育要領では、その働き掛けがやや引っ込んだ形で、幼児期の教育について「保護者の理解を得る」という表現になっています。来年3月に最終指針が決まるまでにどのような表現の変更があるのかは今後の検討ということになると思いますが、いずれにしても、幼稚園教育要領や保育所保育指針においては、それぞれの場に子どもを通わせている保護者支援を大きく打ち出している点が特徴だといえます。

また、『放課後子どもプラン』が策定され、実施されているほか、地方分権改革推進法が成立しましたが、これは3年間の時限立法で、再来年ぐらいには地方分権改革推進委員会で地方分権できるものについての取りまとめが行われます。平成15年には公設公営保育所の運営費の一般財源化が決まりましたが、恐らくここでは、残された民設民営あるいは公設民営の保育所、あるいは私立幼稚園の運営費や私学助成の一般財源化といったことも、さらに議論になる可能性があると思います。

そして、ちょうどそのころに『次世代育成支援後期行動計画』が始まります。今の行動計画は平成17年度から21年度まで、22年度には後期行動計画が始まりますが、その策定作業は21年度に進められますので、20年度が大事な年になると思います。というのは、前のときはこの子育て支援事業を進めていくための財源が示されなかったので、非常に小粒な子育て支援事業になってしまいました。国のほうとしても、親子のデイサービスの場を1万カ所に増やすという政策を掲げていますが、それ以外の事業を広げていくには、どうしても財源の確保策が必要になってきます。そのためには平成20年が節目の年になるわけで、そこでできなければ、また後期行動計画も同じような小粒な計画に終わってしまうとも考えられます。

保育所については、今は公設民営化が進展しているわけですが、公設民営化が進めば進むほど、国の負担額が総額として増えることとなります。つまり、公設公営であれば運営費の負担金はゼロだったのですが、民営化すれば国の負担が2分の1入ることになるので、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局の子どもの予算に占める保育所の負担金の割合がどんどん増えていく。10の予算枠の中で、今は保育所の負担金が8ぐらいますが、それが9になれば、それ以外の政策経費に充当できるお金が10分の1しかないことになりはしないか。ですから、民営化が進め

ば進むほど、子育て支援事業に回るお金が少なくなるということもありうるわけです。もちろん財源が若干違いますので、そうはっきりと結論付けることはできませんが、このようなことも念頭に置いておかなければならないと思います。

それから、今までひろば活動は次世代育成支援交付金だったわけですが、地域子育て支援拠点事業が始まって、ここに都道府県負担の導入が行われ、国の補助金については事業主拠出金に基づく児童育成事業になりましたので、年金特別会計からお金が出るようになりました。つまり、国の税は使わないことにして、事業主の拠出金を充当するように政策転換が図られているわけで、これも財源保障の整理の必要性を招いてくることになるかと思います。

こうしたこと等を考えると、今やりくりが限界に来ているということで、今後、子育て支援事業の大きな方向転換、あるいは、今まで共助でいくのか市場原理を導入していくのかで揺れていたものを、どちらかにしっかりと軸足を固める、分かれ目になるのではないかと思います。

この辺までは制度的な話で、現場の保育園の先生方には耳慣れない言葉が多かったのではないかと思います。次に理念のほうに入っていきたいと思います。

地域で子育て

1. 子育て支援の原理の再確認

今、保育所の子育て支援センターが1カ所できると、当事者方の育児グループが2カ所消えるというようなことがまことしやかにいわれていますが、子育て支援とは一体何をすることなのかということについての理念に対する同意が、どうも得られていないのではないかと思います。何をすることが子育て支援なのかという十分な合意が関係者の間でなされていないことが、幾つかの課題をもたらしているのではないかと思います。そこで、子育て支援の原理についてしっかりと確認していくことが大事だろうと思っています。

それについては、私のほうで勝手に思い付くものを八つ挙げさせていただきました。発達段階とライフコースに応じた切れ目のない支援、親子の絆の形成と紡ぎ直し、多様な人との関わりの保障、育ち直し・引き受けることへの支援、子どもを守りきる、次世代育成支援のための社会づくり、子育ての「する必要のない苦労」と「したほうが絆の形成に結びつく苦労」、親になることの喜びと危機：子どものいない生活から子どもとともに暮らす生活へ。

ただ、この部分については、私の思い付きをお話しするより、保育所の子育て支援ということではありますが、法的な論拠として保育所保育指針の素案の第6章で幾つかの原理が掲げられていますので、そちらを参考にさせていただきたいと思います。通しページの36ページが、8月3日に公表された保育所保育指針の素案の第6章です。

全体の構成を申し上げておくと、1番の「保育所における保護者に対する支援の基本」が、いわば保護者支援の原理論になると思います。そして、2番が保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、3番が地域における子育て支援という三つに分けられているわけですが、理念として一番大事なものは、1番の から までです。

まず、として、「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること」を挙げています。子どもの最善の利益は一体何かといことについての議論も行われており、今作成され

ている解説書の中で、これについての説明ぶりなども議論を進めています。子育て支援のためのグループには、子どものためのグループもあれば、子どもの福祉を損なわない範囲で親を中心としているグループもあるわけで、さまざまなグループがあっていいし、それぞれミッションが違っていいだろうと思いますが、ここで言う保育所の子育て支援は子どもの最善の利益を一番大切にするということです。

の「保護者とともに、子どもの成長と喜びを共有すること」というのは、先走りしてしまわないで、保護者の一步横にいたり、一步後ろで歩んで子どもの成長と一緒に喜んでいこうということです。こういった視点も大事にするということです。

は、保育士の専門性を生かそう、保育所の特性を生かそうということです。

は、子どもと保護者の安定した関係に配慮するということです。子どもと保護者がより良い関係になっていくように支援していくということになるかと思いますが、例えば一時保育についても、一時保育を利用することが子どもと保護者の関係をより良くするために役立つこともあれば、関係をより良くすることに結びつかない一時保育の利用もあり得るわけで、一時保育を提供することすべてが子育て支援ではない。それをしっかりと見分けて、子どもと保護者の安定した関係に配慮する。もう一つは、保護者の養育力の向上に資するよう援助する。こういった視点が大切な原理になってくるのだろうと思います。

は、保護者の意向を受け止めるということです。これを今回の保育所保育指針は大事にしています。もちろん、受け入れるということではありません。「このように思っているんですね」と受け止めるということを中心にしましょうということです。

最後が、社会資源を積極的に活用しようということです（注1）

注1：平成19年12月に公表された検討会報告書の指針案には、この6点にいわゆる守秘義務を加えた7点が原理として挙げられている。

保育所保育指針の素案では、このように保護者支援の原理を確認しているわけです。これが一つの行政文書の中での確認ということになりますが、理念的にも実践の場で子育て支援の原理がしっかりと確認されていくことが大事なのではないかと思っています。

そこで、保育所保育指針の原理と共通しないものについて、最近私が感じていることなどを申し上げたいと思います。先ほど私が挙げた原理の八つ目に、「親になることの喜びと危機：子どものいない生活から子どもとともに暮らす生活へ」と書かせていただきましたが、これを実現するモデル事業として、「子育て支援プランの作成（石川県『マイ保育園みんなで子育て応援事業』）」があります。今、政策的に欠けているのは、親が子どものいない生活から子どもがいる生活にスムーズにソフトランディングしていくことであり、ここがうまくいっていないのではないかと問題があります。虐待で命を失う子どもたちには、もちろんその命がもろいということもありますが、生後4カ月以内がかなり多いのです。つまり、その時期に十分なかわりを集中的に行っていくことが、虐待死防止のためにも大切だと思います。

赤ちゃんがいない大人だけの暮らしから、間に必ず赤ちゃんがいる暮らしにソフトランディングしていくためには、今まで大人だけの生活で持っていたストレス対処方法を変えていかなければなりません。今までの対処方法では通じないということです。例えば、夫婦間で緊張が高まると、それを解消するために、夜、二人が好きだった映画を見に行き、フランスワインを飲みながら食事をして、そこで「ごめんね」と言ってまたよりを戻すというパターンだった方々が、子どもができたからといってそれをやめずに、子どもを置いたまま同じようにして

帰ってきたら、子どもはミルクをのどに詰まらせて窒息死している。あるいは、夫婦でスノボに行くというストレス解消法を身につけていた人が、子どもができて同じように行って、その間に、子どもが寒いというので火をつけようとして、火事になって焼け死んでしまう。こういったことがときどき起こっています。これは、赤ちゃんのいない暮らしから赤ちゃんのいる暮らしへソフトランディングしていくためのスキルを身につけることができなかったことが一つの大きな原因になっています。これを防ぐためにはストレスコーピングの方法を学ぶことが必要で、妊娠中から子育て支援をしていかなければならないのですが、恐らくこの部分が今はまだ十分ではないということです。

石川県ではその問題にも着目して、妊娠すると母子健康手帳が交付されますので、そこに一時保育利用券を3枚付けることにしました。そして、保育園でも、幼稚園でも、つどいの広場でも、自分が行きやすいところに家庭園として登録していただくことにしました。いしかわ子ども総合条例(46ページ)をこの3月に県議会で承認いただいたのですが、4の「特徴的な施策」の2行目に、「第一に、保護者を妊娠中から支援するいわば家庭園となる保育所等を乳幼児登録園として指定し、指定された在宅育児支援事業者(保育所など)に配置された在宅育児支援専門員(研修により認定)が保護者ととも乳幼児発達支援計画を策定していくものである」とあります。つまり、赤ちゃんが生まれたらどんな生活をするのか、実家のおじいさん・おばあさんとの関係も必要になります。あるいは、一時保育やつどいの広場など、いろいろな公的なサービスも時には上手に利用したい。そういう1カ月の計画、3カ月の計画、半年の計画を、研修によって認定する専門員と保護者が一緒に作っていくということをモデル的に始めています。

そして、一時保育券というものを導入し、0歳児が月2回、1~2歳児が週1回、利用料の半分の補助をすることによって、一時保育を定期的に使えるようにしていきます。一時保育というと、親から見た命名ですが、それを子ども側から見ようということです。つまり、1週間に1回、半日子どもが保育園を利用することは、子どもの成長にとって欠くことができない。それを「基本保育」と呼びたいと思います。一時保育というのは、親のリフレッシュや親の緊急的な用事のために子どもをお願いするという親から見た視点ですが、それを定期的を利用することで、子ども側から見た基本保育という視点に変えていくことが必要なのではないか。保育所であれば、0歳からほかの大人(保育士など)に抱っこしてもらったり、ほかの子どもと手をつなぐことができるけれども、家庭で育てている子どもたちは、ソーシャルキャピタルの崩壊の中で、そういうことができない。だとするならば、それを補強していく仕組みが逆に必要なのではないか。これを基本保育制度と呼んで広げていくことによって、さらに、保護者の子育てを、子育て支援プランづくりを素材としてともに創りあげていく仕組みを導入することで、赤ちゃんのいない暮らしから赤ちゃんのいる暮らしにソフトランディングできる。そういう支援を、今、進めています。

もちろん限られた財政の中での事業ですので、利用者の半額負担をはじめ、さまざまな課題があることは事実ですが、今はこの事業の地固めをしているところです。こういった視点に立ちながら、子育て支援のための原理をいかに確立していくかということが大事になってくるのではないかと思います。

6. 地域子育て支援活動の運営

地域子育て支援活動にはどんな活動があるのかということで、類型化してみました。「居場所交流型」「預かり型」「訪問型」「相談・情報提供型」「行事型」「介入型」「その他」、それぞれの機関が得意とする分野もあれば、不得意とする分野も当然出てくるだろうと思います。

次に、「供給主体の相違とミッション」と書いていますが、特にひろば型の支援を考えても、今はさまざまな供給主体がこれを担っています。行政が直営で行っているものもあれば、保育所という施設が行っているものや、児童委員や民生委員などが行っている地域型、生活協同組合などの業種型、NPO型、当事者型もありますが、それぞれによって大きくミッションが違っているだろう。あるいは、得意分野、固有の役割が考えられていかなければならない。そこがまだ十分に整備されていない。それを整備していくことが大事だろうということです。

それから、そこに起こる「場」にはどのような特性があるかということです。「Doの機能ではなくて、Beの機能が重視される」とあるのは、居場所型のときには、何かを「する」ということだけではなく、そこに「居る」ということが重視される必要があるということです。それから、信頼できる支援者がいて、その配慮がある。集団としての安心・安全が守られていることが前提である。仲間がいる。それから、地域の人々との交流についても配慮されている。つまり、ここに集まる方は母子が多いのですが、母子だけが集まってそこに多様な人とのかわりが入ってこなければ、単なる母子の囲い込みになってしまう危険性ははらんでいます。これは放課後子どもプランでも同じで、小学生の放課後生活を学校でやっていくときに、そこに地域が入り込んでこなければ子どもの囲い込みになる危険性を持っているということを知っておかなければならないと思います。

それから、運営に当たっては、特に最近では「協働」について多く語られていますが、まだまだノウハウの蓄積が十分でないように思われます。協働とは一体何かというと、「異なる主体の対等な関係」「共通の目標」「長所を生かし、短所を補う」「対話と活動を重ねる」ということであり、そのためのルール化として「相手を知ること」「それぞれの活動の自立度を高め、のりしろ部分を増やす」「自在になる」「協働協定書の締結」といったことが大切になってくるのではないかと思います。

7. 地域子育て支援者のコンピテンシー（力量）：知識、技術、態度、倫理

最後に、社会的な援助の在り方についてです。特に最近では、地域子育て支援者のコンピテンシーということがいわれます。コンピテンシーは力量と訳されることが多いのですが、知識・技術・態度・倫理を包括した概念のことで、地域子育て支援者にはどのようなコンピテンシーが必要なのかという研究が行われています。ある研究では、子育て支援者のコンピテンシーを「環境を設定する力」「関係を作る力」「相手を知る力」「支援する力」「振り返り・学ぶ力」の5領域に分けて、48項目のコンピテンシーのリストを作った研究もなされています。その中では、子どもの話ではなくて大人同士の世間話ができるなどの力量が子育て支援者にはとても大事なのではないかといいことも挙がっています。つまり、保育は子どものものであると同時に大人も支援する、あるいは大人と関係が持てることが大事になってくるということを示していると思います。

実践に求められる基本姿勢として、カウンセリングやソーシャルワークの原理から導き出し

た九つの視点を、以下に書きました。

受容：ありのままを受け入れます。

個別性：類型化をなるべく避け、その人固有の問題として受け止めます。

相互信頼関係：この人なら話せそうだという関係を作ります。

自己決定・自立への援助：利用者の主体性を重んじます。

総合的アプローチ：自らの限界を知り、必要な機関・専門家につなぎます。また、どこにどう働き掛けることが最も有効かを常に考えます。

内的世界の尊重：客観的事実を、その人がどのように受け止めているかを考えます。

秘密保持：秘密を守ります。

自己覚知：自分自身の性格傾向や子育てに対する考え方などを理解して援助します。

スーパービジョン：事例検討などを通じて、助言や意見をもらいながら進めます。

基本姿勢として、「万華鏡援助論」と言っているのですが、「万華鏡は、その模様を構成する細片は全く変わりませんが、一振りで全く違った模様を形作ります。子どもの育ち・子育ての問題の原因を深く追及するよりも、現在の状況を改善するためには何が最も有効かを考えることのほうが、はるかに建設的といえるでしょう」ということです。

児童相談所で10年間援助を行ってきて感じたのは、例えばお腹が痛いといった医学モデルであればいろいろな検査をして原因を見つけていくことが可能ですが、心理・行動上の問題というのは、原因を探そうとすればするほど袋小路に入ってしまうと、自分が納得するために原因を見つけ出そうとします。そして、それに対する対応がうまくいかないと、「あの親じゃしょうがないよ」という話で妙に納得してしまう自分がいるということです。万華鏡の形の変え方には、手をつき込んで中のものを触るという因果論に基づく変え方と、一振りすることによって形を変えるという縁起律に基づく変え方がありますが、この場合には縁起律に基づくほうで考えようと今は思っています。

もちろん、それほど簡単に形を変えられるわけではなくて苦労が伴うわけですが、どこに働き掛けたら形を変えることができるか、今の状態を変えることができるかということを考えるほうがはるかに建設的ではないかということです。今、家族療法、エコロジカルアプローチなどシステムティックな援助論が出ていますが、システムに働き掛けていくことで形を変えようという援助方法などが万華鏡援助論につながるのだらうと思います。

それから、今のほうで進めていますが、要保護児童対策地域協議会を各市町村に設置して、そこでいろいろな立場の人たちが知恵を出し合い、役割分担して、自分の得意分野を生かして問題のある家庭に働き掛けていくという協議会型援助も、万華鏡援助論の考え方に近いものではないかと思っています。

それから、子育て支援の活動を展開していくためには、専門性の相違とミッションを議論しなければならないと思います。子育て支援の場合、どんな方々が担っているのか。その専門性もさまざまです。来週の土曜日に日本社会福祉士会で「子育て支援と社会福祉士の役割」ということでシンポジウムが開かれて、社会福祉士が子育て支援にかかわるときのミッションは何なのかという議論が行われることになっています。では、保育士がかかわるときのミッションは何か。あるいは、当事者同士が支援をするときのミッションは何か。この議論を詰めていかなければならないのではないかと思います。

次に、逆に共通するものをキーワードとして挙げてあります。整理できていないので、思い

付きで挙げているだけですが、「生活」「育児」「福祉」「コミュニケーション」「生涯発達」「人間学」「倫理」「アセスメント」「マネジメント」などのキーワードがあるかなと思います。

そして、支援者が陥りやすい罫もしっかりと考えておかなければならないと思います。この辺の研究などもまだ十分に行われていないのではないかと思います。また、「熱意の罫」「自己覚知の罫」「専門性の罫」「経営の罫」「マニュアルの罫」などがあります。もちろんこのほかにもいろいろなものがあると思いますが、そういったものも整理していかなければならないと思います。

レジュメの8ページには、技術と倫理の学びについて挙げておきました。技術を体系化すること、倫理をしっかりと確立していくことが大事だろうということで、ここでは全国保育士会倫理綱領を掲げています。

8. 子育て支援の意義

今、日本の社会の中では、孤立化・分断化された社会に子育て支援の事業や仕組みを入れていくことによって、もう一度緩やかなつながりを作っていくことが一番大事なのではないかと思っています。

ちょうど1時間たちましたので、少し駆け足で申し訳なかったのですが、これで本日の話を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

第2部 ディスカッション

コーディネーター：橋本 真紀 氏（聖和大学教育学部講師）

柏女 霊峰 氏（淑徳大学総合福祉学部教授）

山縣 文治 氏（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）

岩佐 隆博 氏（岸和田市児童福祉部保育課）

（橋本） ご紹介いただきました聖和大学の橋本です。ただ今より第2部のディスカッションに入らせていただきます。

最初に、登壇者のご紹介をさせていただきます。第1部でご講演をいただきました淑徳大学の柏女霊峰先生です。子育て支援事業調査研究会の指導者をしていただいております、大阪市立大学の山縣文治先生です。そして、当研究会の研究員、岸和田市児童福祉部保育課の岩佐様です。

まず最初に、本研究会とこのシンポジウムの趣旨を山縣先生からコメントをいただきたいと思います。山縣先生、よろしくお願いいたします。

（山縣） この研究会は、マッセOSAKAの会員である市町村の方々の中から、私たちが作ったテーマに興味のある方々に手を挙げていただくという形で作られています。私は2期目になるのですが、前期のときも一定の成果を上げ、今回は子育て支援に関する市町村の取り組みについてみんなで勉強しようという形で集まっていたら、昨年からはじめております。今日は、その中から保育所や幼稚園はどのような形で選ばれているのかというあたりの調査報告と、前回の報告も少しさせていただいて、時間があれば会場からの意見を取っていただけるかもしれませんが。あまり時間がありませんので、その辺は座長にお任せするというので、取りあえず全体の私どもの取り組みをお話しさせていただきます。

（橋本） ありがとうございます。ただ今のお話にもありましたように、本研究会では、保護者の方が幼稚園や保育園に何を求めておられるのかを把握するために、保育所・幼稚園の利用意向調査に取り組んでまいりました。ただ今から、その調査結果を研究員の岸和田市の岩佐さんにご報告いただきたいと思います。

（岩佐） 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました、岸和田市保育課の岩佐と申します。昨年度に実施したアンケート調査の結果の概要を簡単にご報告させていただきます。

この調査は、幼稚園・保育所の利用者が施設を選択するに当たり何を重視しているかを把握するために行いました。重視している項目については、資料の5ページと7ページをご参照ください。保育所用と幼稚園用があるのですが、項目は同じになっています。

調査時期は平成19年3月～4月、調査対象は、市内の公立・民間の保育園・幼稚園の4月1日付入所・入園児の保護者の方です。回収率は、今回、幼稚園のほうが非常に高くなっています。これは、幼稚園については入園式のときにアンケート用紙を配布して、そこで直接回収しているのに対して、保育所のほうは、面談のときに行ったり、入園式のときに行ったり、ばらばらになってしまったためです。

その結果ですが、幼稚園・保育所が「家や勤め先から近い」ことを重視する方の割合が非常に高くなっています。続いて、「教育方針・保育方針」「給食がある」「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」「近所の評判」「保育時間」という順番になっています。

次に、各項目について、公立保育所、民間保育所、公立幼稚園、民間幼稚園の施設種別に見てみます。保育所のほうは、割合的には先ほどとほぼ同じ傾向にありました。ほとんどの項目で民間が公立にまさっていますが、保育所では大きな差は見られません。次に、幼稚園のほうを見てみると、公立が民間に大きく差をつけられている項目があります。差が大きいのは「送迎（通園）バスがある」、続いて「給食がある」「体操や音楽、英語などの課外活動」です。また、「教育方針・保育方針」も結構差が出ています。これらが公立幼稚園の弱点だといえますし、逆の見方をすれば、民間幼稚園がほかの施設との差を明確にして生き残るために努力をされている結果が反映されていると思います。逆に、「入園料・保育料」は公立幼稚園がほかの施設を大きく上回っています。この部分が公立幼稚園の一番大きな強みととらえることができます。

続きまして、最も重要視した項目を施設種別に見ると、全体で重視していた「給食がある」「保育時間」「近所の評判」「兄弟姉妹や知り合いの子どもが通園」という項目が非常に低くなっています。これらの項目は、保護者にとって施設を選択する上で最も重要視する項目にはなりにくいということが分かります。ここでは、民間幼稚園は「教育方針・保育方針」がずばぬけて高くなっています。やはりここは努力がこういう結果となって出ているのではないかと思います。公立幼稚園は「入園料・保育料」が、ほかを抑えてずばぬけて高くなっています。公立幼稚園にとっては入園料が非常に大きな強みであることが再確認できると思います。

以上のことから、大きく分けて三つのことがいえると考えています。一つ目は、民間幼稚園は教育方針で生き残る努力をされているということです。というのも、公立幼稚園は、給食、行事、課外活動、近所の評判などは、教育方針に基づいた付加的な価値であると考えられる点があります。二つ目は、民間幼稚園との差が大きいことから、公立幼稚園が危機的状況にあるのではないかとということです。公立幼稚園が生き残る道としては、認定こども園という手段もありますが、この道は公立幼稚園の最大の強みである「入園料・保育料」を確実に上げてしまおうと思います。そうなれば、どちらにしても教育方針の強化が重要ではないか考えられます。

三つ目は、先ほどから公立幼稚園の弱点ばかりを挙げていましたが、教育方針を最も重要視する保護者の割合は、公立幼稚園、公立保育所、民間保育所でほとんど変わりません。このことから、今後少子化が進んでいく中で、保育所も公立幼稚園の定員割れと同様の状況になることが予想できると考えられます。よって、これから来るかもしれない危機的な状況を回避するには、保育所の保育方針を強化することが喫緊の課題ではないかといえます。

調査結果概要につきましては、簡単ですが、これで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

（橋本） ありがとうございました。本研究会の調査結果では、教育方針の向上がこれからは外せないところになってくるのではないかとということが考察されていました。ただ、もう少し詳しく見ていきますと、最も重視した回答の中で、民間幼稚園以外の公立幼稚園・保育所、民間保育所では、保育方針よりも利便性を重視する、もしくは重視せざるを得ない傾向が出ていました。第1部での柏女先生のお話にもありましたように、保育所・幼稚園では、保育所保育

指針の改訂、幼稚園教育要領、保育士の国家資格化、そして第三者評価が導入されるなど、保育の質の向上が強く求められるために努力する過程にあるという状態だと思います。ですが、実際には、保護者の方が保育方針よりも利便性を重視せざるを得ない状況がある。制度上仕方がない部分もあるということは理解しているのですが、もう少し保育内容のほうに保護者の視点を持っていく方法などがどうかというようなことも、研究会の中では挙がっていました。

そのあたりも含めて、柏女先生から少しコメントをいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(柏女) 貴重な報告を学ばせていただいて、感じるところを少し述べさせていただきたいと思います。

今の報告、それから橋本先生のコメントでもあったのですが、もう少し細かく分析してみないと少し見えにくいところがあるということを思いました。つまり、サンプリングした地域における幼稚園や保育所の整備状況がどうなのか。例えば、幼稚園がたくさん整備されていて保育所がそれほど多くないという地域もあるでしょうし、保育所はものすごく整備されていて幼稚園がそれほどないところもあるでしょうし、それぞれのところの回収率がどのくらいなのか。それらによって影響を受けてしまう可能性があるのですが、これだけでは何とも言いにくいところがあるということを、前提としてご理解いただきたいと思います。

そうであるとしても、平成9年の児童福祉法改正のときに、保護者は何をもって保育所を選ぶのかについて大阪で調査された結果も「利便性」で、ずっと変わっていないなという思いを持ったわけですが、まさに保育所というのは地域密着のいわばライフラインですから、近いところを選ぶのは当然といえば当然ということになるかと思えます。

その上で、保育所の質を上げていくためにどうしていけばいいのかということですが、保育所保育指針の素案の32ページをお開きください。「2 保育の内容等の自己評価」の「(2) 保育所の自己評価」のAにあるように、「保育所は、保育の質の向上を図るため、保育計画及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない」ということが、今回の保育所保育指針の中で盛り込まれることになっています。第三者評価については制度的には進められているわけですが、まだそれほど浸透していないということもあって、まずは自己評価結果を公表しようということを言っています。自己評価を公表するためには自己評価のための共通の物差しが必要になってくると思いますが、その物差しを使った上で、その結果を公表していくようにしようということです。こういう情報開示が行われていくことが、施設を外部にさらしていくことにつながっていくのではないかと思います。その面での競争がそこで起こるかどうかということは、それこそ地域密着性が重視される保育所の中では難しい面もあるかもしれませんが、それでも保育内容等の公表が広がっていくことが大事になってくるのではないかと思います。

それに関連して、大阪は、児童養護施設の処遇指標を、すべての児童養護施設で共通の指標を作って公表されています。例えば、子どもが施設の窓ガラスを割ったときにどのような対応をしているか、小遣いの与え方をどうしているか、あるいは施設で起こったトラブルにどう対処しているかといったことを細かく公表しておられて、最も情報開示が進みにくいと思われる

児童養護施設がそういう先進的な取り組みをしているということも参考になるのではないかと思います。

もう一つは、これはマッセのほうへのお願いになるのかもしれませんが、今回の保育所保育指針で自己検定・自己評価の結果公表ということが規定されることになりますので、その後、3年後、5年後はどうかという経年調査をぜひまたやっていただけると、使用前・使用後の違いが見えて面白いかなと思いました。そんな感じを持ちました。

(橋本) ありがとうございました。柏女先生のほうから、自己評価が大事なのではないかと、いうご提案をいただいたのですが、やはり自己評価ということになってきますと、保育を私たちがどのように進めていこうかということも問われてくると思います。その中で保育計画が市町村の幼稚園や保育園でどのように作られていて、それをどのように公表されていくかということも大事なことになっていくのではないかと、いうことを、柏女先生のお話から感じさせていただきました。ありがとうございました。

では、時間がなくて申し訳ないのですが、当研究会の研究者の方から柏女先生のほうに、第1部の内容も含めて質問をさせていただきたいと思います。

(フロア) 貴重な講演をありがとうございました。私のほうから2点ほど質問がありますので、よろしくお願いします。

最近の国の動向を見ていて、地域子育て支援の在り方がセンター方式からひろば事業へ軸足が移っていると先生もおっしゃっていましたが、この国の動きと今後の展望について、先生のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、やはりひろば事業が中心になっていくのではないかと私自身も思っているのですが、サービスを提供する事業所は、民間の保育所であったり、NPOであったり、さまざまです。行政としては、同じ事業でサービスの内容がいろいろな形で出てくると思うのですが、そのときの心構え、とらえ方をご教授いただけたらと思います。

(柏女) まず最初の、保育所中心型からひろば型へということについての今後の展望ということですが、今までは、子育て支援事業という在宅サービスが制度化されていなかったために、つまり法制化されていなかったために、保育所という施設が担わざるを得なかったのです。保育所保育指針でも、これは平成12年にできたものですから、全国的に保育所が地域子育て支援をやるのだということが書かれているのですが、平成15年の子育て支援事業の法定化によって、子育て支援事業の在宅サービスは在宅サービス事業者が行うという整理になったのではないかと、私は思っています。ということは、在宅サービス事業者が中心になるということが、私はうなずける方向転換ではないかと思っています。

ただし、当事者型だけに特化していくというやり方については、ちょっとおかしいのではないかと、役割分担が必要なのではないかと、思っています。例えば、保育所がひろば型を設置することもあり得るということで、そうした専門職型と当事者型のものをバランスよく組み合わせることが、市町村の対策として必要なのではないかと、思っています。というのは、例えば支援センターには行きやすいけれども、当事者型のところには行きにくいという人もいらっしゃるし、当事者型の人間関係が濃いところで友達がたくさんできたりするのはいいけれども、

保育所には行きにくいという人もいるわけで、それぞれのニーズに沿って戦略的に用意されていくことが大事なのではないかと思っています。ですから、どちらかの方向だけに行ってしまうということについては、あまり賛成していません。

もう一つは、供給主体が多様化してくる中で、それぞれの役割と存在意義のようなものをいかにとらえていくかということが大事なのだろうと思います。例えば、育児休業制度が普及すればするほど、ひろばが必要になります。育児休業を取っている人が気軽に行ける場所が必要になって、それがひろばなのですが、濃い人間関係のひろばがいいという人もいれば、すぐに子どもを保育所に入れたい職場に復帰したりするので、あまり濃い人間関係ができるよりは子どものことを中心に見ていただきたい、あるいは子育てについてアドバイスがもらえるところがいいという声も聞いています。そういうさまざまなニーズを拾いながら、適正に対処していくことが求められているかと思っています。

(橋本) ありがとうございます。時間が短かったために質問の時間が十分に取れずに、申し訳ございませんでした。

今、柏女先生がお話くださったことや前半のお話も含めて伺いながら、今までも地域の中に保育所・幼稚園がずっと存在し続けてきたということは変わりないと思いますが、これからは地域の中で存在の仕方が問われてきているのかなと感じました。保育所・幼稚園の地域の中での存在の仕方というのは、その地域の中にどのような資源があるかによっても変わってくるのかなと思います。これからはこれまでの実績や資源を園のものとして地域のほうに展開していく、それから、地域住民の資源である幼稚園・保育所をどのように生かしていくのかという視点が必要になるのかなと感じさせていただきました。

では、最後に山縣先生のほうから、まとめとしてお話をいただきたいと思います。

(山縣) 会場の皆さん方、本当に申し訳ありませんでした。もっともっと質問の時間を取らなければ分かっていただけなかったところもあったかと思うのですが、その点は私のほうからもおわびしたいと思います。

基本的には、まず自分たちの立場をきっちり理解することが非常に重要ではないかと思います。今日は現場からも来ておられますので、特にそこに焦点を絞ったところでお話ししますと、これまで保育所を中心に支援センターが頑張ってきたわけですが、基本的には専門職型をセンターは期待されていて、当事者型の事業をやっている限り、センターとして生き延びる道はなかなか出てこない。では、専門職型というのは一体何なのかということが、まだ十分把握できていません。専門職型になったときに、保育士たち中心のセンターであるべきかどうかということにもかかわってくる。保育士が中心であれば、保育活動中心になりやすいだろう。そういうセンターになることは背景を考えれば仕方がないことで、行政も含めて、専門職型のセンターの在り方を、現場のほうから積み上げていくということが必要なのではないかと感じました。

今後、皆さんは計画立案に入られると思いますが、そこで行政の担当者も同じものだからやればいいのかという発想ではなくて、違いがある。それをどうきっちり位置付けていくのか。現場の期待に応えなければ評価してもらえないという状態になっているのではないかという気がします。まとめにはなりません。

(橋本) ありがとうございました。時間の関係上、ちょっと中途半端な内容になってしましまして、申し訳ございません。これで第2部のディスカッションを終了させていただきます。柏女先生、山縣先生、どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。時間があまりないのですが、せっかくですので、会場のほうからどなたかご質問のある方はいらっしゃいませんか。

(フロア) 認定こども園についての専門性についてですが、今のところ、幼稚園・保育所を合わせて3万7000カ所のうちの100カ所ですから、0.3%ぐらいですが、数よりも、それによって民間保育所と直接契約されるということの意義のほうが大きいように思います。規制改革の計画では、認定こども園で直接契約が導入されたけれども特に問題がなかったということが論証されれば、全国の保育所に直接契約を導入していくという段取りで計画が立てられていますので、いわば特区のような位置付けで、認定こども園そのものが広がるかどうかよりも、認定こども園という実験によって保育所に直接契約制度が導入されたけれども、そんなに直接影響はなかったという論証のほうが、制度としては大切なのではないかと感じています。

(司会) ありがとうございました。以上をもちまして、特別研究・子育て支援事業調査研究会公開セミナー「自治体における子育て支援事業の推進」を終了いたします。

研究経過

研究活動の経過（平成18年度）

開催回数	日 程	内 容
第1回	平成18年5月9日	オリエンテーション、前年度研究会の総括及び講義
第2回	平成18年7月12日	山縣先生より講義、班別研究
第3回	平成18年8月10日	大阪府より認定こども園について説明、視察先の検討、班別研究
第4回	平成18年9月20日	視察先の検討、班別研究
第5回	平成18年10月11日	視察先の決定、班別研究
第6回	平成18年11月8日	班別研究
第7回	平成18年12月13日	視察結果報告、班別研究
第8回	平成19年1月18日	アンケート内容及び実施時期について最終確認
先進事例調査	平成19年11月21日	江東区大島子ども家庭支援センター、三鷹市みたか子育てネット、三鷹市子ども家庭支援センター、品川区のびっこ園台場、掛川市乳幼児センター、NPO法人せたがや子育てネット

研究活動の経過（平成19年度）

開催回数	日 程	内 容
第1回	平成19年5月9日	オリエンテーション、前年度研究会の総括及び講義
第2回	平成19年6月11日	前年度アンケート結果の活用策、視察先の検討
第3回	平成19年7月13日	アンケート追加調査実施決定、報告書の構成・視察内容を検討
第4回	平成19年8月8日	公開セミナーの内容・視察内容を検討
第5回	平成19年10月10日	報告書・公開セミナーの内容を検討、視察報告
第6回	平成19年11月12日	公開セミナー「地域子育て支援拠点事業の展開」
第7回	平成19年12月12日	アンケート結果の分析、報告書の内容を検討
第8回	平成20年3月6日	報告書の校正、韓国視察報告

先進事例調査	平成19年9月6日	デイケアハウス「このゆびとーまれ」、地域交流サロン「ばあちゃんち」
	平成19年9月7日	いしかわ子育て支援財団、小松市市民福祉部児童家庭課、
		熊本子育てネット（敬愛保育園）、健軍くらしささえ愛工房
	平成19年12月14日	サイムダン産後ケア院
平成19年12月15日	韓国保健社会研究院、ハウソンの家（民間保育所）	

研究会名簿

指導助言者

大阪市立大学大学院生活科学研究科教授	山 縣 文 治
株式会社 関西総合研究所	池 田 恭 和

指導助手

聖和大学教育学部幼児教育学科専任講師	橋 本 真 紀
大阪市立大学大学院	近 棟 健 二
大阪市立大学大学院	崔 珍 姫

研究員

団体名	所属名	氏 名	備 考
池 田 市	子育て・人権部やまばと学園	新 家 初 美	
摂 津 市	保健福祉部こども育成課	由 井 秀 子	平成 18 年度
摂 津 市	保健福祉部こども育成課	船 寺 順 治	平成 19 年度
枚 方 市	福祉部福祉総務課	上 田 伸 一	平成 18 年度
八 尾 市	保健福祉部子育て支援課	窪 田 陽 介	
松 原 市	保健福祉部子育て支援課	根 垣 奈 未	
富 田 林 市	保健福祉部子育て支援課	谷 田 正 宏	
羽 曳 野 市	子育て支援センターふるいち	妹 尾 睦 子	
河内長野市	千代田台保育所	扇 田 朋 子	
岸 和 田 市	児童福祉部保育課	岩 佐 隆 博	

オブザーバー

団体名	所属名	氏 名
茨 木 市	健康福祉部こども室子育て支援課	藪 内 新 一 郎
大 阪 府	児童家庭室家庭支援課	山 本 隆 夫
大 阪 府	児童家庭室子育て支援課	上 杉 依 子

事務局

おおさか市町村職員研修研究センター研究課	上 浦 善 信
おおさか市町村職員研修研究センター研究課	大 澤 亮 太

特別研究「子育て支援事業調査研究会」
最終報告書

平成 20 年 3 月

発行 財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

〒540 - 0008 大阪府中央区大手前 3 - 1 - 43
大阪府新別館南館 6 階

TEL 06 - 6920 - 4565

FAX 06 - 6920 - 4561

E - mail center-tr@masse.or.jp

協会 HP <http://www.masse.or.jp/>